

ASI パフォーマンス 基準 V2 - ガ イダンス

2017 年 12 月

アルミニウム管理イニシアチブ (ASI)

ASI はアルミニウムのバリューチェーンに関する非営利の標準化および認証機関である。

当団体のビジョンは、持続可能な社会に対するアルミニウムの貢献を最大化することである。

当団体のミッションは、アルミニウムの責任ある製造、調達および管理について認識し、協力して発展させていくことである。

当団体のバリューは、以下に示すものである。

- 全ての関連するステークホルダーグループの代表者の参加を促進および実現することにより、当団体の業務および意思決定プロセスを開かれたものにすること。
- 鉱山から下流のユーザーまで、すなわちボーキサイト、アルミナ、アルミニウムのバリューチェーン全体にわたる理解を促進すること。

全般的な問い合わせ先

ASI はこの文書に関する質問やフィードバックを歓迎する。

Email : info@aluminium-stewardship.org

電話 : +61 3 9857 8008

郵便 : PO Box 4061, Balwyn East, VIC 3103, AUSTRALIA

ウェブサイト : www.aluminium-stewardship.org

免責事項

この文書は、ASI 定款、または適用される国、州、地方自治体の法律、規則または本文書に含まれる事項に関するその他の要請による要求事項を置換する、抵触する、またはその他の方法で変更することを意図するものではなく、またそれを実施するものでもない。この文書は、一般的な指針のみを示すものであり、本文書に含まれる事項に関する完全かつ権威ある言明とみなしてはならない。ASI 文書は時折更新されており、ASI ウェブサイトに掲載されたバージョンは、それ以前のあらゆる他のバージョンに優先する。

ASI の公用語は英語である。ASI は、さまざまな言語で翻訳を用意することを目指しており、これらは ASI ウェブサイトに掲載される予定である。バージョン間に不一致がある場合は、公用語バージョンへの参照を優先するものとする。

ASI パフォーマンス基準 - ガイダンス

目次

はじめに	4
1. ASI パフォーマンス基準について	4
2. 「事業体」とは?	4
3. 本ガイダンスの使用方法	4
4. 効果的なマネジメントシステムの実施	5
5. 小規模企業	5
ASI パフォーマンス基準 - ガイダンス	7
本ガイダンスについて	7
A. ガバナンス	8
1. 企業倫理	8
2. 方針およびマネジメント	14
3. 透明性	23
4. 素材管理	28
B. 環境	37
5. 温室効果ガス排出	37
6. 排出、流出、廃棄	43
7. 水の管理	53
8. 生物多様性	59
C. 社会	69
9. 人権	69
10. 労働者の権利	87
11. 労働安全衛生	101
用語集	107

はじめに

1. ASI パフォーマンス基準について

ASI パフォーマンス基準（この「基準」）は、アルミニウムのバリューチェーンにおける持続可能性の問題に対処することを目的として、環境、社会、およびガバナンスの原則および個別基準を定義する。「製造および加工」ならびに「産業ユーザー」のメンバーシップクラスに属する「ASI メンバー」は、ASI「認証」プログラム開始後 2 年または ASI 加入後 2 年のいずれか遅い時期までに、少なくとも 1 つの「施設」について ASI パフォーマンス基準に対する認証を受ける必要がある。

ASI 加工・流通過程の管理 (CoC) 基準は、ASI パフォーマンス基準を補完するもので、「ASI メンバー」による適用は（奨励されるが）任意である。パフォーマンス基準の一部の側面（特に責任ある調達方針、不正行為防止、人権デューディリジェンス、および紛争地域および高リスク地域の領域）は、CoC 基準でも触れられている。

「ASI 基準」に対する認証は、「事業体」のマネジメントシステムおよびパフォーマンスの関連「基準」への適合を検証する、ASI 認定監査人による独立した第三者の監査を必要とする。また認証プロセスは、適合しない可能性のあるプラクティス、および是正処置または実施を追跡すべきプロセスを早期に特定するしくみを確立する。

ASI「認証」の取得方法に関する詳細情報については、ASI 保証マニュアルを参照されたい。

2. 「事業体」とは？

「ASI 基準」は、「事業体」に適合性の責任を課し、用語集では以下のように定義している：

「「メンバー」が所有する、またはその「管理」下にある企業、またはそれに類似するもの。「事業体」は、「ASI メンバー」の一部または全部を構成する可能性がある。パフォーマンス基準の適用に関して、「事業体」は、ASI「認証」を取得し、またはその取得に努める。さらに、「事業体」は、定められた「認証範囲」においてパフォーマンス基準を実施する責任がある。」

すなわち、「事業体」とは、認証を受ける活動の事業、組織、企業、またはグループを指す。ゆえに「事業体」とは、「ASI メンバー」全体、または「ASI メンバー」の「管理」下にあるもの（企業部門、関連する「施設」のグループまたは単一の「施設」など）を指す。「事業体」の「認証範囲」の決定方法に関する詳細情報については ASI 保証マニュアルを参照されたい。

3. 本ガイダンスの使用方法

本ガイダンスは、「ASI メンバー」によるパフォーマンス基準の実施および「認証」取得に向けた取り組みを支援することを目的とする。本ガイダンスには、パフォーマンス基準の 11 の「原則」それぞれについて個別に章が設けられており、企業内の担当者はそれの一つずつ必要に応じて参照できる。それらの章は、「メンバー」が初回認定の準備、または現在のアプローチと個別基準の意図との比較を行う場合に、きわめて有用である。

また、本ガイダンスは、独立した第三者監査を実行する「ASI 認定監査人」のリソースとしても使用できる。本ガイダンスは、ASI 基準の詳細を知りたい人向けに、ASI ウェブサイト上で広く公開されている。

4. 効果的なマネジメントシステムの実施

パフォーマンス基準の個別基準の多くは、マネジメントシステムのアプローチに基づいている。マネジメントシステムは、個々の企業の性質およびその状況により異なる。

一般的には、以下がパフォーマンス基準の実施に役立つ効果的なマネジメントシステムの要素である：

- **リスクアセスメント**は、実際のリスクと潜在的リスクを特定し、特徴付ける重要な管理ツールである。これを使用して、「基準」内の該当する個別基準の間で、領域を優先順位付けできる。リスクアセスメントを定期的に行っていない「メンバー」は、ASI 保証プラットフォームのテンプレートを使用する。十分なマネジメントシステムが機能している「メンバー」は、既存のリスクアセスメントのレビューまたは拡張により、未解決の問題を特定し、それらに対処する。リスクアセスメントは、以下の全ての実施または修正が適切かどうかを特定する。
- パフォーマンス基準を受けて取り組まれている問題の責任が、**上級管理者**または役員に割り当てられている。
- **文書化された方針と手続**が、重要な問題についての企業の立場を明確に示し、その方針の実践方法を特定している。これらの資料の初回作成時、または小規模企業の場合は、効率のよい方法を考える（例：方針と手続をプレゼンテーション形式で記録して、その後の訓練で使えるようにする）。
- **記録保持**はあらゆる企業の基本であり、これにより長期的な進歩を評価できる。保持した記録は社内レビューに必須の情報源となり、必要に応じて外部監査の重要なエビデンスになる。
- **訓練**は、優先順位の重視、および企業の方針と手続の理解に役立つ。新規および既存の人員がすべきことを学び、進化する柔軟な事業に対応するための重要な手段である。

5. 小規模企業

ASI は、大小あらゆる規模の企業が ASI 「認証」を利用できるようにすることを目指している。ASI は年商／年間売上高をもとに、企業の規模を以下のように分類する：

大	中	小	零細
10 億 US ドル超	1 億～10 億 US ドル	1,000 万～1 億 US ドル	1,000 万 US ドル未満

本ガイダンス内の「小規模企業」には、「小」および「零細」の組織が含まれる。

小規模企業のマネジメントシステムは、形式にこだわらなくても効果的な場合がある。たとえば、少ない人員に方針およびプログラムを簡単に伝えられることから、広範囲の文書化の必要性は薄く

る。トップマネジメントは、日々の事業を間近で見ていることが多い。これにより、管理を要する問題およびリスクを深く認識できるようになる。

小規模企業がそれ以外の企業よりも楽に ASI「認証」を取得できるわけではないが、適合に関連するエビデンスは異なる場合がある。監査人は、組織の規模に対して十分な適合性の裏付けを探すよう指示される。目的にかなう一貫した文書化は通常、機能的なマネジメントシステムの基盤を成し、小規模企業ではかなり単純化される場合がある。面談も、システムが実際にどう機能しているかを知る手段になる。小規模企業では、大規模企業より高い比率の人員を対象にできることから、監査人による面談への依存度が高くなる可能性がある。

ASI パフォーマンス基準 - ガイダンス

本ガイダンスについて

ASI パフォーマンス基準（PS）は、「PS 認証」の要求事項の概要を示すものである。本 PS ガイダンスは、「PS 認証」を取得する「ASI メンバー」を支援するリソースとして、および独立した第三者監査を実行する「ASI 認定監査人」に向けて作成された。ASI 基準の詳細を知りたい人向けに、公開もされている。

ASI パフォーマンス基準は、持続可能な開発の 3 つの柱に合わせ、以下の 3 つのセクションに分かれている：

- A. **（セクション 1～4）ガバナンス：** 企業倫理／方針およびマネジメント／透明性／素材管理。
- B. **（セクション 5～8）環境：** 温室効果ガス排出／排出、流出、廃棄／水の管理／生物多様性。
- C. **（セクション 8～12）社会：** 人権／労働者の権利／労働安全衛生。

本ガイダンスは、上記のセクションのそれぞれに対応するよう編成されており、ASI パフォーマンス基準に適合するシステムおよび手続の実施を望む企業に、一般的な指針を提供するものである。

ASI パフォーマンス基準は、企業が果たすべきことについての要求事項は示しているが、これを達成するためにシステムおよび手続をどのように設計し、実施するかについては定めていない。このため、本ガイダンスでは、背景、説明、および留意事項を記載する。ただしこれらは一般的な指針にすぎず、規定ではない。ASI パフォーマンス基準は、最終的な評価基準である。

A. ガバナンス

1. 企業倫理

原則

「事業体」は、高いレベルの倫理性と遵法精神をもってその事業を遂行しなければならない。

関連する個別基準

適用法令に関連する個別基準：3.3 違反および法的責任、9.5 再定住、10.1 結社の自由および団体交渉権、10.2 児童労働、10.4 差別禁止、10.8 労働時間。

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性		
	1.1	1.2	1.3
ボーキサイト採掘			
アルミナ精製			
アルミニウム製錬			
「アルミニウム再溶解／精製」			
「鑄造」			
半製品			
「材料加工」（「製造および加工」）			
「材料加工」（「産業ユーザー」）			
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売			

説明：

緑に着色された個別基準は、サプライチェーン活動に一般的に適用可能なものであり、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる。

「事業体」の「認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

コーポレートガバナンスの枠組みおよび遵守のしくみは、企業が倫理性をもって事業を行うことを保証するツールである。それらは適切に実施および統合された場合、企業の説明責任強化に役立ち、ステークホルダーおよび投資者の信頼を支える。

法令遵守は、企業の主要な関心事であり、効果的な管理が必要である。法令遵守の義務には、法令と規則、許可とライセンス、地域の条例、および裁判所判決と指示を含む場合がある。ASI パフォーマンス基準の個別基準 1.1 は、システムを使用する「事業体」が適用法令を知り、その遵守を維持することを主眼とし、完全な法令遵守の監査を含むものではない。法的リスクの効果的な管理は、企業の倫理性と持続可能性の強化に貢献すると広く考えられている。

不正行為は経済的進展を妨げ、環境基準や労働基準への適合、人権保護、および法の支配を損なう場合がある。贈収賄は、最も広くはびこっている不正行為の形態である。国内で生じる贈収賄は、ほぼ全ての国で有罪とされ、違法行為が海外で生じた場合にも起訴できる国が数多くある。賄賂は、さま

さまざまな形態を取る（現金、贈り物、接待、利益、約束など）。贈賄者が主導権を握り、取引を管理する場合もあれば、賄賂が効果的に引き出される場合もある。

行動規範は、マネジメントとその他従業員の双方に期待される行動を定義する。すぐれた行動規範は、組織の使命、バリュー、および原則を明確にし、それらを職業上の行動基準に結び付ける。こうした規範で必ずしも不適切な行為または不正手段を防げるわけではないが、これらは、従業員のパフォーマンスや事業体の内部統制システムへの取り組みに影響を与える法的・倫理的枠組みを従業員に提供する。

主な概念

適用法令 - 「事業体」が事業を行う国または複数の国において、関連する国際法または国、州、もしくは地方自治体の法令。これには、法律、規則、および法定政策が含まれるが、これに限定されるものではない。「適用法令」と ASI パフォーマンス基準の要求事項との間に不一致が生じた場合、「事業体」は、それが「適用法令」に違反する結果となる場合を除いて、より上位の基準に従うべきである。（[Responsible Jewellery Council - Code of Practices 2013](#)（責任ある宝飾協議会実施規範、2013 年）から改変）

贈収賄 - 違法、非倫理的、または背任となる行為の誘因としての利益を提供、約束、贈与、受領、または要請すること。誘因としては、贈り物、融資、報酬、謝礼、またはその他の便益（税金、サービス、寄付、好意的な扱いなど）という形態をとる可能性がある。（[Transparency International Anti-Corruption Glossary](#)（トランスペアレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）

行動規範 - 組織の行動（最低限のコンプライアンスならびに組織、スタッフおよびその他の人員に対する懲罰を含む）に関する一連の期待および基準を規定する、原則および価値観の表明。

（[Transparency International Anti-Corruption Glossary](#)（トランスペアレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）

遵守（適用法令の） - 法務、事業、および財務に関する全ての活動が、現行の法律、規則、規範、規制、基準および一般市民の期待に適合していることを確保するための、組織内の手続、システム、または部署を言う。（[Transparency International Anti-Corruption Glossary](#)（トランスペアレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）

不正行為 - 委任された権利を個人的利益のために乱用すること。不正行為は、失われた金額および発生した分野に応じて、大規模不正行為、小規模不正行為、政治的不正行為という分類がある。

（[Transparency International Anti-Corruption Glossary](#)（トランスペアレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）

強要 - 権力のある地位または知識を保有することを直接的または間接的に利用して、威圧的な脅迫の結果として不当な協力または補償を要求する行為。（[Transparency International Anti-Corruption Glossary](#)（トランスペアレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）

ファシリテーションペイメント - 少額の支払い。『円滑化』、『迅速化』、または『潤滑油』の支払いとも言う。支払者が法的またはその他の権利を持つ定常的または必要な活動の実施を確実にする、または促進するために行われる。（[Transparency International Anti-Corruption Glossary](#)（トランスペアレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）

実施

「実施」セクションは、「パフォーマンス基準」内の個別基準のそれぞれの実施に関する一般的な指針を示す。この指針は規範ではなく、必要に応じて情報と支援を最初に求める場所とみなすものとする。

1.1 法令遵守

「事業体」は、「適用法令」を確実に遵守し、その意識を維持するシステムを施行しなければならない。

留意事項：

- 組織が、適切な能力および資格を有する法務担当者に相談できるようにする。これは、自社の担当者（例：法律顧問、法務部門）、または外部の法律事務所、専門家、業界団体などを通じて行う。
- 法令遵守の公的記録を使用して、以下の関連情報を特定・保持する：
 - 関連する適用法令と規則、必要なライセンスと許可、および報告と開示の義務。これには、法令、規則、許可などの名前、その場所のオンラインリンクまたは説明、法律文書を適用する司法管轄区域、管理機関または当局に関する情報、法律文書に規定された目的および主な要求事項の説明、これらが事業にどう影響するかの説明などが含まれる。
 - 「事業体」の活動、製品、およびサービスに適用されるその他の要求事項（「適用法令」で定められたもの以外）。その他の要求事項には、該当する場合、以下が含まれる。
 - 当局との合意事項
 - 顧客との合意事項
 - 非規則ガイドライン
 - 任意の原則または実施規範
 - 業界団体の要求事項
 - コミュニティグループまたは非政府系組織との合意事項
 - 「事業体」または上位「メンバー」組織の公的誓約、または
 - 法人／企業の要求事項。
 - 確実な遵守、および法的要求事項とそれらに関連する開発についての情報利用に対して責任を持つ、企業内で任命された人／領域の特定。
 - 遵守評価を実行する頻度と時期の指定。遵守評価の頻度は法で定められている場合もある。それ以外の場合は、要求事項に関連するリスクに応じた頻度で実行する。
 - 違反の可能性のある状況を遵守に導く手段の追跡。たとえば、公的記録を使用してエビデンスと記録を一覧表示することにより、遵守を明示し、違反が特定された場合には是正処置を追跡することができる。
 - 法令遵守の公的記録は、企業のニーズに最も合う形で、中央での集中化、または組織の適用レベル（国または場所ベース）の保持が可能であることに留意されたい。
- 従業員、委託先、仲介者に法的要求事項についての訓練を伝達・提供するプロセスを整え、適切なレベルの理解を確実に得る。
- 「事業体」の業務領域に先住民コミュニティが存在する場合、企業は関連する慣習法の理解にも努める。
- システム、プロセス、手続、または方法を整えることにより、法的開発を監視し、法的リスクが高まっている領域を特定する。法的要求事項に不明な点がある場合は、法的助言を求める。
 - 法律は、特定の状況について明確ではなかったり、法定での判断が難しい場合がある。状況によっては、これは「適用法令」に言及するASIパフォーマンス基準内の個別基準に関連し、適合性の決定に影響しかねない。こうした状況で適合性を決定す

る「監査人」は、関連する政府当局が提供する指針、ならびに「事業体」の提供する正式な法的意見を検討する。

- 企業と法令は頻繁に変化し、関連当局の申請処理には時間がかかるため、許可またはライセンスの使用については一般にすぐには承認されない。これが「適用法令」に言及する個別基準に関連し（下記参照）、問題が手続き上のもので、承認が得られない理由がないと思われる場合は、「監査人」はこれを遵守の状況として受け入れることができる。
- 個別基準1.1の一般要求事項に加え、ASIパフォーマンス基準の以下の個別基準で、適用法令を遵守する：
 - 1.2 不正行為防止
 - 3.3 違反および法的責任
 - 9.5 再定住
 - 10.1 結社の自由および団体交渉権
 - 10.2 児童労働
 - 10.4 差別禁止
 - 10.8 労働時間

1.2 不正行為防止

「事業体」は、「適用法令」および一般的な国際標準に従って、「強要」や「贈収賄」など、あらゆる形態の不正行為に反対しなければならない。

留意事項：

- 不正行為に対抗する方針またはシステムを確立し、企業のトップレベルの正式な承認を得る。方針が、不正行為の問題とリスクの意識を確立し、組織内に不正行為防止の文化を深く浸透させるための基盤となるようにする。
- 全従業員および仲介者となりうるあらゆる関係者に方針を伝達し、適切な契約文書にその旨を記載する。違反に対して用いる制裁を明確にする。
- 不正行為防止方針の遵守について、助言を与え、苦情または問題を受け付ける窓口となる人またはオフィスを設けることを検討する。重要なリスクが特定された大規模企業では、従業員および仲介者による内部通報のしくみの利用を、方針に取り入れることを検討する。
- 方針で、政治献金、慈善的寄付、および資金提供をどのように扱うかを検討する。
- 第三者への贈り物の提供および第三者からの贈り物（接待および娯楽を含む）の受領の記録と承認について、個別基準と手続を示す。慣習的なやりとりと不正行為のリスクを分ける判定基準を設定するには、審査が必要な場合がある。
 - 第三者の贈り物の公的記録を定め、渡したものの、受領したものの、および受け付けたものを記録することを検討する。これらには、贈収賄リスクのある商業的状況で提供される大規模な慈善的寄付、資金提供、コミュニティへの支払い、および多額の接待費が含まれる。贈り物の公的記録は、組織の支払システム内に統合でき、独立させる必要はない。
- リスクアセスメントを実施し、贈収賄リスクのある事業部分を特定する。複数の場所で活動している複雑な企業の場合は特に、プロの専門家の支援を仰ぐことを検討する。
 - リスクは、事業のタイプや地理的場所に応じて異なる場合がある。一般に、リスクは、第三者（政府機関、および政府職員または公務員が関係する機関を含む）との取引またはビジネス関係に影響を与える（または影響を受ける）立場にある個人が関与することが多い。
 - 特定されたリスクを低減するための文書化された不正行為防止プログラムを確立する（訓練の提供、一個人への権限の集中を回避する正式な承認手続、高リスクの取引の監視強化、新しい仲介者および関連委託先の選定に関する文書化された選択基準の使用、未遂の贈収賄例およびそれらの調査の記録など）。

- リスクアセスメント、および特定されたリスクへの対処に使用する不正行為防止手段を定期的にレビューする。パフォーマンスのレビューは、利害関係のない適切な人物が行うべきである。
- 以下の資料（関連する国際基準を含む）を参照されたい：
 - グッドプラクティスのガイドライン：
 - [トランスペアレンシーインターナショナル 贈収賄防止のためのビジネス原則（2013年度版）](#)
 - [国際商業会議所 不正行為対策規則（2011年度版）](#)
 - [PACI（Partnering Against Corruption Initiative）原則](#)
 - [ISO/CD 37001:2016贈収賄禁止管理システム](#)
 - リスクアセスメントの方法：
 - [不正行為防止リスクアセスメントガイド（国連グローバル・コンパクト、2013）](#)
 - [贈収賄リスクの診断（トランスペアレンシーインターナショナルUK、2013）](#)
 - [TRACE Matrix - コンプライアンスコミュニティのためのグローバルなビジネス贈収賄リスクインデックス](#)
 - 国のリスク：
 - [不正行為認識インデックス（トランスペアレンシーインターナショナル）](#)
 - [ビジネスの不正行為防止ポータル](#)
 - [世界銀行世界ガバナンス指標](#)
 - セクターのリスク：
 - [贈収賄提供者インデックス - セクター別結果（トランスペアレンシーインターナショナル）](#)
 - [FCPAブログの企業調査リスト（年4回更新）](#)

1.3 行動規範

「事業体」は、環境、社会、およびガバナンスのパフォーマンスに関する原則を含む「行動規範」または同様の手段を施行しなければならない。

留意事項：

- 組織は、行動規範として特にASIパフォーマンス基準を参照するか、または企業倫理（ASIが対象とする環境、社会、およびガバナンスパフォーマンスの分野を含む）の一般的な取り組みを行う。
 - 「事業体」の業務領域内またはその周辺に「先住民」が存在する場合、「先住民」の権利を尊重する取り組みを行動規範に含める。
- 組織のために、または組織に代わって働く者が、行動規範を認識できるようにする。訓練、意識向上、および能力開発は、スタッフが自身の作業と手続に原則を深く浸透させるために役立つ。
- 行動規範を定款に加え、必要な場合は、ビジネスパートナー、サービス提供者、および供給者とともに組織の原則について意識を高めることを検討する。
- 行動規範の定期的なレビューを実施する。以下の点に留意する：
 - 行動規範が、それを組織全体に深く浸透させるために必要な運営上の方針と手続に反映されているかどうか。
 - 行動規範と実際の業務の間にギャップが生じていないか。
 - 内容または実施の改善により、行動計画をどのように実施して、ギャップに対処するか。

まとめ：

- 法的要求事項および法の変更を認識し続ける方法を監査人に示すことができるか？

- 適用法令の遵守を監視するためのステップを監査人に説明できるか？
- 贈収賄およびファシリテーションペイメントに関する適用法令を知っているか？
- 不正行為防止手段（方針の明確な伝達、リスクアセスメント、訓練、贈り物の公的記録、または調査と制裁の手続など）を確立しているか？
- 組織の行動規範は文書化されているか？その実施をレビューしているか？

2. 方針およびマネジメント

原則

「事業体」は、環境、社会、およびガバナンスのプロセスの健全なマネジメントに尽力しなければならない。

関連する個別基準

8.2 生物多様性マネジメント

8.5 採鉱地リハビリテーション

9.4 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性							
	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8
ボーキサイト採掘								
アルミナ精製								
アルミニウム製錬								
「アルミニウム再溶解／精製」								
「 casting 」								
半製品								
「材料加工」（「製造および加工」）								
「材料加工」（「産業ユーザー」）								
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売								

説明：

緑に着色された個別基準は、サプライチェーン活動に一般的に適用可能なものであり、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる。

「事業体」の「認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

方針は、企業がトップの誓約を示し、手続とプラクティスを詳細に記す場を設定し、原則と目的をステークホルダーに伝達するための最も一般的な方法である。企業内、およびより広い意味での企業業務において、変化は頻繁に生じる。方針および実施の定期レビューは、改善を要するギャップを特定する。

マネジメントシステムは、組織の企業政策とゴールを、作業を実施する行動に変えるエンジンルームである。あらゆるタイプの業務に関連し、事業の性質、規模、および主要リスクに応じて変化する。効果的なマネジメントシステムには、以下の利点がある：

- リソース利用の効率化
- リスク管理の強化
- 結果が方針と一致した場合の顧客とステークホルダーの満足度向上

主な概念

コミュニティ - 事業またはプロジェクトに地理的に近接した場所に所在する人々または地域社会、特に、物理的環境、健康または生活について、現実、または潜在的に、プロジェクトに関連する直接のリスクまたは悪影響を受ける人々または地域社会に対して一般的に適用される用語。特定の地域に住む人々または家族の集団について言うことが多い。場合によっては、共通の利害関係（水利組合、漁業、牧畜業、放牧業など）がある。共通の文化的小および歴史的伝統を持つことも多い。その一体感の度合いはさまざまである。（[IFC Performance Standard 1 - Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impacts - Guidance Note](#)（IFCパフォーマンス基準1 - 環境および社会へのリスクおよび影響の評価およびマネジメント - ガイダンスノート）から改変）

デューディリジェンス - 企業がリスクを特定し評価する、また、特定されたリスクに対応する戦略を策定し実施するための、継続して行われる積極的小および受動的プロセス。（[OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High Risk Areas](#)（OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンス）から改変）

影響評価 - 重要な決定が行われて確約されるのに先立って、開発提案の生物物理学的、社会的、その他の関連する影響を特定、予測、評価、および低減するプロセス。（[International Association of Impact Assessment](#)（国際影響評価学会）から改変）流出および漏洩などの重大事故のリスクアセスメントにも使用される。

マネジメント代表者 - 基準の要求事項への適合を確保するために、企業によって任命されたトップマネジメントのメンバー。（[Social Accountability International, SA8000: 2008](#), p5（ソーシャルアカウンタビリティインターナショナル）から改変）

マネジメントシステム - 作業が正確に矛盾なく効率的に実施されて求められた結果を達成すること、およびパフォーマンスの継続的改善を促進することを確保するための組織的枠組みについて、全体として保証するマネジメントプロセスおよび文書化。（[Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013](#)（責任ある宝飾協議会実施規範、2013年）から改変）

方針 - 原則および目的の表明。（[Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013](#)（責任ある宝飾協議会実施規範、2013年）から改変）

労働者 - 従業員（明示か黙示かを問わず、また、口頭によるか書面によるかを問わず、または「適用法令」で定められた、労働契約または雇用もしくは徒弟契約を締結した個人、またはその契約の下で働く個人）、および委託先（労務供給契約に従って労働を行い、またはサービスを提供する個人、企業、またはその他の法的実体）。（[Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013](#)（責任ある宝飾協議会実施規範、2013年）から改変）

実施

「実施」セクションは、「パフォーマンス基準」内の個別基準のそれぞれの実施に関する一般的な指針を示す。この指針は規範ではなく、必要に応じて情報と支援を最初に求める場所とみなすものとする。

2.1 環境、社会、およびガバナンスの方針

「事業体」は以下に示す事項を実施しなければならない。

- a. この「基準」に示された環境、社会、およびガバナンスに関するプラクティスと整合性のある、総合的または個別の「方針」を施行し維持すること。
- b. トップマネジメントの承認を受け、リソースの提供を通じた支援および「方針」の定期的なレビューを受けること。
- c. 組織内に向けて、また、必要に応じて組織外に「方針」を知らせること。

留意事項：

- 2.1 (a) では、広くASIパフォーマンス基準に沿った環境、社会、およびガバナンスの方針を採用し、マネジメントシステムの一部としてこれらを実施する。
 - 方針は、原則および目的を表明し、これはASIパフォーマンス基準に規定された要求事項の達成に役立つ。
 - 方針は、「事業体」の事業、規模、および関連する影響に関連したものである必要がある。
 - これらの方針を、単一の文書化システムに統合したり、単一のマネジメントチームが扱う必要はないことに留意されたい。
- 2.1 (b) では、トップマネジメントが方針の実施への誓約を示す。
 - 方針に沿った事業活動を行うようにする。
 - 環境、社会、およびガバナンスの方針は定期的にレビューし、必要に応じて更新する。
 - 方針が、それらを組織全体に深く浸透させるために必要な業務上の方針と手続に反映されているかどうかを確認する。
 - 方針と実際の業務の間に生じうるギャップを特定する。
 - ギャップに対処する行動計画を実施する。
 - 小規模企業でも、年に一度のトップマネジメント会議で問題をレビューし、進捗状況を確認する。
- 2.1 (c) では、方針を社内の全ての「労働者」に伝達する。これは、「方針」の明確な表示、および誘導、認知、再訓練を通じて達成する。
 - スタッフが、自らが果たす特定の責任および作業に関連する社会およびガバナンスの方針を認識できるようにする。
 - スタッフは、自らの立場に直接関連する企業方針についての知識を備える。
 - 意識向上、および能力開発は、スタッフが自身の作業と手続に方針を深く浸透させるために役立つ。
 - 方針を外部のステークホルダー（必要な場合は、企業の委託先を含む）に伝達し、ビジネスパートナー、サービス提供者、および供給者とともに取り組みの意識を高めることも検討する。これは、ウェブサイトで要請に応じて提供することも、自社訪問時に提示することもできる。

2.2 リーダーシップ

「事業体」は、この「基準」への適合を確保するための全体的な責任と権限を持ったトップ「マネジメント代表者」を少なくとも1名任命しなければならない。

留意事項：

- ASIパフォーマンス基準の実施について、適切な責任および権限を持つトップマネジメントレベルの人または人のグループを任命する。
- 「基準」の実施の支援に十分な人および物的資源を確保する。
 - 組織内で必要な場合は、ASIプログラムの知識と理解の強化に役立つ訓練および能力開発の必要性を検討する。

2.3 環境および社会のマネジメントシステム

「事業体」は、以下に示す項目について、総合的または個別に文書化し施行しなければならない。

- a. 環境マネジメントシステム
- b. 社会マネジメントシステム

留意事項：

- 環境、社会、および労働安全衛生の主な影響を特定し、それらの影響の防止または低減に向けたマネジメント規定を含む文書化されたシステムを開発、採用、および実施する。
 - 目的にかなう一貫した文書化は通常、機能的なマネジメントシステムの基盤を成し、小規模企業ではかなり単純化される場合がある。
- 一般的には、以下が効果的なマネジメントシステムの要素である：
 - 実際のリスクおよび潜在的リスクの特定と特徴付け、および追加的な集中を要する領域の優先順位付けを行うリスクアセスメント。
 - 主なリスク領域の責任を割り当てられたトップマネジメント。
 - 事業のさまざまなレベルと分野で従業員と委託先に一貫した情報を提供する文書化された方針と手続。これらの初回策定時に、効果的な方法を考える（例：方針と手続をプレゼンテーション形式で記録して、その後の訓練で使えるようにする）。
 - 重要なデータと情報の管理、説明責任の強化、および長期的な進歩の評価を行うための記録保持。
 - 優先順位に着目しながら、すべきことを学び、進化する柔軟な事業に対応するための訓練。
 - リスクアセスメントとマネジメントシステムの定期的なレビューと更新。
- 労働安全衛生、社会、および環境の影響のマネジメントが、地域のステークホルダー（「住民」を含む）に影響を与えうる場合は、場所レベルのマネジメントシステムの設計、実施、および監視時に、これら影響を受ける者の利益を考慮する。
- ISO 14001、ISO 26000、SA8000、OHSAS 18001などの国際基準は、一部のビジネスに関連するマネジメントシステムモデルを提供している。この個別基準の要求事項を満たす公認の基準と認証プログラムは、保証マニュアルに記載されている。
 - 注：ISOが現在作成中の新しい基準[ISO 45001, Occupational health and safety management systems - Requirements](#)（ISO 45001労働安全衛生マネジメントシステム - 要求事項）は、公開され次第このリンクから参照できるようになる。

2.4 責任ある調達

「事業体」は、環境、社会、およびガバナンスの問題を対象を含む、責任ある調達「方針」を施行しなければならない。

留意事項：

- 責任ある調達方針を策定、採用、および実施する。
 - 商品およびサービスの調達に関連する環境、社会、およびガバナンスの問題を特定する。方針は、金属の製造に使用するその他の原材料（コークス、ピッチ、氷晶石など）にまでその対象範囲を拡大できる。
 - 供給レベルでの人または環境へのリスク（人権および労働者の権利の侵害、または供給者／業務に起因する環境への悪影響など）を検討する。
 - これらに取り組むため、企業は適切に商品およびサービスの供給者を管理するか、または影響を及ぼす。ビジネスの全ての関連レベルを通じ、方針を統合する方法を検討する。
 - 大規模企業は、責任ある調達方針を文書化し、ツール（供給者のデューディリジェンス・プロセス、リスクアセスメント、持続可能性アンケート、および契約・供給

者監査・特別チームにおける持続可能性の統合など）を使用して、特定された問題に対処することを検討する。

- サプライチェーンのデューディリジェンス・アプローチに関する詳細は、参考資料（[International Financial Corporation \(IFC\) Performance Standard 1 - Guidance Note](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準1 - ガイダンスノート）、[UN Guiding Principles on Business and Human Rights](#)（国連のビジネスと人権に関する指導原則）、[OECD Due Diligence Guidance for Responsible Mineral Supply Chains](#)（OECD鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンス）など）を参照されたい。
- 責任ある調達方針（または概要）は公開し、関連する全ての供給者に伝達する。
 - 供給者への伝達には、注文書または契約文書、ニュースレター、ウェブサイトなどが利用できる。
- 責任ある調達方針の実施に関する進捗状況は、定期的に監視し、評価する。大規模企業は、必要な場合、責任ある調達の目標設定を検討する。

2.5 影響評価

「事業体」は、新しいプロジェクトに対して、または既存施設での大きな変更に対して、環境、社会、文化、および「人権」に関する「影響評価」（ジェンダー分析を含む）を実施しなければならない。

留意事項：

- 開発、拡大、業務施設への重要な変更、（および採掘の場合は、重要な調査活動）を審査し、影響評価を要する環境または社会的リスクと影響が存在するかどうかを判定するプロセスを整える。
 - 影響評価の形と時期は通常、適用法令によって定義される。
 - 影響評価は、できるだけ早い段階に開始する。
 - プロジェクトの性質、規模、およびリスクを考慮する。たとえば、調査段階で適切なものは、大規模な採掘プロジェクトに適切なものとは異なる場合がある。
- 新しいプロジェクトまたは既存施設への重要な変更を行う前に、環境、社会（衛生を含む）、文化、および人権に及ぼされうる悪影響についての影響評価を実施する。
 - リスクと影響の特定は、最近の環境および社会の基準データをもとに、プロジェクトの性質（例：未開発の土地、再開発を待つ土地）に適切な詳細度で行う。
 - 広く全体に与える影響を検討し、必要な関連する土地利用計画（一時的な土地利用など）を特定する。これらには、その他の長期／短期の産業、農業、またはコミュニティの活動、移転・連絡用道路、保管・処分区域、作業員宿舍などが含まれる。
 - プロジェクトの一環として資金提供されておらず、プロジェクトが存在しなかったら建設または拡張されていなかった、およびそれなしにはプロジェクトを実行できなかったであろう関連施設の影響を検討する。これらの関連施設には、鉄道、道路、港、ダム、自家発電所または送電線、パイプライン、電気・ガス・水道の施設、倉庫、および物流ターミナルが含まれる。コミュニティと地域開発との潜在的相乗効果、およびインフラ設計の基準とプロトコル（[Global Infrastructure Basel](#)や、必要な場合は[Hydropower Sustainability Protocol](#)（水力発電持続可能性評価プロトコル）など）に取り組むプロジェクトパートナーの重要性を検討する。
 - リスクおよび影響の特定プロセス実施時に、既存、計画中、または合理的に定められているその他の開発から、プロジェクトが利用することにより、または直接影響を及ぼすことにより、地域または資源に累積される影響（影響が積み重なった結果）を検討する。累積された影響の例としては、空気流域へのガス排出の漸増的寄与、複数箇所取水による流域における水流の減少、流域における堆積物の増加、渡り鳥の経路または野生生物移動の阻害、コミュニティの道路における通行車両の増加による交通渋滞および事故の増加がある。

- 人権影響評価（HRIA）は、国際的な人権法を枠組みとし、女性、子ども、高齢者、および社会の下層階級への差別の影響を考慮する。人権の影響は、社会影響評価と環境影響評価のいずれかまたは両方の一環として、もしくは独立した評価として評価することができる。
- 評価には、必要に応じて、プロジェクト設計の代替アプローチの分析を含める。ミティゲーションヒエラルキーに従い、緩和よりも影響の回避を優先する（生物多様性に影響する生物多様性ミティゲーションヒエラルキーの詳細は、「8 生物多様性」を参照されたい）。
- 採掘、精製、および製錬のプロジェクトには、閉鎖時のリハビリテーションまたは施設の廃止措置の計画を含める（個別基準2.8を参照）。
- 発展途上国の多くには影響評価の規則があるが、場合によっては、こうしたプロセスの実施および監視に適さない資源が存在することもある。こうした状況においても、「ASIメンバー」はグッドプラクティスの評価アプローチの実施に努める。
- 影響評価に関する詳細は、参考資料（[International Association of Impact Assessment - Best Practice](#)（国際影響評価学会 - ベストプラクティス）のリソース、[Guide to Human Rights Impact Assessment and Management \(HRIAM\)](#)（人権影響評価と管理のガイド、2010年）、[International Financial Corporation \(IFC\) Performance Standard 1 - Guidance Note](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準1 - ガイダンスノート）など）を参照されたい。
- 採掘作業および関連インフラが、保護価値の高い地域で提案されている場合は、環境評価の環境要素に以下を含める：
 - 保護価値の高い地域の生物多様性評価は、資格のある専門家が標準的なアプローチで実施する。
 - 提案されたプロジェクトに関連する累積的影響評価、およびインフラ、長期定住、伐採、密猟などが環境にもたらす間接的影響を明らかにする地域計画調査。
 - 特定された影響を管理するための適切な回避、緩和、および埋め合わせ。どれを選択するかは、関連する社会的影響を考慮する。これらの影響には、基本資源（食糧、水、エネルギー）、および労働者の家族と関連コミュニティの生活を維持し、不適切な伐採、水の窃取、農業開発、密猟、居住地消失、細分化などを防ぐために必要なその他の自然資源の提供（廃棄物マネジメントを含む）が含まれる。
- 影響評価は、適切な資格を備えた経験豊富な専門家が実行する。
 - 専門家は通常、基準調査を実行して影響評価を円滑に進め、その結果を文書化する必要がある。
 - 評価は、影響を受けるコミュニティの特性と利害を反映し、不利益を被る、または被りやすいと特定された者が有意義に参加できるようにする。
 - 影響評価は通常、独立企業が準備するか、少なくとも評価・検証する場合に、信頼度が高まる。
- 影響評価は、リスクと影響を管理するため、システム全体を対象に実施する（個別基準2.3を参照）。
 - 文書化された行動計画および手続を確立して、特定された環境／社会的リスクと影響に取り組むマネジメントシステムの一環として実施し、適用法令、規則、およびライセンスを確実に遵守する。
 - 主な指標（環境、社会、文化、公民権、および性別の属性に対して特定された潜在的影響に基づく）の監視を行う。
- 「先住民」が存在する場合：
 - 生物の多様性に関する条約により公開された[Akwé: Konガイドライン](#)を参照し、影響評価を実施する。

- プロジェクトの影響範囲は、関連する「先住民」により決定された文化的影响範囲を含む。「先住民」が国境まで広がっている場合、または影響が越境するプロジェクトにより影響される場合、影響評価に越境の影響を含める。
- 累積的影響は、提案されたプロジェクトの既存の影響と予測可能な影響を含み、先住民居住区の内部または近辺で進行中および計画されているその他の活動に照らして検討する。
- 参加型影響評価では、「先住民」がそうすることを選択した場合に、「先住民」自身が評価を実施することができる。
- 採掘、精製、または製錬プロジェクトの全ての段階での衛生的影響は、影響を受ける先住民コミュニティが参加（希望した場合）して、評価し、慎重に監視し、軽減すべきである。
- 「先住民」にリソースを提供し、影響評価をレビューする独立した専門家を選定できるようにする（利用可能な概要の提供も含む）。

2.6 緊急事態対応計画

「事業体」は、影響を受ける可能性のあるステークホルダーグループ、例えば「コミュニティ」、「労働者」、その代表者、関係機関と協力して、サイトごとに緊急事態対応計画を策定しなければならない。

留意事項：

- 緊急事態は、以下に関連する可能性がある：火事、爆発、原材料流出、地盤沈下、環境への化学物質放出、製品、副産物、廃棄物、または供給品の輸送、パイプライン、荒天や地震などの自然災害、閉鎖した採鉱地などの非作動施設、社会不安やその他の危険、および安全衛生上の事故（原則11を参照）。
- 当該の全ての危険を対象とする文書化された現場固有の緊急事態計画を策定、採用、実施する。
 - 緊急事態計画はリスク分析に基づくものとし、リスク要因（地理的場所、気候、エコシステムの影響の受けやすさなど）、および人、環境、資産への潜在的影響の検討を含める。
 - 必要な緊急事態対応を行う者を特定し、彼らの役割、リソース、および懸念事項を明らかにする。
 - 影響を受けるステークホルダー（労働者とその代表者、弱い立場のグループを含むコミュニティ、およびその他の関連機関など）と協力して計画を策定し、男女の別に配慮する。
 - 定期的な計画のテスト、レビュー、および更新の手続を確立する。
 - 緊急事態対応計画の内容を、影響を受ける可能性のあるステークホルダーに伝達する。
- また、緊急事態対応計画が、現場または企業レベルのリスク特定および影響評価につながるようにする。計画では、人、環境、および資産への影響を軽減する管理を考慮する。
- 緊急事態対応計画に関する詳細は、[International Council on Mining and Metals \(ICMM\)/United Nations Environment Programme \(UNEP\) - Good Practice in Emergency Preparedness and Response](#)（鉱業および金属に関する国際評議会（ICMM）／国連環境計画（UNEP） - 緊急準備と対応のグッドプラクティス）（2005）などの参考資料を参照されたい。

2.7 合併および買収

「事業体」は、合併および買収のための「デューディリジェンス」プロセスにおいて、環境、社会、およびガバナンスの問題をレビューしなければならない。

留意事項：

- 合併および買収では、環境、社会、およびガバナンス（ESG）の要素が、リスク管理と同様、価値創造にも貢献することが知られつつある。2012年の[PwCの調査](#)は、以下を明らかにしている。
 - ESG要素は、取引発生の可能性に影響を与えうる。ESG要素のパフォーマンスが低いと、取引の評価が大きく下がる場合がある。
 - ESG要素の管理について、標的企業を買い手の基準まで引き上げるコストと困難は、取引過程での重要な検討材料となる。企業が統合を、買収した企業がESG要素のパフォーマンスが低い分野を改善し、価値と効率性を高める機会とみなすこともある。しかし、ESGマネジメントの基準が低すぎると、この機会は十分には実現しない。
 - 多くの企業が、ESGデューディリジェンスにより体系化されたアプローチを取っている。自社の持続可能性への一般的アプローチがかなり進んでいると考える企業は多いが、そのほとんどが、合併と買収のESGデューディリジェンスへのアプローチはそれに劣ると認めている。
- 合併および買収計画では、財務デューディリジェンスに加え、標的事業の範囲に関連する環境、社会、およびガバナンスの問題をレビューするデューディリジェンスのプロセスを実施する。これらの問題には以下が含まれる：
 - 環境：土地・空気・水の汚染・汚濁、関連する法令遵守の問題、環境効率、廃棄物のマネジメント・リサイクル・再利用、水の利用と効率、エネルギーの利用と効率、天然資源の不足、気候変動と二酸化炭素排出削減戦略、有害化学物質など。
 - 社会：従業員の処遇、安全衛生、労働条件、児童労働、強制労働と人身取引、人権、サプライチェーン、平等と多様性、顧客とコミュニティの公正な処遇など。
 - ガバナンス：環境・社会問題マネジメントのガバナンス、贈収賄と不正行為の防止、企業倫理、透明性など。
 - 上記について、リスク要因（作業場所、事業の性質、以前のマネジメントと実施作業など）を検討する。
- デューディリジェンスの一部に、社会、環境、およびガバナンスの負の影響に取り組む、またはそれらを最小化できる可能性のあるマネジメント方法の評価を含める。
- 環境、社会、およびガバナンスのリスクのデューディリジェンスに関する詳細は、[International Financial Corporation \(IFC\) Performance Standard 1 - Guidance Note](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準1 - ガイダンスノート）、[UN Guiding Principles on Business and Human Rights](#)（国連のビジネスと人権に関する指導原則）などの参考資料を参照されたい。

2.8 閉鎖、廃止措置、および売却

「事業体」は、閉鎖、廃止措置、および売却のための計画プロセスにおいて、環境、社会、およびガバナンスの問題をレビューしなければならない。

留意事項：

- 業務の閉鎖、廃止措置、または売却のための計画プロセスは、個別基準2.3による現在のリスクの評価、特定、および緩和を基本とする。
 - 閉鎖計画は通常、対象期間が何十年にもわたるため、複雑なものになる。計画者は、作業期間および閉鎖後も長期にわたり、必然的に変化していく環境、社会、経済、およびガバナンスの要素に対応する必要がある。
 - 計画プロセスの一環として、計画された業務の閉鎖、廃止措置、および売却に関する方針と手続を策定し、実施する。
 - 企業の管理下にある関連施設（鉄道、道路、ダム、自家発電所または送電線、パイプライン、電気・ガス・水道の施設、倉庫、および物流ターミナル）も必ず考慮に入れる。

- 「労働者」、影響を受けるコミュニティ（「先住民」を含む）、および規制者が、計画プロセスの主なステークホルダーである。ステークホルダーとの協議の結果は、閉鎖、廃止措置、および売却の計画で考慮する必要がある。
- 社会、環境、およびガバナンスの負の影響を回避し、よい結果を促すマネジメント手段の特定に努める。
- 政府機関およびコミュニティとの協議の上、十分な資金的保証を提供し、閉鎖およびリハビリテーションの要求事項を満たすためのリソースを確保する。
- コミュニティの希望または法的要求事項、もしくはその他の同意された最終用途に従って、土地を以前の状態に戻すか、または土地に付加価値が加わるようにする。
- 「先住民」が存在する場合、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）プロセス（個別基準9.4を参照）」が適用できる。
- 鉱業セクターでは、閉鎖に向け、初期段階から環境、経済、および社会的事項を考慮した統合アプローチを取り、これは採鉱地の利用期間を通じて存続する。このアプローチでは、閉鎖を事業の中核部分ととらえることが欠かせない。個別基準8.5採鉱地リハビリテーションを参照されたい。
 - 場合によっては（資源の枯渇だけでなく、物価の下落、規則の変更、技術的課題、または社会的紛争などにより）、鉱山の閉鎖が早まることがある。早期の計画策定が欠かせない。
 - 鉱山閉鎖計画の策定と実施においては、コミュニティの参加を重視する。
 - 採鉱は、生物多様性の価値の高い地域での一時的な土地利用にあたり、採鉱に使用した土地は、その価値を考慮した将来の使用に向けた復元を目指すべきである。
 - さらに、閉鎖コストは事実上、鉱山が収益を生み出さなくなった後に生じる場合が多い。したがって、閉鎖に向けた資金は作業の開始前または作業中に用意しておくか、他の収入源から提供するか、または他の資産を担保にして得る必要がある。これらの資金的保証方法の選択は、法的要求事項に応じて行う。

まとめ：

- 環境、社会、およびガバナンスの方針は整っているか？
- 「ASI基準」の責任を持った1人以上のトップ「マネジメント代表者」を任命したか？
- 文書化された環境および社会のマネジメントシステムがあるか？
- 責任ある調達方針があるか？
- 大規模開発または大型拡張の場合に、関連する影響評価を実施しているか？
- 現場に固有の緊急事態対応計画があるか？
- 合併および買収で環境、社会、およびガバナンス面のデューディリジェンスを実行しているか？
- 閉鎖、廃止措置、または売却のための計画プロセスに、環境、社会、およびガバナンス面を含めているか？

3. 透明性

原則

「事業体」は、国際的に認められた報告基準に従って透明性を確保しなければならない。

関連する個別基準

1.2 不正行為防止

7.3 水の利用およびリスクの開示

原則9 - 人権

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性				
	3.1	3.2	3.3a	3.3b	3.4
ボーキサイト採掘					
アルミナ精製					
アルミニウム製錬					
「アルミニウム再溶解／精製」					
「 casting 」					
半製品					
「材料加工」 （「製造および加工」）					
「材料加工」 （「産業ユーザー」）					
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売					

説明：

緑に着色された個別基準は、サプライチェーン活動に一般的に適用可能なものであり、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる。

「事業体」の「認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

民間企業の求める透明性は、質量ともに高まっている。これは、説明責任の増進、および第三者によるパフォーマンスと影響の理解と評価の実現を目指すものである。ASI パフォーマンス基準は、透明性の複数局面（持続可能性報告書（違反および法的責任、政府への支払い関連を含む）、苦情解決制度）に対応している。

環境、社会、および経済的な情報を公的報告書に盛り込む企業が増えている。これはしばしば「持続可能性報告書」として扱われ、幅広いステークホルダー（規制者、市民団体、株主、コミュニティ、従業員、および顧客を含む）の期待に応える。持続可能性報告書の一般的枠組みの必要性を受け、1997年にグローバルレポーティングイニシアチブ（GRI）が開発された。その他にも、特定の規制内容、セクター、および問題に焦点を置いた報告書の枠組みが、引き続き開発されている。ASI パフォーマンス基準は、特に違反および法的責任、ならびに政府への支払いという2種類の開示を取り上げている。

権利に対応した効果的な苦情と抗議の制度は、組織の活動により影響を受ける個人とコミュニティが、十分な情報をもとに早い段階でオープンに、権利の保護のもと、尊重し合う空気の中で懸念事項を提起できる伝達経路を提供する。これらの制度は、学習および関係強化の実現により、紛争拡大に歯止めをかけ、紛争解決を促し、将来の紛争防止に貢献する可能性がある。人権は、紛争を扱うためのプロセスという点でも、潜在的な苦情対象としても、苦情と抗議の制度の重要要素である。

主な概念

苦情解決制度 - 個人、「労働者」、「コミュニティ」または市民団体が、是正手段として、事業活動および操業に関する懸念事項を提起することができる正式なプロセス。 ([Human Rights and Grievance Mechanisms](#) (人権および苦情解決制度) から改変)

持続可能性報告書 - 企業または組織の日常活動によって発生する経済、環境、および社会への影響について企業または組織が発行する報告書。 ([Global Reporting Initiative](#) (グローバルレポーティングイニシアチブ) から改変)

実施

「実施」セクションは、「パフォーマンス基準」内の個別基準のそれぞれの実施に関する一般的な指針を示す。この指針は規範ではなく、必要に応じて情報と支援を最初に求める場所とみなすものとする。

3.1 持続可能性報告書

「事業体」は、ガバナンスのアプローチ、および環境、社会、ならびに経済に対する重大な影響を公開しなければならない。

留意事項:

- 組織の報告/伝達では、ステークホルダーに適切な形で以下を伝達する方法を検討する：
 - ステークホルダーにとって重大な、または企業に不可欠の重要な問題
 - これらに関する組織の方針または立場
 - 組織が（自身の業務、もしくはコミュニティまたは業界イニシアチブへの関与を通じて）これらに関して取っている、または取ることを計画している行動
 - 行動が達成した、または達成を期待されている量的または質的な結果（可能な場合）
 - 特定の問題（人権または労働者の権利など）による影響が、影響を受けたステークホルダーにより提起された場合、報告/伝達により、組織の応答の適切性を評価するために十分な情報を提供する。
- データの収集、整合性確保、および検証を行うシステムを確立し、既存のマネジメントシステムおよびビジネスレビュープロセスに合わせて調整する。
- 該当する場合は、報告書に追加する以下などの機会を特定する：
 - 年次会計報告書
 - 国連の持続可能な開発目標への企業の貢献
 - 国連のビジネスと人権に関する指導原則の実施に関する報告（個別基準9.1を参照）
 - グローバル・コンパクトに基づく進歩の伝達
 - 採取産業透明性イニシアチブに基づく収入の開示
 - ステークホルダー、コミュニティ、および従業員の関与プロセス
 - 定期報告（現代の奴隷制度またはサプライチェーンのデューディリジェンスに関する開示など）
 - 倫理的投資市場に関する情報

- ここでは他に、ASIパフォーマンス基準内の以下の個別基準の開示要求事項を適用し、対象とすることができる：
 - 3.2 違反および法的責任
 - 3.3 政府への支払い
 - 5.1 温室効果ガス排出
 - 6.1 大気への排出
 - 6.2 水への放出
 - 6.4 流出の報告
 - 6.5 廃棄物マネジメントおよび報告
 - 7.3 水の利用およびリスクの開示
 - 8.2 生物多様性マネジメント
 - 9.1 人権デューディリジェンス
- 大企業は、[Global Reporting Initiative](#)（グローバルレポーティングイニシアチブ、GRI）により作成されたガイドライン、または類似の報告ガイドラインに従うことが推奨される。
- 中小企業（SME）では、ガバナンス機構、および重大な影響（環境、社会、および経済）の概要で情報を利用できるようにする。これは、メモまたはEメール、もしくは企業のウェブサイトの情報という形でよく、印刷して発表する必要はない。
- 「公開」は、組織のウェブサイト経由（大企業の場合）、または申請による使用（SMEの場合）のいずれかを通じ、文書または一連の文書をステークホルダーに伝達することを指す。
- 報告は、事業に適切な頻度で行う。大企業は通常、年次報告書を作成するが、中小企業は、事業と影響の規模に応じて、それよりも伝達事項の更新頻度が低くなることもある。

3.2 違反および法的責任

「事業体」は、「適用法令」を遵守しなかったことによる重大な罰金、判決、刑罰、および非金銭的制裁に関する情報を公開しなければならない。

留意事項：

- 組織の違反レベルには、一定のパフォーマンスパラメーターに業務を確実に適合させるマネジメントの能力が表れる。経済面では、遵守は、直接的な罰金、または間接的な評判への影響を通じて生じる財務上のリスクを低減する。状況によっては、違反は浄化債務またはその他の高価な環境債務につながる。組織の遵守記録が、業務拡大または許可取得の能力に影響を与えることもある。（[GRI G4 Guidance](#)（GRI G4スタンダード））
- 環境または社会的な法律および規則の違反に対する行政上または司法上の制裁を特定する。以下の重大な罰金および非金銭的制裁を開示する：
 - 重大な罰金の総額
 - 非金銭的制裁の合計数
 - 紛争解決制度を使用した事例
 - 違反に対処した是正処置
- 組織が法律または規則の違反を特定していない場合は、その旨を簡単に記載する。
- 慣習法に従って紛争が解決した場合は、同意を得て解決の条件を公開することができる。
- 開示は適用法令に従い、組織のウェブサイト、または年次報告書への情報記載を通じて行う。

3.3 政府への支払い

- a. 政府への支払いを「事業体」が行う、または代理人に行わせるのは、法令または契約に基づく場合のみでなければならない。
- b. 「ボーキサイト採掘」に従事する「事業体」は、既存の監査および保証システムに基づいて、政府への支払いを公開しなければならない。

留意事項：

- 個別基準3.3aでは、組織の不正行為防止方針に、組織またはその代理人による政府への支払いが、法令または契約に基づくことを保証する要求事項を設定する。政府への支払いの監査は、定常的な財務諸表監査の一環として行う。
- 個別基準3.3bでは、政府への支払いの透明性により、採掘活動にまつわる紛争を回避し、採掘への投資が国にもたらす貢献を示すことができる。
- [Extractive Industries Transparency Initiative \(EITI\)](#)（採取産業透明性イニシアチブ（EITI））は、政府、企業、市民団体グループ、投資者、および国際組織を含む複数ステークホルダーのイニシアチブであり、企業が支払ったものを公開し、政府が受領したものを開示するグローバル基準を設定している。3.3bの遵守は、EITIの実施を通じて達成できる。
 - 方針またはそれに類似する形でEITIの原則および基準を支持し、これを企業のウェブサイトで使用できるようにする。
 - 税金、使用料、契約金、およびその他の支払いまたは利益の形で政府に関わる全ての実質的な支払いを開示する。これは、適切な報告テンプレートおよび国の作業計画の形で行う。EITIビジネスガイドには、EITIの報告に関する要求事項に関する助言が記載されている。
 - EITI非参加国の政府への支払いの開示も、奨励されており、契約の秘密保持条項はこうした開示を認めている。

3.4 ステークホルダーの苦情、抗議、および情報請求

「事業体」は、その事業に関するステークホルダーの苦情、抗議、情報請求への対応に適した、アクセス可能で透明性があり、理解可能で、文化およびジェンダーに配慮した「苦情解決制度」を施行しなければならない。

留意事項：

- この個別基準で重要なのは、企業が（できれば主なステークホルダーと協力して）確実に定める制度である。これには、企業を含む全ての関係者から少なくとも一歩離れた場所に位置する判決に至るしくみ（司法または非司法）は含まれない。ここで重点を置くのは、対話ベースのプロセスである。こうしたプロセスは、他の制度を使用せずに、可能な限り現場レベルで早期に問題を解決できるよう促す。
- 苦情解決制度は、対象となる業界、国、および文化に合わせて調整する。文書化された手続に、以下を含む苦情、抗議、または情報請求の方法を明示する：
 - ステークホルダーが質問する、または詳細情報を求める連絡先
 - 苦情および抗議の受理と公的記録の責任者
 - 苦情解決に誰がどう取り組むか
 - 苦情解決のさまざまな段階の所要時間
 - 問題をエスカレーションするルート
 - 申請について存在する規定
 - どのようにして、プロセスでジェンダーに配慮し、組織の業務に関連する文化面を考慮するか
 - どのようにして、委託先または組織のために行動するその他の仲介者にプロセスを適用するか
 - どのようにして記録を保持するか
 - どのようにしてプロセスと結果を記録し、評価するか
- 関連する全てのステークホルダー（該当する場合は影響を受ける先住民コミュニティを含む）が、苦情および抗議の解決制度の存在、およびそれを利用する方法を理解できるようにする。これは、さまざまな伝達手段（ステークホルダー会議、ニュースレター、ウェブサイトなど）を通じて行う。
- この制度を、関連する全てのコミュニティおよびコミュニティメンバーが利用できるようにする方法を検討する。例：

- どんな形でもたらされた苦情も、受理して対処できる（例：現地語での口頭伝達、技術的なプロセスまたは文書の理解が困難なコミュニティの場合）。
- 影響を受けたステークホルダーグループが、独立した情報または専門知識、もしくは苦情の対話プロセスを助ける進行者または仲裁者の利用を要請できる。
- 一部のステークホルダーグループまたは一部の状況においては、匿名性が重要になる（社会的紛争状況または内部通報の場合など）。
- 「先住民」が存在する場合、苦情解決制度の運用レベルの設計で、彼らの慣習法および法制度に配慮する。
 - 「先住民」により要請された場合、組織は既存の慣例的な苦情解決制度に参加する。
- 国連のビジネスと人権に関する指導原則には、権利に対応した苦情解決制度の以下の実効性基準が含まれており、それらは設計の一般的指針となる：
 - 正当性がある： 利用者であるステークホルダーグループから信頼され、苦情解決プロセスの公正な遂行に対して責任を負う。
 - 容易に利用できる： 利用者であるステークホルダーグループ全てに認知されており、利用する際に特別な障壁に直面する人々に対し適切な支援を提供する。
 - 予測可能である： 各段階に目安となる所要期間を示した、明確で周知の手続が設けられ、利用可能なプロセスおよび結果のタイプについて明確に説明され、履行を監視する手段がある。
 - 公平である： 被害を受けた当事者が、公平で、情報に通じ、互いに相手に対する敬意を保持できる条件のもとで苦情解決プロセスに参加するために必要な情報源、助言および専門知識への正当なアクセスができるようにする。
 - 透明性がある： 苦情当事者にその進捗情報を継続的に知らせ、苦情解決制度のパフォーマンスについて十分な情報を提供することにより、その実効性についての信頼を築き、当該の公共の利益を守る。
 - 権利に矛盾しない： 結果および救済が、国際的に認められた人権に適合していることを確保する。
 - エンゲージメントおよび対話に基づく： 利用者となるステークホルダーグループとメカニズムの設計やパフォーマンスについて協議し、苦情に対処し解決する手段として対話に焦点をあてる。
 - 継続的学習の源となる： メカニズムを改善し、今後の苦情や被害を防止するための教訓を明確にするために使える手段を活用する。

まとめ：

- 持続可能性パフォーマンスについて、関連するステークホルダーに伝えているか？
- 法令違反に対する罰則または制裁の情報を開示しているか？
- ボーキサイト採掘を行っている場合、政府への支払いを開示しているか？
- 利用可能な苦情解決制度を整備しているか？

4. 素材管理

原則

「事業体」は、その事業の中で、さらにはバリューチェーンの中で、ライフサイクルの視点を持ち、資源の効率化、「アルミニウム」の収集およびリサイクルを推進することに尽力しなければならない。

関連する個別基準

2.3 環境および社会のマネジメントシステム

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性			
	4.1	4.2	4.3	4.4
ボーキサイト採掘				
アルミナ精製				
アルミニウム製錬				
「アルミニウム再溶解／精製」				
「鋳造」				
半製品				
「材料加工」（「製造および加工」）				
「材料加工」（「産業ユーザー」）				
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売				

説明：

緑に着色された個別基準は、サプライチェーン活動に一般的に適用可能なものであり、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる。

「事業体」の「認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

素材管理は、プロセスと製品双方の管理を含む。ASIにおけるプロセス管理とは、アルミニウムの調査、採取、および精製プロセスにおいて、環境への影響および安全衛生上のリスクを最小化することを指す。製品管理では、環境および安全衛生上のリスクの最小化、ならびに製品システムで利用されたアルミニウムの回収、再利用、リサイクル（必要に応じて）の実現を目指す。最終的に、これらのアプローチは、特定の鉱物および金属のアルミニウム・バリューチェーンにおけるさまざまな関係者の行動を通じて定義・実施される（[ICMM、2006年](#)から改変）。

素材管理に対するASIのアプローチは以下を含む：

- アルミニウムのライフサイクル（採掘から使用を経て寿命が終了するまで）の影響の理解。
- 製品設計における持続可能性および環境ライフサイクルパフォーマンスの向上。
- アルミニウム加工スクラップの発生の最小化、および発生した場合のリサイクルまたは再利用の最大化。
- 寿命終了時のアルミニウム含有製品の収集およびリサイクルの最大化、ならびに関連するステークホルダーのリサイクル率向上への関与。

主な概念

アルミニウム加工スクラップ - 「アルミニウム」を含む物質で、製造プロセスまたはそれに類似したものによる廃棄ストリームから外れたもの（ISO14021:2016 から改変）。

この物質は、生成されたあらゆる場所において、必ずしも規制対象廃棄物ではないことに留意されたい。「アルミニウム加工スクラップ」は、その物質が意図的に製造されたものでなく、最終用途に適していないもので、それを生成した同じプロセスで再利用できないものである場合には、ASI 加工・流通過程の管理基準において「プレコンシューマスクラップ」とみなされる可能性がある。

循環型経済（Circular Economy : CE） - 意図的に修復と再生を行い、製品、部品、および材料の有用性と価値を常に最大化し続けることを目指すもの。技術的循環と生物的循環を区別する。この新たな経済モデルは、世界経済の発展と有限な資源の消費を、最終的に分離することを目指す。循環型経済は、増加しているビジネスおよび経済の資源関連の課題に対処し、成長、雇用創出、および環境への影響の低減（二酸化炭素排出量を含む）を実現する。システム思考に基づく新たな経済モデルを求める声は高まっており、現在の技術要素と社会要素をかつてない緊密さで連携することにより、循環型経済に移行することができる。（[Ellen Macarthur Foundation](#)（エレン・マッカーサー財団、2015 年））主に、製品のエコデザイン、リサイクル、および再利用を通じて廃棄物の発生および材料のインプットを最小化し、これにより、直線的なアプローチ（採掘－製造－消費－廃棄）から、プラネタリーバウンダリーを尊重する循環型経済へと移行する。循環型経済の原理は、国または国際的な方針設定に広く取り入れられるようになってきている。多くの国と製品区分で製品寿命終了時のリサイクル率が上がれば、アルミニウムは、循環型経済に大きく貢献できる。

環境製品宣言（EPD） - 製品のライフサイクルにわたる環境的影響に関する透明性のある情報（原材料供給、輸送、製造、および関連プロセスを含む）を伝える検証された公的記録文書。EPD は、少なくとも「ゆりかごからゲートまで」（原料入荷から製品出荷まで）の製品段階を対象とするものとする（EN 15804 モジュール A1～A3 より）。全てのライフサイクル段階（製品段階、建物への設置、使用とメンテナンス、交換、取り壊し、再利用、回収、リサイクル、処分に向けた廃棄物処理）を含む環境製品宣言は、「ゆりかごから墓場まで」と呼ばれる（EN 15804 モジュール A～C より）。寿命終了時の再利用、回収、およびリサイクルが環境にもたらす面への配慮は、循環型経済に非常に重要であり、「ゆりかごから墓場まで」の EPD に含めるべきである（EN 15804 のオプションモジュール D より）。EPD に基づく建築製品の比較は、それらの建築製品が建築物の環境パフォーマンスにもたらす貢献度により決定される。さらに、EPD 情報を使用した建築製品の環境パフォーマンスの比較は、建築物での当該製品の使用、および当該製品が建築物に与える影響に基づき、ライフサイクル全体を考慮するものとする。これはモジュール A～D に個別にまとめられている（ISO 14025 および EN 15804 から改変）。

ライフサイクルアセスメント（LCA） - ライフサイクル全体を通しての、材料およびエネルギーのインプットおよびアウトプット、ならびに製品またはサービスシステムの機能に直接起因する関連した環境影響をまとめて評価するための体系化された一連の手順（ISO 14040 : 2006）。

ライフサイクルインベントリ（LCI） - 製造の各段階に関連する、エネルギーおよび原材料のインプットならびに大気、地上および水への環境放出を定量化するためのデータのインベントリ（ISO 14040 : 2006）。

製品カーボンフットプリント（PCF） - 製品またはサービスに関連する温室効果ガス排出を測定、管理、および伝達する手段。カーボンフットプリントはLCAに基づくが、地球温暖化係数のみに焦点を置く。

製品環境フットプリント（PEF） - カーボンフットプリントまたはウォーターフットプリントと異なり、LCAアプローチを使用して、製品の影響を複数指標で測定する。PEF調査は、製品のライフサイクルを通じて、定量化可能な環境への影響（水、空気、および土への排出、資源の利用と消耗、土地利用による影響を含む）を測定する手段である。PEF調査は欧州委員会がイニシアチブを取り、現在さまざまな製品の試験的研究プロセスが進行中である（2017年末完了予定）。

持続可能な材料マネジメント（SMM） - 材料をライフサイクル全体にわたり、より生産的に利用および再利用するための体系的アプローチ。SMMは、使用量低減に重点を置いた最も生産性の高い方法での材料の使用、材料ライフサイクル全体での有毒化学物質および環境への影響の低減、ならびに現在および将来のニーズの充足に十分な資源の確保を目指すものである。

実施

「実施」セクションは、「パフォーマンス基準」内の個別基準のそれぞれの実施に関する一般的な指針を示す。この指針は規範ではなく、必要に応じて情報と支援を最初に求める場所とみなすものとする。

4.1 環境ライフサイクルアセスメント

- a. 「事業体」は、「アルミニウム」を考慮した、または使用した重要な製品ラインについて、ライフサイクルの影響を評価しなければならない。
- b. 顧客の要求がある場合、「事業体」は、その「アルミニウム」（を含有する）製品に関する、適切なゆりかごからゲートまで（原料入荷から製品出荷まで）の「ライフサイクルアセスメント（LCA）」情報を提供しなければならない。
- c. 「LCA」に関するあらゆる広報は、「LCA」情報に対する公開アクセス、およびその基礎となる前提条件、例えばシステム境界などを含まなければならない。

留意事項：

- この個別基準では、**環境に対する**ライフサイクルの影響に焦点を置く。アセスメントでは、他のタイプのライフサイクルの影響も必要に応じて考慮する。
 - 完全な「ライフサイクルアセスメント」を実施する場合は、ISO 14040:2006およびISO 14044:2006に定められた原則に従って（以下の資料を参照）、アセスメントの一貫性を高め、比較できるようにする。アセスメントには、必ず適切な専門家が関与する。
 - 材料のリサイクルを含む「ライフサイクルアセスメント（LCA）」では、アセスメントのゴールと範囲の定義に合わせて、プロセスの割り当て方法および回避する排出量を選択する必要がある。リサイクルには、主に以下の2つのアプローチがある（[CE Delft, 2013年](#)）：
 - 寿命終了時（EOL）リサイクルアプローチ（アボイデッドバーデン（リサイクル材料の使用により生産量を低減し、環境への負荷を回避する、の意）とも呼ばれる）。使用段階後に回収・リサイクルした材料の一部を使用することで、環境に利益をもたらす。
 - リサイクル成分（RC）アプローチ（カットオフとも呼ばれる）。材料を分解し、製品の二次原料として使用することで、環境上の利益をもたらす。
- アプローチの割当の選択は、特定製品のLCAの結果に、しばしば重大な影響を与える。このた

め、一部のセクターまたは製品グループは、LCAのリサイクル対応に優先基準を定義している。たとえば、グローバルな金属業界は、LCAの国際学術誌上で「**Declaration by the Metals Industry on Recycling Principles**（金属業界のリサイクル原則に関する宣言）」を発表した（[Atherton, 2006年](#)）。この宣言には以下が記載されている：

「金属リサイクルに関する環境のモデル作成、意思決定、および方針策定に向け、金属業界は、リサイクル成分アプローチよりも寿命終了時リサイクルアプローチを強く支持する」

リサイクルに使用するアプローチの割当とは別に、リサイクルによる影響または利益を、個別に提示する。

- 4.1 (a) では、製品のライフサイクルの影響を評価する場合に、必要に応じて、業界団体の提供する情報とモデル、および公開されているリソースを活用する。
 - 業界団体に問い合わせ、自社製品に関連するどのようなLCA作業が完了している（または進行中である）かを確認する。業界団体の調査には、それを利用してライフサイクルの影響を評価し、サプライチェーンの「ホットスポット」を特定できるデータが含まれている。
 - たとえば、[European Aluminium Foil Association](#)（欧州アルミ箔協会）は、食品の柔軟な包装に関するさまざまな調査を公開している。4.1 (b) のその他の例も参照されたい。
 - どの製品ラインが「重要」かを検討する場合には、以下を参考にする：
 - 全体で、「事業体」の使用するアルミニウムの3分の2以上を消費する製品または製品ライン。
 - 「事業体」の使用するアルミニウム量が、上位10番目までの製品または製品ライン。
 - 他のアプローチで「重要な」製品ラインを検討する場合は、ASI監査時に説明する必要がある。
 - ライフサイクルが及ぼす影響の評価では、さまざまな製品段階および寿命終了時のリサイクルの影響を考慮する。これらの分析は、長期的な影響低減計画の策定にも使用できる。
 - 複数材料を使用する製品では、製品のアルミニウム部品を単独で評価する必要はない（例：B2C計算など）。ただしB2Bの場合は、アルミニウム部品のみを対象とするLCAが必要になる。
 - 小規模企業または一部の用途では、前提条件を使用しない簡単なプロセスが必要になることに留意されたい。
- 4.1 (b) では、ゆりかごからゲートまでの情報を示すLCA文書を特定または作成し、要求に応じて、顧客が簡単に利用できるようにする。
 - 「ゆりかごからゲートまで」のLCAでは、資源の採取（ゆりかご）から工場ゲート（バリューチェーンの次のステップに移る前）までの部分的な製品ライフサイクルを評価する。この場合、製品の使用段階および処分／リサイクルの段階は、除外される。すなわち、ゆりかごからゲートまでの情報は、製造および上流の影響が対象となる。
 - ゆりかごからゲートまでの分析は、バリューチェーン内の位置によって異なる。たとえば、ボーキサイト採掘では、採取プロセスおよび鉱山ゲートまでの関連する影響が分析対象になり、下流の事業体では、上流の影響に関する情報を得た後に、自社の製造による影響を含めることが多い。半製品を含む下流の活動には、製品の寿

命終了を考慮するゆりかごから墓場までを使用することができる。

- [International Aluminium Institute \(IAI\)](#)（国際アルミニウム協会）、[Aluminum Association](#)（アルミニウム協会）、および[European Aluminium](#)（欧州アルミニウム協会）など多数の協会が、製造部門および使用部門向けにLCA情報を公開している。これはゆりかごからゲートまで、または単なる「ゲートからゲートまで」（特定のサプライチェーンステップに焦点を置く場合）の情報である。
 - たとえば、[European Aluminium \(EA\) Environmental Profile Report](#)（欧州アルミニウム（EA）環境プロファイル報告書）には、アルミニウムの製造および加工のさまざまなステップに関する業界の平均データが記載されている。この情報は全ての市場と製品全体からではなく、LCAを通じて個別に収集されているため、ライフサイクル全体を反映しているわけではない。
 - 環境製品宣言（EPD）にも、関連するライフサイクル情報が含まれている場合がある。EN 15804およびEN 15978は、監査人に対し、環境製品宣言（EPD）に関連するデータのレビューと検証を要求している。たとえば、アルミニウム協会が策定し、独立検証を行ったISO14025準拠のEPDには、熱間圧延アルミニウム、冷間圧延アルミニウム、押出アルミニウム、一次地金、および二次地金などに関する情報が含まれている。欧州アルミニウム協会のEPDには、一連の[建築製品](#)が含まれている。
 - 欧州標準化委員会（CEN）は、EN 15804およびEN 15978基準に基づき、建築製品と建築物の持続可能性評価に向けたアプローチの開発を進めている。
- 「ゆりかごから墓場まで」の情報が利用できる場合は、それでこの要求事項を満たすことができ、ASIメンバーは、可能な場合にいつでも、アルミニウムに関するくわしい情報に基づく意思決定を行うことができる。ゆりかごから墓場までの分析には、前提条件を示し、使用段階および寿命終了時の収集とリサイクル（個別基準4.4参照）から生じる環境上の利益も含めることができる。ただし、上流の生産者が金属のその後を追跡するのが難しいことを考えると、通常はゆりかごからゲートまでの分析のほうが実現しやすい。
- この個別基準は、直接／サプライチェーン／B2B顧客からの要求に対する適用を意図していることに留意されたい。
- 4.1 (c) では、LCA情報またはアセスメント結果の広報を行う場合に、LCA情報およびその基礎となる前提条件に誰でもアクセスできるようにする。これは、透明性、正確性、および一貫性の実現に役立つ。
 - LCAの概要には、以下のタイプの情報を含める：
 - 調査範囲：範囲の説明、システム境界、主な前提条件。
 - 結果：結果の開示、および影響のカテゴリー（地球温暖化係数、酸性化ポテンシャル、水の消費、一次エネルギー需要など）に関する説明の記載、または非記載とその理由。アルミニウムのLCAは通常、少なくとも地球温暖化係数を含む。
 - 感度分析：結果に影響を与える主なパラメーターの調査と議論。
 - 結論。
 - こうしたLCAの情報またはアセスメント結果に関する広報は、ISO 14040および14044に準拠し、ISO 14021または14025を踏まえて第三者が検証したLCAをもとに行うのが理想的である（下記の参考資料を参照）。
 - 現場特有の機密、または営業機密データの保持に留意されたい。LCA情報の準備に使

用されるバックグラウンドデータは、しばしば第三者の「ライフサイクルインベントリ」データベース（GaBi、eolInventなど）に由来する。こうしたデータは、カテゴリーに大きく影響するが、権利上、取り出しが困難な場合が多い。こうした状況では、「公開アクセス」に問題が生じる。

- 必要な場合、「事業体」は、業務を行う地域の平均LCIデータベース開発に貢献する。これには、直接、もしくは業界団体またはその他の協力グループやイニシアチブ経由で、データまたはその他のリソースを提供する。「事業体」は、業界グループまたは事業者団体の実施する業界レベルのLCA調査に積極的にデータを提供し、業界規模のLCAの情報の質と代表性を高めることを奨励されている。
- 関連するISO規格：
 - ISO 14040：2006 環境マネジメント－ライフサイクルアセスメント－原則及び枠組み
 - ISO 14044：2006 環境マネジメント－ライフサイクルアセスメント－要求事項及び指針
 - ISO 14021：1999 環境ラベル及び宣言－自己宣言による環境主張（タイプII環境ラベル表示）
 - ISO 14024：1999 環境ラベル及び宣言－タイプI環境ラベル表示－原則及び手続
 - ISO 14025：2006 環境ラベル及び宣言－タイプIII環境宣言－原則及び手順

4.2 製品設計

「半製品」、「材料加工」、または「アルミニウム」を含有する消費者向け／民生用製品の製造または販売に関わる「事業体」は、最終製品の環境ライフサイクル影響を含めた持続可能性を強化するための明確な目標を、製品または部品の設計および開発プロセスに取り入れなければならない。

留意事項：

- 注：この個別基準は、半製品、材料加工、またはアルミニウムを含有する消費者向け／民生用製品の製造もしくは販売に適用される。
- この個別基準は、製品または部品の設計および開発プロセスに関与する「事業体」に適用される。これには、設計の目標および仕様の設定に関与する企業が含まれ、製品設計に関与せずに最終製品の小売のみを行う企業は含まれない。必ずしも設計・開発プロセスを持たず、より専門化された製造のインプットになる標準的な半製品（アルミスラグなど）も関連性が低い。
- この個別基準では、部品または製品内でのアルミニウムの使用に焦点を置く。
- 製品設計に関するシステムの文書化には、リソースの効率性、使用段階の最適化、リサイクル性、またはスクラップ耐性の目標を必要に応じて含める。これらについては、最終製品のライフサイクルの影響を考慮する。
 - 開発プロセス開始時に、製品の環境への影響を低減するための目標を策定する。
 - 製品環境フットプリント（合金、重量、期待される加工スクラップ率、およびリサイクル性など）に影響を与える主な設計パラメーターを指定する。
 - 以前のバージョンの製品と比較した改善を説明する（必要な場合は数値で表す）。
 - 目標に向けた進捗状況を監視する。必要があれば、是正処置計画を策定する。
- 製品の持続可能性の証明を強化し、ライフサイクルパフォーマンスを高める目標の例：
 - 再利用またはリサイクルに関する設計
 - 解体または分解に関する設計
 - 製品寿命を延ばすための設計
- 目標を盛り込む文書には、以下を含める：
 - 設計・開発プロセスの文書化（開発ステップ、マイルストーン、および責任の説明）

- 「リサイクルに向けた設計」プロセス（クローズドループおよび製品寿命終了時のスクラップによるリサイクル性など）またはそれに類似するものの説明および実施
- 製造プロセスに関する一次データ（エネルギーまたは水の消費、材料のインプット、スクラップ、直接排出など）の収集および文書化
- 最終製品に関する一次データまたはLCA（特にゆりかごから墓場まで）の提供
- 新しい製品または製品ライン、および既存の製品または製品ラインのアップグレードでは、材料のパフォーマンスおよび品質を維持し、その一方でスクラップ耐性を高める材料または処理技術の適用を検討する。

4.3 アルミニウム加工スクラップ

- a. 「事業体」は、その事業において「アルミニウム加工スクラップ」の発生を最小化しなければならない。発生する場合には、スクラップの100%を収集、リサイクル、または再利用することを目指すなければならない。
- b. 「事業体」は、リサイクルにおいて「アルミニウム」合金およびグレードの分別に努めなければならない。

留意事項：

- 注：この個別基準は、「ボーキサイト採掘」および「アルミナ精製」には適用しない。
- 4.3 (a) では、アルミニウムをベースにした各製品ラインについて、アルミニウム加工スクラップの発生する全てのプロセスステップおよび製造領域を検討し、その発生を最小化しう具体的な手段を特定する。
 - 検討すべきスクラップのタイプには、使用後製品のスクラップ、製造過程のスクラップ、スカルピング、縁や末端の切り落とし、不具合製品などが含まれる。
 - 継続的なスクラップ分析および卓越したビジネスプログラムは、改善すべき領域の特定に役立つ。
- また4.3 (a) では、全てのアルミニウム加工スクラップの出所を検討し、収集およびリサイクル／再利用率を増加または維持する具体的な手段を特定し、できるだけ多くのスクラップを対象にする。こうした手段には、以下が含まれる：
 - アルミニウムスクラップおよび関連する経済価値についての従業員の意識および知識の強化
 - 組織内のコミュニケーションおよび訓練
 - スクラップ量の定量化および視覚化
- スクラップ分別には、以下のさまざまなアプローチを使用できる：
 - アルミニウム含有の混合金属
 - アルミニウム（合金を含む）を他の金属と分類
 - アルミニウムを主要合金系（例：5xxx、6xxx）で分類
 - アルミニウムを詳細な合金系（例：高Mg 5xxx、低Mg 5xxx、高Cu 6xxx、低Cu 6xxx）で分類

分別およびクローズドループのリサイクルシステムは、材料の完全性およびリサイクル性を高めるが、分別システムには多大な投資が必要な場合がある。状況によっては、スクラップ分類のコストが、獲得される価値を上回る場合もある。

- 4.3 (b) では、このアプローチがまだ製造プロセスに統合されていない場合、アルミニウム合金およびグレードの分別を開始または促進する可能性を評価する。
 - このアプローチの実行が環境的および経済的に証明された場合は、同一または類似の品質の製品で、将来的に合金を再利用できる詳細な合金分別を優先するように努める。または、可能であれば、合金系で加工スクラップをグループ化するよう努める。
 - 必要に応じて、スクラップ分別を、スクラップおよびリサイクルマネジメントの一部として統合する。

- 4.3のアプローチ全体を、スクラップマネジメントおよびリサイクル計画（定期的に更新し、関連する利益を高める）に文書化する。

4.4 寿命終了時の製品収集およびリサイクル。

- 「事業体」は、具体的なタイムライン、活動、および目標を含む、リサイクル戦略を施行しなければならない。
- 「事業体」は、地元の、地域の、または全国的な収集およびリサイクルシステムに参加して正確な測定を支援し、また、それぞれの市場において「アルミニウム」を含有する自社製品のリサイクル率を上昇させる活動に参加しなければならない。
これらの個別基準は、「アルミニウム」を含有する製品について、「ライフサイクルアセスメント」での比較において、素材のリサイクルが環境にとって最良の選択肢ではないことが証明される場合には適用されない。

留意事項：

- 注： この個別基準は、「アルミニウム」を含有する製品について、「ライフサイクルアセスメント」での比較において、素材のリサイクルが環境にとって最良の選択肢ではないことが証明される場合には適用されない。
 - この判断は、「事業体」がすでに個別基準4.1aで決定したか、または必要に応じて供給者またはパブリックドメインから収集した情報を利用するLCAの比較を通じて行う。
 - LCAの比較は、ライフサイクル全体のアセスメントをもとに、インプットおよび影響に関連する全ての重要要素を考慮して、確実に準備する必要がある。LCAは、一貫した比較基準（類似の手法を使用した相対的二氧化碳排出量など）を必要とする。その他の要素には、廃棄物内のアルミニウムの可用性および回収性、および回収プロセスのリソースと影響が含まれる。
 - 4.4の適用を除外されるのは、他の処分または処理手段のほうが環境に好ましい成果をもたらすという明確な結果を示すLCAの比較結果を、監査人がレビューした場合である。
- 注： 個々の企業戦略およびエンゲージメント活動は、市場における企業の総体的位置に比例する（市場の規模とシェア、およびサプライチェーン内での役割）。
- 4.4 (a) では、「アルミニウム」含有製品に対応する、明確な目標、タイムライン、および支援活動を含む長期的な収集およびリサイクル戦略を策定、採用、および実施する。
 - 少なくとも、目標は、国または部門レベルで指定されている既存のリサイクル目標に沿ったものにする。
 - リサイクル戦略策定時には、事業内容、地域市場の状況、規制環境、既存の末端市場、使用可能な収集とリサイクルのインフラ、および消費者の教育と消費者への働きかけを考慮する。これらの要素をもとに、個々のリサイクル戦略は企業ごとに変化する。たとえば、小規模な半製品メーカーの戦略は、タイプも規模も大規模な消費者向けブランドとは異なってくる。
 - 大規模企業では、関連するステークホルダーグループ（顧客、小売部門、消費者、および地元、地域、国のリサイクルシステムなど）を含むステークホルダーとの協議を通じて、収集・リサイクル戦略策定のための情報を得る。これを利用して、戦略的優先順位の定義、および目標と関連する期限の定義を行うこともできる。
 - 経済、環境、社会に最大の利益を提供する方法を検討する。たとえば、「事業体」は、リサイクル率が特に低い領域の活動に焦点を置くことも、すでに良好なリサイクル率がさらなる努力の影響によりさらに高まることが期待される領域の活動に焦点を置くこともできる。
 - 消費者向け／民生用製品の供給者は、アルミニウムの収集とリサイクル、およびその経済、環境、社会的利益について製品ユーザーと直接やりとりする中で、自社の

役割に優先順位を付ける。大規模ブランドは、市場で直接行動する場合も、4.4 (b) のような協働活動においても、消費者の意識向上に非常に重要な役割を果たす。

- 4.4 (b) では、それぞれの市場の関連する地元、地域、または国の収集・リサイクルシステムに参加して、寿命終了時のアルミニウム含有製品の正確な測定およびリサイクル率向上を支援する。これは、直接参加、団体経由、またはその他の方法で行うことができる。
 - 正確なリサイクル率データを出せるよう、広く受け入れられている計算方法の使用を促進する。必要に応じて、計算方法またはデータ収集を調整し、正確性を高める活動に参加する。
 - 地域レベルで、製品ごとに定量化したリサイクル目標の設定を促す。
 - 「事業体」が業務を行う国または地域の収集およびリサイクル率向上を目指すプログラムを支援する。（例：国レベルで協働と行動を強化している[IGORA](#)（スイス）、[Keep America Beautiful](#)および[The Recycling Partnership](#)（米国））。[欧州](#)および[英国](#)の[Every Can Counts](#)は、特定製品を対象としたプログラムであり、家庭外で使用する飲料缶のリサイクルの実現と促進を目指している。この種のプログラムが存在しない場合、リサイクル規則がない場合、または法令やその強制力が弱い場合は、この領域での進歩および行動を開始または支援する方法を検討する。
 - バリューチェーンパートナーと連携・協働して主要市場の収集率とリサイクル率を高める最適な方法を検討する。パートナーとの協力関係では、消費者への周知な働きかけ、収集インフラの利用、仕分け施設での処理、地方自治体への技術支援、または支持的政策を重視する。
 - 消費者、およびその他のステークホルダーを、アルミニウムの収集・リサイクル（特に関連する経済、環境、および社会的利益）に関与させ、それらについて教育する。

まとめ：

- パフォーマンス基準の素材管理セクションは、特にASIの「産業ユーザー」メンバーに関連している。
- 自社のアルミニウム含有製品のライフサイクルがもたらす影響を評価しているか？LCAの広報を行う場合に、データのアクセス方法、範囲、方法を提供しているか？
- 設計・開発プロセスに、持続可能性およびライフサイクルパフォーマンスを高める目標が含まれているか？
- アルミニウム加工スクラップの発生を最小化する努力をしているか？リサイクルの全ての加工スクラップを対象にし、必要かつ可能な場合は、合金グレードを分別してリサイクルプロセスを強化しているか？
- 製品内のアルミニウムを対象にしたリサイクル戦略があるか？アルミニウムを正確に測定し、リサイクル率を高める努力を行っているか？

B. 環境

5. 温室効果ガス排出

原則

気候変動に関する国際連合枠組条約の下で確立した最終的な目標を認識して、「事業体」は、地球全体の気候に対する影響を緩和するために、ライフサイクルの観点から「温室効果ガス（GHG）」排出を減少させることに尽力しなければならない。

関連する個別基準

2.3 - 環境および社会のマネジメントシステム

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性		
	5.1	5.2	5.3
ボーキサイト採掘			
アルミナ精製			
アルミニウム製錬			
「アルミニウム再溶解／精製」			
「鑄造」			
半製品			
「材料加工」（「製造および加工」）			
「材料加工」（「産業ユーザー」）			
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売			

説明：

緑に着色された個別基準は、サプライチェーン活動に一般的に適用可能なものであり、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる。

「事業体」の「認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

[気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）](#)は、気候変動のもたらす課題に取り組むための政府間努力に関する全体的な枠組みを定めている。同条約は、気候系は共有資源であり、その安定は、産業その他の二酸化炭素およびその他の温室効果ガスの排出の影響を受けることを認めている。同条約は、1994年3月21日に発効された。UNFCCCは、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる」ことを目標としている。

[気候変動に関する政府間パネル（IPCC）](#)は、気候変動に関連する科学的研究を利用するための国際機構である。IPCCは、気候変動の科学的根拠、その影響と将来のリスク、および適応と緩和に向けた選択肢の定期的な評価を政策立案者に提供する。IPCCの評価は、あらゆるレベルで気候関連方針を策定する政府に科学的根拠を提供し、国連気候会議での交渉の基盤となる。

さまざまな産業部門が、気候変動によるリスクの管理、および温室効果ガス排出とエネルギーコストの削減に前向きになる必要があると認識して久しい。ASIは、認証を求める全てのメンバーに、以下を要求する：

- 実質的GHG排出の説明および開示
- GHG排出削減の期限を定めた目標の設定

アルミニウム製錬はエネルギーを大量消費するプロセスであり、世界のアルミニウム業界の全GHG排出の約80%は、このプロセスで生じている。製錬で生じるGHG排出のレベルは、使用される発電のタイプ（石炭、ガス、水力、原子力など）と強く関連している。ホール・エルー法プロセスは、他にパーフルオロカーボン（PFC）も大量に直接排出する。

ASIパフォーマンス基準では、全てのアルミニウム製錬業者に対し、以下のいずれかによる直接GHG排出の制限、およびアルミニウム1トン当たりCO₂換算8トン未満の直接・間接排出のアルミニウム製造を求めている：

- 2020年まで（同年を含む）に製造を開始した製錬業者の場合、2030年まで。
- 2020年より後に製造を開始した製錬業者の場合、認証時まで。

CO₂ 換算 8 トンというレベルは、パフォーマンス基準第 1 版の策定時に、IUCN 基準策定グループの幅広い議論の末、定められたものである。この議論は、その時点で利用可能であったデータと専門知識（アルミニウム業界の平均 GHG 排出原単位など）を利用した。これを鑑みて、現在のアルミニウム地金製造の世界平均は、[アルミニウム 1 トン当たり CO₂ 換算 12 トン](#)と見込まれる。CO₂ 換算 8 トンは、製錬作業による長期的な温室効果ガス排出削減を推進するための目標を共有すべく協議し、最終的に合意したレベルであった。既存の製錬業者と今後稼働する製錬業者に異なる期限を設け、目標達成までの移行期間を示した。

ASI パフォーマンス基準の要求事項は、このように、アルミニウム部門の長期的かつ大幅な排出低減への転換を示すものである。今後に向け、ASI は、気温上昇を 2° C および 1.5° C に抑えるにはアルミニウム部門の GHG 排出量をどのようにすべきかを調査しており、その成果を今後のパフォーマンス基準の改訂に盛り込む。

主な概念

CO₂ 換算（CO₂-eq） - GHG 排出は、物理的単位（例えばトン）または CO₂ 換算（CO₂ 換算トン）のいずれかで表示することができる。物理的単位から CO₂ 換算への換算係数は、対応する GHG の地球温暖化係数（最新版の IPCC 報告書による）である。（[UNFCCC から改変](#)）

直接 GHG 排出 - 「事業体」によって所有または管理される排出源からの排出。（[The Greenhouse Gas Protocol](#)（温室効果ガスプロトコル）から改変）

間接 GHG 排出 - 「事業体」の活動の結果としての排出であるが、他の事業体が所有または管理する発生源からの排出。（[The Greenhouse Gas Protocol](#)（温室効果ガスプロトコル）から改変）

温室効果ガス（GHG） - 赤外線放射を吸収することができ、大気中の熱を捕捉して保持する大気中の気体化合物。大気中の熱が増大することにより、温室効果ガスは、温室効果の原因となり、最終的には地球温暖化につながる。UNFCCC は、6 種類の GHG を対象としている。すなわち、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、および六フッ化硫黄（SF₆）である。（[UNFCCC から改変](#)）

スコープ 1 - 全ての直接 GHG 排出。 ([The Greenhouse Gas Protocol](#) (温室効果ガスプロトコル))

スコープ 2 - 購入した電気、熱または蒸気の消費による間接 GHG 排出。 ([The Greenhouse Gas Protocol](#) (温室効果ガスプロトコル))

スコープ 3 - その他の間接排出。例えば、購入した素材および燃料の抽出および製造、「事業体」が所有または管理していない車両による輸送関連活動、スコープ 2 の対象外となる電気関連活動（例えば送配電損失）、外注された活動、廃棄物処理など。 ([The Greenhouse Gas Protocol](#) (温室効果ガスプロトコル))

実施

「実施」セクションは、「パフォーマンス基準」内の個別基準のそれぞれの実施に関する一般的な指針を示す。この指針は規範ではなく、必要に応じて情報と支援を最初に求める場所とみなすものとする。

5.1 GHG 排出およびエネルギー利用の開示

「事業体」は、排出源別の重要な「GHG」排出およびエネルギー利用について 1 年ごとに説明し、公開しなければならない。

留意事項：

- 重要なGHG排出およびエネルギー利用を、排出源別に計算および記録する方法を文書化する。法的要求事項に従って適切な計算方法を設定し、必要に応じて使用することに留意されたい。その他、以下の方法がある：
 - [GHGプロトコル](#)（世界資源研究所（WRI）と持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）が開発した、温室効果ガス排出の測定・管理・報告方法の世界基準）。
 - ISO 14064-1: 2006 温室効果ガス - 第1部：組織における温室効果ガスの排出量及び吸収量の定量化及び報告のための仕様並びに手引
 - これに相当する部門専用の方法（利用可能な場合）。たとえば、欧州連合排出量取引制度によるEN19694シリーズの規格は、エネルギー多消費型産業における温室効果ガスの監視および報告を示し、第4部でアルミニウム業を取り上げている。
- GHG排出の重大性の決定：
 - スコープ1とスコープ2の排出は、必ず含める。
 - スコープ3の排出は、組織が所有または管理しない排出源から生じ、重大か否かは、サプライチェーン活動によって異なる。
 - [GHGプロトコル](#)では、情報の含有または除外によって、ユーザーの決定または行動に影響が及ぶと見なされる場合に、その情報を重大とみなすとしている。
 - GHGプロトコルは、排出の報告に関する重大性の閾値を設けていない。一般的には、プログラムの重大性の閾値は、スコープ1と2で5%、スコープ3で10%に設定される。重大性の閾値は、法的報告制度で指定される場合があることに留意されたい。
 - 排出源の重大性は、必ず評価を行った後に確定する。これは必ずしも全ての排出源の厳密な定量化を求めるものではなく、利用可能なデータを使用する一般的評価に基づいてもよい。
 - 組織によっては、スコープ3の排出が、直接GHG排出（スコープ1）またはエネルギーの間接GHG排出（スコープ2）を大幅に凌ぐ場合がある。アルミニウムの上流事業の主要例が、アルミニウム製造である。アルミニウム製造の平均排出データは、製造者団体から提供されている。

- スコープ3のGHG排出の算定が困難な場合、または、それらの排出が重大でない場合、その旨を開示に含める。
- 計算と開示は、「事業体」がその一部を成す幅広い組織の活動、または「事業体」のASI「認証範囲」内のそれらの活動（異なる場合）に関連付けることができる。
 - 5.1では透明性を主眼とし、5.2の排出削減計画の基盤となる情報を提供できるようにする。
 - 企業報告の枠組みを利用できるよう、「認証」を目指す施設／「事業体」は、より広い企業報告グループに参加し、社内の情報を提供して、情報を統合できるようにする必要がある。
 - スコープ1またはスコープ2の排出が、非アルミニウムの製品およびサービスを顧客に提供するために生じる場合、それらは個別に報告する。たとえば、他の事業活動（顧客／コミュニティのための電気または水の生産など）、または「事業体」が公的電力網を使用して、合意された報告サイクルにわたり、ネットゼロ（実質ゼロ）アプローチのエネルギー交換プログラムの一環として、電力を輸入・輸出する場合などがこれにあたる。
 - 事業体のカーボンフットプリントは、製品のカーボンフットプリントとは異なることに留意されたい。後者の概念は、ASI加工・流通過程の管理（CoC）基準に盛り込まれている。
- 購入／輸入した電力の消費についてスコープ2のGHG排出を決定する場合、排出源の生成者（既知の場合）からの実際のデータを、地元、地域、または国の電力網について一般化または平均化されたGHG排出要素より優先する。
- ウェブサイトを通じて、または要求に応じて、排出源別のGHG排出とエネルギー使用を公開する。
 - 大企業は、ウェブサイトを通じた重要なGHG排出とエネルギー使用の開示が求められる。小企業および中企業は、「事業体」のウェブサイトを通じて、もしくはEメールまたは郵便による要求に応じて、これを行う。
 - [グローバルレポーティングイニシアチブ（GRI）](#)の枠組みは、GHGプロトコルの報告に関する要求事項に基づいている。
 - [カーボンディスクロージャープロジェクト（CDP）](#)などのプラットフォームの使用を検討する。

5.2 GHG 排出削減

「事業体」は、期限を定めた「GHG」排出削減目標を公表し、その目標を達成するための計画を施行しなければならない。その目標は、「直接 GHG 排出」および「間接 GHG 排出」の重要な発生源を対象としていなければならない。

留意事項：

- もっとも削減できる可能性が高いのは、どの直接排出または間接排出か（5.1で特定）を評価する。
- この分析を使用して、エネルギー消費またはGHG排出の削減を目指す計画を策定する。実施に関する具体的な行動と期限（担当スタッフまたは製造領域を含む）を指定する。
 - 目標は、必要に応じて成長または製品構成の変化を考慮するよう留意されたい。
 - スコープ3の排出が現在開示に含まれていない場合は、将来これらを説明し、含めるための計画の策定を検討する。
 - アルミニウム製錬業者向けには、米国環境保護庁（EPA）とアルミニウム協会が連携したPFC排出削減プログラムがある。くわしい情報、リソース、およびツールは、[プログラムのウェブサイト](#)に記載されている。
 - 電力網の調整などの領域の新興技術を検討し、CO₂ 排出を削減するよう製造を最適化する。

- GHG排出の年次決算の一部に監視システムを含め、計画実施の進捗状況と目標に向けた進歩を評価する。
- 利用可能なリソースの使用を検討する（カーボンディスクロージャープロジェクト（CDP）、世界資源研究所（WRI）、世界自然保護基金（WWF）、および国連グローバル・コンパクトなどが共同で実施しているSBT（Science Based Targets:科学的根拠に基づいた排出削減目標）イニシアチブなど）。SBTイニシアチブは、2020年までに、科学的根拠に基づく目標設定がビジネスの標準になり、企業が世界的な温室効果ガス排出の削減に重要な役割を果たすようになることを目指している。イニシアチブ：
 - ケーススタディ、イベント、および媒体を通じて、科学的根拠に基づく目標を設定している企業を紹介し、イノベーション促進、規制上の不明点の低減、投資者の信頼強化、および科学的根拠に基づく目標設定により生じた利益と競争性の向上を強調する。
 - 技術諮問グループの協力を得て、科学的根拠に基づく目標設定のベストプラクティスを定義し、促進する。
 - リソース、ワークショップ、および手引を提供し、採用の障壁を低減する。
 - 企業の目標を個別に評価し、承認する。

5.3 アルミニウム製錬業者。「アルミニウム製錬」に従事する「事業体」は、以下に示す事項を実施しなければならない。

- 必要とされる「マネジメントシステム」、評価手順、および「直接GHG排出」を制限するための事業管理を施行していると証明すること。
- 2020年まで（同年を含む）に稼働している「アルミニウム」製錬業者は、アルミニウム製造によるスコープ1およびスコープ2の「GHG」排出量が「アルミニウム」1トン当たりCO₂換算8トン未満のレベルであると2030年までに証明すること。
- 2020年よりも後に稼働を開始する「アルミニウム」製錬業者は、アルミニウム製造によるスコープ1およびスコープ2の「GHG」排出量が「アルミニウム」1トン当たりCO₂換算8トン未満のレベルであると証明すること。

留意事項：

- 注：この個別基準は、アルミニウム製錬に従事する「事業体」のみに適用される。
- 5.3 (a) では、全てのアルミニウム製錬業者は、社内マネジメントシステムを機能させ、直接GHG排出を制限する方法を示すことができなくてはならない。
- 5.3 (b) および5.3 (c) では、本ガイダンス、および国際アルミニウム協会（IAI）とGHGプロトコルの開発した計算ツール（<http://www.ghgprotocol.org/calculation-tools/aluminum>）を使用する。
 - 「事業体」は、必ずIAIの方法、またはIAIと整合する方法を使用し、IAIの方法との重要な相違があれば説明する。IAIと整合する代替方法の使用により、一部の規制状況では、より高品質なデータをインプットして提示できるようになる。
 - アルミニウム製錬業者からのCO₂およびPFCの排出を測定するIAIの方法では、プロセスパラメーターに基づく計算を行う。アルミニウム製錬業者からのGHG排出を直接測定する方法は存在するが、現在までのところ、それらの使用は一部に限られている。
 - 全ての「事業体」で一貫性を保つため、アノード製造、発電、製錬（電解）、および鋳造に関連する排出は、直接排出か間接排出かにかかわらず、全て計算に含める必要がある。すなわち、アノード製造および鋳造に関連する排出は、スコープ3の排出の定義に該当する場合も、必ず計算に含める。
 - 注：IAIは、現在、スコープ2の排出のデータと計算に関するくわしい手引を策定しており、これは公開され次第参照できるようになる。

- 5.3 (b) では、2021年より前に稼働しているアルミニウム製錬業者は、以下のいずれかである必要がある：
 - 排出量が、すでにアルミニウム1トン当たりCO₂ 換算8トン未満である。
 - 2030年までにスコープ1および2のGHG排出を、アルミニウム1トン当たりCO₂ 換算8トン未満に削減する戦略または計画を定義してあるか、または実施中である。
 - この計画には、製錬業者のマネジメントシステムにおけるスコープ1および2のGHG排出管理に使用する再生可能エネルギーの購入を含めてもよいが、その場合は、[GHGプロトコル](#)（2014年度版）またはそれに相当するものに従う。
- 5.3 (c) について： この個別基準は、2020年1月1日以降に検証される。それまでは、「事業体」（新規製錬業者を含む）に、将来的なASI「認証範囲」の目標を知らせることを目的とする。2020年から、これらのアルミニウム製錬業者は、排出量をアルミニウム1トン当たりCO₂ 換算8トン未満にする必要がある。
 - これには、製錬業者のマネジメントシステムにおけるスコープ1および2のGHG排出管理に使用する再生可能エネルギーの購入を含めてもよいが、その場合は、[GHGプロトコル](#)（2014年度版）またはそれに相当するものに従う。
- 5.3 (b) および (c) では、計算は、個々の製錬業者レベルで行い、複数の製錬業務を平均化しないものとする。

まとめ：

- 排出源別にGHG排出およびエネルギー使用を説明し、開示しているか？まだの場合は、適切な方法と報告の枠組みを見つける。
- 排出削減の目標および計画を策定したか？

6. 排出、流出、廃棄

原則

「事業体」は、人間の健康および安全への悪影響の可能性または環境への悪影響の可能性がある排出および流出を最小化し、また、廃棄物ミティゲーションヒエラルキーに従って廃棄物を管理しなければならない。

関連する個別基準

3.1 持続可能性報告書

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性							
	6.1	6.2	6.3	6.4	6.5	6.6	6.7	6.8
ボーキサイト採掘								
アルミナ精製								
アルミニウム製錬								
「アルミニウム再溶解／精製」								
「鋳造」								
半製品								
「材料加工」（「製造および加工」）								
「材料加工」（「産業ユーザー」）								
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売								

説明：

緑に着色された個別基準は、サプライチェーン活動に一般的に適用可能なものであり、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる。

「事業体」の「認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

排出、流出、廃棄は、業務プロセス（製品の原材料管理、処理、およびアウトプット品質）に直接関連する。廃棄物は、間接排出源（輸送、管理、およびインフラ開発など）からも生じる。アルミナおよびアルミニウム製造特有の重要な廃棄物には、ボーキサイト残渣、使用済みポットライニング（SPL）、およびドロスなどがある。

廃棄物管理のための具体的なアプローチは、廃棄物の特性、業務または活動の性質、および利用可能な地元および国の廃棄物処置施設により異なる。しかし、全ての場所に適用される廃棄物マネジメントの基本原則は存在する。それらは、発生する廃棄物の量の削減、廃棄材料の再利用、リサイクル（既存の形態で使用できない場合）、および廃棄物からの資源回収（エネルギーなど）である。最後には、残留廃棄物を安全に処分する。

主な概念

ボーキサイト残渣 - バイヤー法によってボーキサイト鉱石からアルミナを精製する際に発生する残留廃棄物。主に酸化鉄、酸化チタン、酸化ケイ素、および溶解しなかったアルミナで構成されており、さらに、ボーキサイトの原産国によって異なるさまざまなその他の酸化物も含んでいる。（[Bauxite Residue Management: Best Practice](#)（ボーキサイト残渣管理：ベストプラクティス）、IAI/EA、2015から改変）

水への放出 - 以下に示すいずれかの状況を通じて、地下水、表流水、下水に放出された廃水であって、河川、海洋、湖、湿地、処理施設、および地下水脈につながるもの。

- 定められた放出地点（点源放出）
- 分散した、または不明確な状況での地上への放出（非点源放出）
- 組織からトラックによって搬出された汚水。

集められた雨水および生活排水は、水の放出とはみなされない。

（[Global Reporting Initiative - GFI G4 Implementation Manual](#)（グローバルレポーティングイニシアチブ-GFI G4実施マニュアル）、2013、p253から改変）

ドロス - アルミニウム再溶解者／精製者および「鋳造工場」の炉で発生する溶融「アルミニウム」の表面上で「アルミニウム」、「アルミニウム」酸化物およびガスが完全に混和された層。スキミングとも呼ばれ、金属を鋳造する前に取り除かなければならない。液体金属の容器（例えば、炉または搬送用取鍋または搬送用チャネル）の底および壁からも回収される。（[Aluminium Recycling in Europe](#),（欧州におけるアルミニウムリサイクル）、European Aluminium（欧州アルミニウム協会）から改変）

大気への排出 - 国際条約または国内法もしくは規則によって規制されている大気への排出（「事業体」の事業に対する環境許可証に記載されているものを含む）。（[Global Reporting Initiative - GFI G4 Implementation Manual](#)（グローバルレポーティングイニシアチブ-GFI G4実施マニュアル）、2013、p252から改変）

有害廃棄物 - 発生した時点で国内法令によって有害廃棄物と規定されている廃棄物、およびバーゼル条約の規定によって有害とみなされた処理済み廃棄物。（[Global Reporting Initiative - GFI G4 Implementation Manual](#)（グローバルレポーティングイニシアチブ-GFI G4実施マニュアル）、2013、p123から改変）

非有害廃棄物 - 有害廃棄物とみなされない、他のあらゆる形態の固体または液体の廃棄物（廃水を除く）。（[Global Reporting Initiative - GFI G4 Implementation Manual](#)（グローバルレポーティングイニシアチブ-GFI G4実施マニュアル）、2013、p123から改変）

ソルトスラグ - 「アルミニウム」スクラップをフラックス塩と共に再溶解した後に発生する残留物。フラックス特性が失われる量の金属性および非金属性粒子が内部に取り込まれた塩で構成される。「ソルトケーキ」とも言う。（[Aluminium Recycling in Europe](#),（欧州におけるアルミニウムリサイクル）、European Aluminium（欧州アルミニウム協会）から改変）

流出および漏洩 - 人間の健康、土地、植物、水域、および地下水に影響を及ぼす有害物質の偶発的放出。（[Global Reporting Initiative - GRI G4 Implementation Manual](#)（グローバルレポーティングイニシアチブ-GFI G4実施マニュアル）、2013、p252から改変）。

使用済みポットライニング (SPL) - ポットの改修によって発生する「アルミニウム製錬」プロセスの副産物。「SPL」は、フッ化物、シアン化物、および活性金属成分を含むので「有害廃棄物」とみなされる。使用済みポットライナーまたは使用済みセルライナーとも呼ばれる。 ([Aluminium Stewardship Initiative](#) (アルミニウム管理イニシアチブ) から改変)

未処理使用済みポットライニング (未処理SPL) - 活性を変化させて有害な特性を除去するための処理を完全にまたは部分的に実施していないSPL。

廃棄物ミティゲーションヒエラルキー - 「廃棄物ミティゲーションヒエラルキー」は、「廃棄物」の発生、保管、取り扱い、処理、輸送および処分に関連する影響から人間の健康および環境を保護する、一連のプロセスの選択肢であって、最も好ましいものから最も好ましくないものまで、と要約することができる。このヒエラルキーは、原材料およびプロセス操作の便益を最大化し、「廃棄物」の発生を最小化することを目指すものである。以下に示すように、再利用、リサイクルおよび回収のコンセプトを含んでいる（好ましい選択肢から好ましくない選択肢という順で並んでいる）。

1. **回避**。家庭、産業、および全てのレベルの政府によって発生する廃棄物について、抑制または減量するための行動を含む。
2. **資源回収**。再利用、リサイクル、再処理、およびエネルギー回収を含む。回収した資源の最も効率的な利用に合致する。
3. **処分**。全ての処分という選択が、環境に最も責任ある方法で行われるようにするマネジメントを含む。

([Environmental Protection Authority NSW および European Union Waste Framework Directive](#) (NSW 環境保護局および EU 廃棄物枠組み指令) から改変)

実施

「実施」セクションは、「パフォーマンス基準」内の個別基準のそれぞれの実施に関する一般的な指針を示す。この指針は規範ではなく、必要に応じて情報と支援を最初に求める場所とみなすものとする。

6.1 大気への排出。

「事業体」は、人間または環境に悪影響のある「大気への排出」を定量化して報告し、また、その悪影響を最小化する計画を施行しなければならない。

留意事項：

- 人間または環境に悪影響を与える大気への排出のインベントリおよび基準を策定する。必要に応じて、外部の専門家に相談する。
 - 複数の現場で業務を行う企業では、各現場でインベントリを実施し、適切な法的要求事項を考慮する。
 - 現場データを使用し、関連する現場それぞれについて計算または測定した数値をもとに、企業レベルでも集計データを維持する。
 - アルミニウム製錬業者は、必ずフッ化物（ガスまたは粒子状）の排出を含める。
 - 「事業体」の排出源からの排出による大気質への影響を評価する。このアセスメントには、気象条件と風プロファイル、最悪の排出シナリオ、地勢と地形、近隣の建築物と建造物の性質、大気へのその他の排出源に対する累積的かつ有効な効果、および近隣の注意を払うべき対象のある場所を説明する大気拡散モデルを含めることができる。
 - 法令に基づく適切な大気への排出または大気質の基準を満たすか、または超えるようにする。適切な法的基準がない場合は、大気への排出および大気質の一般的な国

際基準（International Finance Corporationの[Air Emissions and Ambient Air Quality](#)（大気排出および大気質）のガイドライン）などを参照する。

- ベンチマーク目標およびマイルストーンを含む大気排出削減計画を策定および実施する。
 - ステークホルダーおよび専門家との協議の上、業務における大気への最小排出量の特定に努める。
 - 特定の地域または業界にベストプラクティスの値がある場合は、排出削減計画に盛り込む。
 - 関連する地域データまたは業界データがない場合、「事業体」は、大気への排出および環境大気質に関する一般的な国際基準を満たすよう努める。
- 排出監視プログラムを維持し、インベントリまたは削減計画で特定された関連する排出を、定期的に測定または計算する。
 - 排出削減計画に照らして進捗状況を定期的にレビューし、それによって計画を更新する。
- 個別基準 3.1 の持続可能性報告書に大気への排出に関する報告を含める。
- 「先住民」が存在する場合：
 - 関連する「先住民」（希望する場合）、もしくは彼らによりまたは彼らとともに選定された独立した技術専門家が、大気への排出（温室効果ガス排出を含む）の許容レベルの決定に参加できるようにする。
 - 特にボーキサイト採掘では、資源の利用に使用する爆発物、森林の伐採／野焼き、およびボーキサイトの輸送、備蓄、保管に関連するダスト公害にまつわる排出および影響を検討する。
 - コミュニティに、調査および採取の段階での排出監視に参加する権限を与える。
 - 影響評価および開発承認の段階において、大気への排出は、個別基準9.4（FPIC）および2.5（影響評価）の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」プロセスの一部であることに留意されたい。

6.2 水への放出。

「事業体」は、人間または環境に悪影響のある「水への放出」を定量化して報告し、また、その悪影響を最小化する計画を施行しなければならない。

留意事項：

- 人間または環境に悪影響を与える水への放出のインベントリおよび基準を策定する。必要に応じて、外部の専門家に相談する。
 - 複数の現場で業務を行う企業では、各現場でインベントリを実施し、適切な法的要求事項を考慮する。
 - 現場データを使用し、関連する現場それぞれについて計算または測定した数値をもとに、企業レベルでも集計データを維持する。
 - 適切な水質基準を満たすか、または超えるようにする。
- ベンチマーク目標およびマイルストーンを含む水への放出のマネジメント計画を策定および実施する。
 - ステークホルダーおよび専門家との協議の上、業務における水への最小放出量の特定に努める。
 - 特定の地域または業界にベストプラクティスの値がある場合は、放出削減計画に盛り込む。
 - 関連する地域データまたは業界データがない場合、「事業体」は、水への放出および水質に関する一般的な国際基準を満たすよう努める。
- 監視プログラムを維持し、インベントリまたはマネジメント計画で特定された関連する水への放出を、定期的に測定または計算する。

- 現場の直接排水および外注活動による排水に関連する物理的、化学的、および生物学的局面などのパラメーターを検討する。
- 必要な頻度で監視する（毎月、季節ごとなど）。
- マネジメント計画に照らして進捗状況を定期的にレビューし、それに従って計画を更新して、放出される側の基準水質を確実に維持する。
- 個別基準 3.1 の持続可能性報告書に水への放出に関する報告を含める。
- 水については、個別基準 7.1、7.2、および 7.3 も参照されたい。
- 「ボーキサイト採掘」に従事する「事業体」では：
 - 組織を含む廃水を、安全でかつ不慮の放出を防止する最適な技術を使用して、着実に管理する（6.3 および 6.4 も参照）。
 - 詳細は、ICMM の [Water Stewardship Framework](#)（水資源管理の枠組み）および [Practical Guide to Consistent Water Reporting](#)（一貫した水資源報告の実践ガイド）に記載されている。
- 「先住民」が存在する場合：
 - 影響を受けるコミュニティに、水への放出に関連する全ての法と国際基準の情報を確実に伝える。
 - （希望する場合に）「先住民」が、影響評価の基準調査、ならびに基準および目標に照らした水への排出と水質の現行の監視に参加できるようにする。
 - 影響評価および開発承認の段階において、水への放出は、個別基準 9.4（FPIC）および 2.5（影響評価）の「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」プロセスの一部であることに留意されたい。

6.3 流出および漏洩の評価およびマネジメント。

- a. 「事業体」は、「流出および漏洩」によって大気、水、または土壌が汚染されるおそれのある、事業の主要リスク領域について評価を実施しなければならない。
- b. この評価完了後、「事業体」は、その「流出および漏洩」を防止および検出するため、マネジメントおよび外部コミュニケーション計画、コンプライアンス管理、および監視プログラムを施行しなければならない。

留意事項：

- リスクアセスメントを使用して、大気、水、または土壌への流出および漏洩に関する事業の主要リスク領域を特定し、文書化する。
- 文書化された管理方法を通じて特定されたリスクを対象とするリスクマネジメントプロセスを確立し、実施する。
 - これらのリスクの防止および緩和に関連するスタッフおよび委託先に、定期的な訓練プロセスを実施する。
 - 流出および漏洩の防止および検出を目的とする監視システムを実施する。
 - 規制当局を含む主なステークホルダーと協議の上、外部コミュニケーション計画を策定する。漏洩報告（6.4参照）の実行方法（関連するステークホルダーの特定など）を、必ず含める。
- 「先住民」が存在する場合：
 - 影響を受ける可能性のあるコミュニティに、流出および漏洩に関連する全てのリスクの情報を確実に伝える。
 - （希望する場合に）「先住民」が、流出および漏洩を防止および検出するためのリスク領域の監視に参加できるようにする。

6.4 流出の報告。

- a. 「事業体」は、重大な「流出」の規模、種類、影響の可能性について、事故発生後直ちに、影響を受ける関係者に開示しなければならない。

- b. 「事業体」は、「流出」の「影響評価」および実施した修復活動を公開し、また、1年ごとに公開報告しなければならない。

留意事項：

- 流出の重大性では、流出の規模、種類、および影響を考慮する。
- 重大な流出が発生した場合：
 - 主なステークホルダー（影響を受ける関係者、および規制当局など）を特定する
 - 流出の規模、種類、影響の可能性を開示する
 - くわしい情報が入り次第、迅速に開示し、影響および修復活動を定期的に更新する
 - 緊急通報受理機関と連携を取る
 - 問い合わせに適宜対応する
 - 6.3のリスクマネジメントおよびコミュニケーション計画を更新して、行動および進捗状況を追跡する。
- その後、重大な流出、それらの影響のアセスメント、および取り組んだ緩和行動に関する更新された情報を、少なくとも1年ごとに公開する。
 - これは、個別基準3.1の持続可能性報告書、または個別の伝達に含めることができる。
 - 流出の報告に関する法的要求事項に追加することができる。
- 「先住民」が存在する場合：
 - 影響を受けるコミュニティに、流出およびそれらの影響の可能性についての情報を、直ちに伝えるようにする。
 - 緊急事態以外の修復措置は、彼らとの協議および協力の上で取り組むようにする。

6.5 廃棄物マネジメントおよび報告。

- a. 「事業体」は、「廃棄物ミティゲーションヒエラルキー」に従って策定された廃棄物マネジメント戦略を施行しなければならない。
- b. 「事業体」は、「事業体」によって生成される「有害廃棄物」および「非有害廃棄物」の量、ならびにその「廃棄物」処分方法を1年ごとに公開しなければならない。

留意事項：

- 6.5 (a) では、関連する事業範囲内で生じる全ての廃棄物を対象とした廃棄物マネジメントの戦略または計画を策定する。
 - 廃棄物マネジメント戦略には、廃棄物の発生、マネジメント（保管および取り扱いを含む）、処理、輸送、および処分による影響を軽減する持続可能かつ統合された管理方法を含める。
 - 廃棄物、特に有害廃棄物のマネジメント、処理、または処分に関する全ての適用規則をレビューする。
 - 発生源、成分、分別、量、流量／発生速度、移送と保管、処理、目的地／経路、および処分などの要素を考慮して、廃棄物を特徴付ける。
 - 「廃棄物ミティゲーションヒエラルキー」（本章の「主な概念」を参照）、およびさまざまな廃棄物を最も効果的に管理して人間および環境への悪影響を低減する方法を検討する。ヒエラルキーの最も好ましい選択肢から最も好ましくない選択肢までの順序は、回避、資源回収、廃棄である。
 - 廃棄物マネジメントは、技術的方法（例：汚染管理装置）、作業の管理（例：手続の改善）、発生の管理（例：使用する材料タイプの管理）、マネジメント管理（例：責任の明確な定義）、および訓練などにより改善できる。
 - 廃棄物管理戦略のベンチマーク目標およびマイルストーンを策定し、状況に合わせて長期的に人間または環境への悪影響を大きく改善する。
 - 「廃棄物」の現場からの移動および輸送に関連するリスクでは、危険材料の輸送に関する経路、居住地との距離、密閉容器の使用、および適用規則などの要素を考慮

する。これを、流出に関する個別基準6.3で策定するマネジメント計画および管理に組み込むようにすることが重要である。

- 6.5 (b) では、発生する有害廃棄物および非有害廃棄物の量、ならびに使用された関連する廃棄物処分方法を1年ごとに公開する。
 - これは、個別基準3.1の持続可能性報告書に記載したり、ウェブサイト上で利用できるように（中小企業では、要請に応じて情報を提供）することができる。
 - 報告書の詳細度には、関連するステークホルダーの興味または関心を反映させる。これは、有害廃棄物および非有害廃棄物の報告に関する法的要求事項に追加することができる。
 - 廃棄物量情報が利用しにくい場合は、廃棄物密度と収集量、物質収支、または類似の利用可能な情報を使用して、重量または量を推定する。その他可能な情報源には、処理サービス業者による社外の廃棄物審査、またはこれらの業者の廃棄物バランスシートなどがある。
- 「先住民」が存在する場合：
 - 独立した専門家が彼らのレビューを支援できるよう十分な資金を出し、影響を受けるコミュニティに基準に照らした報告書を提示して検証してもらう。

6.6 ボーキサイト残渣。

「アルミナ精製」に従事する「事業体」は、以下に示す事項を実施しなければならない。

- a. 「ボーキサイト残渣」および浸出液の環境への放出を効果的に防止できる方法で貯蔵領域を設置すること。
- b. 「ボーキサイト残渣」貯蔵施設の完全性を確保するために、定期的に確認および管理（第三者により実施されるものを含む）を実施すること。
- c. 環境への影響を最小化するために、「ボーキサイト残渣」貯蔵施設からの水の放出を管理し中和すること。
- d. 「ボーキサイト残渣」を海洋および水環境に放出しないこと。
- e. 「ボーキサイト残渣」貯蔵または「ボーキサイト残渣」再利用に関する最新技術を優先して、「ボーキサイト残渣」貯水池撤去のためのタイムラインおよびロードマップを策定すること。2020年よりも後に製造を開始する全ての「アルミナ精製」施設は、「ボーキサイト残渣」貯蔵または「ボーキサイト残渣」再利用に関する最新技術のみを使用しなければならない。
- f. 「アルミナ精製」施設の閉鎖後には、「ボーキサイト残渣」領域を修復して、将来の環境汚染のリスクを十分に軽減できる状態にすること。

留意事項：

- [Bauxite Residue Management: Best Practice](#)（ボーキサイト残渣管理：ベストプラクティス）（国際アルミニウム協会／欧州アルミニウム協会が2015年に発表、ボーキサイト残渣の貯蔵施設に関する持続可能なマネジメントのベストプラクティスを認識および促進する設計および業務上の推奨事項）を参考にする。
 - 国際金属・鉱業評議会（ICMM）の [Review of Tailings Management Guidelines and Recommendations for Improvement](#)（テーリングマネジメントのガイドラインおよび改善のための推奨事項のレビュー）（2016）も参照されたい。ここでは、既存の技術マネジメント・アプローチに加えた、ガバナンスのさらなる重視の必要性が指摘されている。
- 6.6 (a) について：
 - ボーキサイト残渣は、放出された場合に環境に影響を与える浸出液および表流水を含む。したがって、残渣の貯蔵領域を設計、建設、および維持して、ボーキサイト残渣と浸出液の双方を効果的に封じ込めるようにすることが必須である。

- 古い施設の貯蔵領域には、ライナーまたは基本排水システムがない場合がある。ボーキサイト残渣／浸出液の放出／排出を防ぐ管理手段には他に、地下水の監視や浸出液ボアポンプなどがある。
- 6.6 (b) について：
 - 社内で、または第三者により、定期的な検査および管理を実施する。たとえば、社内担当者による日々のひび割れ目視検査、その他の社内審査、および地盤工学／エンジニアリングの専門家による定期的な外部アセスメントが、これに含まれる。
 - 残渣の貯蔵タイプに十分な頻度でこれらを行う。たとえば、貯水池では乾燥貯蔵施設より、現在の貯蔵の完全性を維持できなくなるリスクが高い。
- 6.6 (c) について：
 - 水への放出は、ボーキサイト残渣からの溶出物質の影響を受けている表流水または地下水を含む。こうした放出は、管理が必要であり、中和が必要な場合もある。
 - 部分的または完全な中和には、酸（通常は硫酸または塩酸）、二酸化炭素、二酸化硫黄、海水、または濃縮塩水を使用する。ボーキサイト残渣の中和は、堆積に関連する潜在的危険を低減し、修復時の植生回復を促進する。
 - 沿岸地域では、浸出液は海水を使用して、海または河口に放出できるレベルになるまで、管理された状況で法的要求事項に従って処理される。地域にこれに対応する規則がない場合は、こうした放出は、一般的な国際基準に従って管理する。
- 6.6 (d) について：
 - ボーキサイト残渣自体（処理済みか未処理かにかかわらず）を、海洋または水環境に放出してはならない。
- 6.6 (e) について：
 - ボーキサイト残渣貯水池の「撤去」は、新たな貯水場所での貯水池の利用を段階的に廃止することを指し、以前に建設されたボーキサイト残渣貯水池の代替貯蔵施設への建て替え、または残渣の再処理を求めるものではない。
 - ボーキサイト残渣貯蔵の現在の「最新技術」は、残渣の乾燥貯蔵、乾燥処分、または中和である。今後、その他の技術が登場する可能性がある。
 - 乾燥貯蔵方法の使用は、貯蔵に必要な土地面積、および地下水への漏洩リスクの最小化を目指すものである。このプロセスは、残渣の洗浄、およびその後のろ過による固形率 65%以上の脱水ケーキの生成を目的とする。可能な場合は、最新のプレスフィルターを使用して、固形物含有量を 70～75%まで高める。
 - ボーキサイト残渣の再利用は、環境に利益をもたらす新たなプロセスである。商業的な実現可能性は、場合により異なる。
- 6.6 (f) について：
 - 個別基準 8.5 の鉱山リハビリテーションに関する手引は、ボーキサイト残渣領域の修復に関連する。
 - 残渣が現在発生していない過去の鉱山は、通常、認証範囲に含まれないことに留意されたい。「ASI 基準」は、発生方法の変更を促せるよう、現在の残渣の発生を対象としている。
- 「先住民」が存在する場合：
 - 影響を受けるコミュニティに、生成されるボーキサイト残渣の量およびそのマネジメントについて、情報を伝える。
 - 新しい精製プロセスは、最新技術を活用し、コミュニティによりまたはコミュニティとともに選定された独立した技術専門家が検証する。

6.7 使用済みポットライニング (SPL)。

「アルミニウム製錬」に従事する「事業体」は、以下に示す事項を実施しなければならない。

- a. 「SPL」または浸出液の環境への放出を防止できるように「SPL」を貯蔵および管理すること。
- b. 炭素および耐火材料を回収およびリサイクルするためのプロセスを最適化すること。
- c. 環境に悪影響を及ぼす可能性がある場所に「未処理SPL」を埋め立て処分しないこと。
- d. 処理済みの「SPL」または貯蔵されている「SPL」の埋め立て処分に代わる選択肢について、少なくとも1年ごとにレビューすること。
- e. 「SPL」を海洋または水環境に放出しないこと。

留意事項：

- 6.7 (a) について：
 - SPLは有害化合物を含有し、放出した場合、環境に影響を与える。したがって、貯蔵領域を設計、建設、および維持して、SPL管理の管理方法を実施し、SPLおよびその派生物を効果的に封じ込めるようにすることが必須である。
- 6.7 (b) について：
 - 寿命終了時のSPL処理に関連する目標を掲げ、発生するSPLの有害特性および量に集中的に取り組むマネジメント計画を策定および実施する。
 - SPLの炭素および耐火部品、またはSPL処理の副産物のリサイクルの最大化に努める。リサイクルの最大化には、経済的な代替物を利用する可能性の検討が含まれる。
 - リサイクル原材料および副産物の他産業での使用（セメント、ロックウール、および鋼の製造プロセスにおけるフィードストックなど）を検討する。
 - リサイクル可能なSPL材料の供給を経済レベルにまで拡大する協働機会を検討する。通常、個々の製錬業者から生じるSPLは、フィードストックの継続的供給に十分ではない（たとえば、それを理由に、セメント工場がこの材料の受け入れ、または集中化したSPL処理施設の建設に転じることはない）。
 - SPLを他産業の燃料として使用でき、これがリサイクルより有益だと実証される場合は、有効な代替手段とみなすことができる。
 - 計画の実施に関する目標、行動、および期限を指定する。
- 6.7 (d) および6.7 (e) について：
 - 未処理のSPLは、埋め立ててはならない（ただし、「事業体」が、埋め立てたSPLまたは埋め立てたSPLに関連する浸出液が環境に悪影響を及ぼさないと実証できる場合を除く）。
 - 環境への影響を低減し、経済的に実現可能な、処理（焼却または化学処理）済みSPLの埋め立てに勝る寿命終了時の選択肢を定期的に調べる。
 - SPLマネジメントに代わる手段を比較し、総費用（長期負債およびリスクプレミアムを含む）を考慮して、「利用可能な最善の技術」を特定する。
 - これに関して実施した全ての行動の記録を取り、マネジメント計画のレビューと更新を適宜行う。
- 6.7 (f) では、SPL（処理済みまたは未処理にかかわらず）を、海洋および水環境に放出しないようにする。
 - 「海洋および水環境」は、漏洩防止のため密閉された特別指定領域での湿式貯蔵を対象としない。

6.8 ドロス。

「アルミニウム再溶解／精製」に従事する、または「鑄造工場」を運営する「事業体」は、以下に示す事項を実施しなければならない。

- a. 「ドロス」および「ドロス」残留物の処理によって「アルミニウム」の回収を最大化すること。
- b. 処理済み「ドロス」残留物のリサイクルを最大化すること。
- c. 「ドロス」残留物の埋め立て処分に代わる選択肢について、定期的にレビューしていると証明すること。

留意事項：

- ドロスおよびドロス残留物（ソルトスラグ／ソルトケーキ）の処理に関するマネジメント計画を、策定および実施する。
 - ドロスは必ずしも現地で処理する必要はなく、通常は専門の処理装置に送られる。
 - 処理では、アルミニウムの回収、および処理済みドロス残留物のリサイクルの最大化に努める。回収率は、利用可能な技術および処理装置、ならびにドロスおよびドロス残留物の性質に応じて異なる。地域によっては、現場または第三者の処理装置が利用できない、もしくは実際的でない場合がある。
 - 処理済みドロスのリサイクルに代わる手段を適用でき、これがリサイクルより有益だと実証される場合は、有効な代替手段とみなすことができる。
 - 計画の実施に関する具体的な目標、行動、および期限を指定する。
- 環境への影響を低減し、ドロス残留物の埋め立てに勝る寿命終了時の選択肢を定期的に調べる。
 - これに関して実施した全ての行動の記録を取り、マネジメント計画のレビューと更新を適宜行う。

まとめ：

- 大気への排出、水への放出、および有害廃棄物・非有害廃棄物を報告しているか？
- 流出および漏洩に関するリスクマネジメントおよびコミュニケーション計画があるか？
- アルミナ精製業者：ボーキサイト残渣マネジメントのベストプラクティスを採用しているか？
- アルミニウム製錬業者： 使用済みポットライニング（SPL）のリサイクルを最大化しているか？
- アルミニウム再溶解者／精製者および「鑄造工場」： ドロス残留物のリサイクルを処理し、最大化しているか？

7. 水の管理

原則

「事業体」は、水資源管理を支援するために、責任ある水の取り入れ、利用、および管理を行わなければならない。

関連する個別基準

3.1 持続可能性報告書

9.3 先住民（該当する場合）

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性		
	7.1	7.2	7.3
ボーキサイト採掘			
アルミナ精製			
アルミニウム製錬			
「アルミニウム再溶解／精製」			
「鋳造」			
半製品			
「材料加工」（「製造および加工」）			
「材料加工」（「産業ユーザー」）			
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売			

説明：

緑に着色された個別基準は、サプライチェーン活動に一般的に適用可能なものであり、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる。

「事業体」の「認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

水は、コミュニティ、エコシステム、および経済活動により使用される貴重な共有資源である。人口増加、経済成長、気候変動、汚染、およびその他の課題による水資源への圧力は高まりつつあり、集団としての社会、経済、および環境の安泰に重大な影響を与えている。

企業や市民団体は、事業およびサプライチェーンの効率性および清浄性を改善しながら、協働を通じて共有淡水資源の持続可能な管理も促進する行動を表すために、「水の管理」という語を使用するようになってきている。水が不適切に管理されたり過剰採取された場合、最終的に事業と社会の両方にリスクが生じることが知られている。

「事業体」は、水に関連するリスクからの影響に寄与することも、これらの影響を受ける（特に小規模企業の場合）こともあるという点も重要である。

主な概念

影響範囲 - 以下に該当する事項によって影響を受ける可能性のある領域を必要に応じて包含する。

(a) 「事業体」の活動および施設、または計画外であるが予測可能な開発によって生じる影響であって後日もしくは別の場所で発生するおそれがあるもの、またはプロジェクトによる生物多様性への間接的な影響もしくはコミュニティの生活が依存しているエコシステムサービスに対する間接的な影響。

(b) 関連施設。すなわち、「事業体」が管理していない施設であるが、他に理由がなければ建設または拡張されなかったはずのものであり、かつ、その施設がなければ「事業体」の活動が不可能であると思われるもの。

(c) 「事業体」の活動によって利用され、または直接に影響を受ける地域または資源に対して、他の既存の、またはリスクおよび影響の識別プロセスを実施した時点において、計画中または合理的に定められている、開発によって発生する漸増的な影響が累積された影響。

(a) の例としては、プロジェクトの現場、直接の空気流域および水流域、または輸送回廊（国際的な輸送経路）がある。また、間接的な影響としては、送電回廊、パイプライン、運河、トンネル、道路移設および通行、地域の借用および使用、現場宿舍、ならびに土地の汚染（例：土壌、地下水、表流水、堆積物）がある。

(b) について、関連施設の例としては、港、ダム、鉄道、道路、自家発電所または送電線、パイプライン、ユーティリティ、倉庫、および物流ターミナルがある。

(c) について、累積された影響とは、科学的な懸念または影響を受けるコミュニティの懸念に基づいて、一般的に重要だと認識される影響に限定される。累積された影響の例としては、空気流域へのガス排出の漸増的寄与、複数箇所の取水による流域における水流の減少、流域における堆積物の増加、渡り鳥の経路または野生生物移動の阻害、コミュニティの道路における通行車両の増加による交通渋滞および事故の増加がある。（[International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 1 - Guidance Notes](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準1 - ガイダンスノート）から改変）

注：

- 「影響範囲」は、7.1（水の管理）、8.1（生物多様性）、および9.5（文化的および宗教的遺産）で、所定の「認証範囲」に対する「事業体」による影響評価およびリスク管理に関連して言及されている。
- 「影響範囲」における一部の活動および関連する影響／リスクは、「事業体」の「管理」下にあることがある。ただし、これらの個別基準により要求される場合は、「事業体」はこれらの影響およびリスクを評価し、実行可能であれば軽減方法または管理手段を用意する。
- 「事業体」の「影響範囲」の一部である関連施設であって、「事業体」の「管理」下にあるものは、「認証範囲」には含まれない。すなわち、「事業体」の「管理」下にある関連施設の活動および関連する影響／リスクは、「事業体」の適合性を判断するにあたって考慮されない。

水流域 - 全ての水流および降雨が共通の出口に向かって流れる陸上の地域。共通の出口とは、貯水池、湾口、または河川流路に沿ったいずれかの地点への流出である。水流域という言葉は、集水域、流域と同じように使われることがある。（[United States Geological Survey \(USGS\)](#)（米国地質調査所）から改変）

実施

「実施」セクションは、「パフォーマンス基準」内の個別基準のそれぞれの実施に関する一般的な指針を示す。この指針は規範ではなく、必要に応じて情報と支援を最初に求める場所とみなすものとする。

7.1 水の評価

「事業体」は以下に示す事項を実施しなければならない。

- 水源および種類ごとに取水および利用を特定し、マッピングすること。
- 「施設」の「影響範囲」にある「水流域」での水に関連するリスクを評価すること。

留意事項：

- 7.1 (a) では、水収支のアプローチを使用して、業務施設内外の水の流れを特定し、マッピングする。
 - 場所の水収支は主に、取水、放水、および水消費の3つの要素で成り立っている。
 - 場所の水収支の計算式：取水量 - 放水量 - 水消費量 = 現場の水の貯留量変化。
- 取水量、水消費量、および放水量を計算する場合は、河川、海洋、湖、湿地、処理施設、または地下水脈につながる地表水／地下水および下水道を行き来する、あらゆる種類の水（淡水、塩水、飲用水、再生水など）と水源（海洋、湖、河川、水道、浄水場など）を考慮する。以下の水が対象となる：
 - 定義された取水または放水地点（点源）を經由する水
 - 分散した、または未定義の方法（非点源）で地上に放出される水
 - トラックで運び込まれた水、および組織から搬出された廃水。
 - [GRIG4ガイドライン](#)（P253参照）では、雨水および家庭下水の収集および排水を水への放出とみなしていないことに留意されたい。
- 大規模企業では、以下を含む事項を詳細に特定する：
 - 水のサービス提供者（該当する場合）を含む水源の名前および場所、水量、および根本的水源
 - 放水地点、その名前、場所、放水量（最終放水先、または最終的に水を受け取る組織を含む）。
- 現状を反映した水マップは企業のすぐれた情報源になるが、その主な目的は、7.1 (b) の水関連の重大リスク評価に使用することである。たとえば水マップは、水道から得た水量を正確に説明するよりも、注意を払うべき水源からの取水を特定するために、より重要である。
- 以下は、水マップまたはインベントリのテンプレートに小規模な鋳造企業の例を記載したものである：

Family Foundry & Partsの水インベントリマップの例

事業体名		Family Foundry & Parts		施設		本社	
インベントリ期間		2017年1月～11月		記入日		2017年11月	
場所	機能／活動	水の種類	水源	用途	水量	最終放水先	その他の情報
ダイカストマシン（高圧2台）	アルミニウム部品（注文による）	淡水	水道	ダイカストマシンの冷却	月1500リットル（平均）	下水廃水（許可取得済み）	排水は毎年Acme Labsが検査
メンテナンス洗浄ベイ	鋳型準備	淡水	水道	鋳型およびその他	月500リットル	下水廃水（許可取得済み）	阻集器にオイルを分離

				の部品の 洗浄			
キッチン ／浴室	労働者に よる使用	淡水	-	飲用、食 事の準 備、手洗 い、シャ ワー	月900 リットル	下水排水 (許可不 要)	NA
トイレ	-	再生水	地元の廃 水処理施 設	トイレ洗 浄のみ	月1000 リットル	下水排水 (許可不 要)	NA
庭	-	雨水	雨水タン ク	植物およ び庭	月500 リットル (概算)	地中	NA

- 7.1 (b) では、業務に関連する水流域における「事業体」の位置を考慮して、水関連のリスクを評価する。
 - 企業は、以下のツールおよび枠組みを利用して、水関連のリスクを特定および評価し、それらの対処方法についての手引を使用することができる。例：
 - WWFの[Water Risk Filter](#)（ウォーターリスクフィルター）
 - Alliance for Water Stewardship（AWS）の[Global Standard for Water Stewardship](#)（水マネジメントのグローバル基準）。
 - [ISO 14046](#)（環境マネジメント—ウォーターフットプリント—原理、要求事項および指針）
 - 採掘では、国際金属・鉱業評議会（ICMM）の[Water Stewardship Framework](#)（水資源管理の枠組み）、[A practical Guide to Consistent Water Reporting](#)（一貫した水資源報告の実践ガイド）、および[A Practical Guide to Catchment-Based Water Management](#)（集水ベースの水マネジメントの実践ガイド）
 - アルミニウム製造用のグリーンエネルギーの生成を水力発電に頼る企業が増えている。水力発電所を業務に使用する場合は、[Hydropower Sustainabilityの評価プロトコル](#)を参照されたい。
 - 水のリスク評価は、その領域における水の使用量と水の可用性の関係を考慮し、それに応じたものにする。集水域での水質、水ストレス、または水に関する共有課題は、状況によっては重要な問題になる。
 - 水のリスク評価は、さらに「事業体」の規模および性質に見合うものにする。小規模企業は、水資源に与える影響が比較的小さくても、水資源の供給および利用への依存度は高い（質および量の点で）可能性がある。こうした場合、しばしばそこに与える影響力が限られているにせよ、「影響範囲」は小規模企業にとって重要性を増す。
 - 「影響範囲」は、「事業体」の関連プロジェクトの影響、関連施設、および累積的影響に関係する（用語集の定義を参照）。
 - 関連施設に帰される影響に対する「事業体」の影響力は、特に、主に「事業体」の活動を支えるために存在している関連施設について検討する必要がある。
 - 影響力は、「事業体」と周辺領域、もしくは関連施設の所有者、オペレーター、または管理者との間の関係および取り決めに依存する。
 - たとえば、「事業体」施設で使用するパイプラインまたは送電回廊に関連する影響（直接的であれ間接的であれ）は、パイプラインまたは送電線が建設

された時期および目的、ならびにパイプラインまたは送電線を使用する他のユーザーの数などの要素に依存する。影響力には、業務を支えるために必要な「事業体」の「水流域」への依存、および「事業体」活動による自然環境への影響が含まれる。

- 「事業体」が業務を行う「水流域」に与える、およびその「水流域」から受ける影響の範囲について、正当な境界（隣接、直接、またはその他の証明しうる実質的接続性があるなど）を定義し、仮定する。
- 小規模企業は、通常、直接的な活動および施設の領域を超える影響領域を持たない。
- 政府、市民団体、およびコミュニティグループに問い合わせると、特定されたリスクの重大性または重要性を判定するための情報が得られる。
- 「先住民」が存在する場合は、彼らを認識し、彼らに相談し、彼らの希望があれば水関連のリスクの特定に参加してもらう。「先住民」には、以下を十分に通知する：
 - 使用される水源、それらに対する潜在的リスク、および関連する緩和計画。
 - 水への放出、および生じうる全ての汚染源。
 - ボーキサイト採掘では、ボーキサイト採取の結果としての水レベルへの影響、ボーキサイトまたはカオリンの輸送、貯蔵、および保管時における（道路、河川、および海洋への）流出の可能性を回避するための措置。
 - アルミナ精製では、赤泥の処分、およびそれが予見されるおよび予見されない事象時に水流域、河川、海洋、または土地に与える影響。

7.2 水マネジメント。

「事業体」は以下に示す事項を実施しなければならない。

- a. 個別基準7.1 (b) で特定された重大なリスクに対応するための期限を定めた目標を含む、水マネジメント計画を施行すること。
- b. その計画の有効性を監視すること。

留意事項：

- 注：7.1 (b) で低リスクと評価され、文書化された場合、個別基準7.2は適用されない。
- 7.2 (a) では、7.1 (b) の水のリスク評価で特定された重大なリスクに対処する水マネジメント計画を策定、採用、および実施する。
 - 計画プロセスでは、水の効率性向上、および（可能な場合には）取水と水利用の削減に努める責任ある水マネジメントに、期限を定めた目標を特定する必要がある。
 - 関連がある場合は、地元コミュニティとの協議の上で、策定および実施する。
 - 「先住民」が存在する場合は、彼らに協議の機会を提供し、彼らの希望があれば水関連のリスクのマネジメントに参加してもらう。
 - 水流域における水利用に関する共同イニシアチブに参加する方法を検討する。
- 7.2 (b) では、水マネジメント計画の有効性、および目標に向けた進捗状況を定期的に評価する。
 - ステークホルダーが組織の水利用により重大な影響を受ける場合は、通常のコミュニケーション手段（年次報告書、ウェブサイトなど）に加え、水マネジメント計画に関する積極的なコミュニケーション措置を取る。
- 水マネジメントに関する手引は、[Alliance for Water Stewardship \(AWS\) のGlobal Standard for Water Stewardship](#)（水マネジメントのグローバル基準）を参照されたい。
- [コンテキストベースの水ターゲットへの新たな取り組み（最も有効な科学の活用を目指し、他との関連性を考慮した社会ニーズを知り、地元および世界の公的方針目標（持続可能な開発目標（SDG）など）に合わせる）](#)は、計画策定時およびターゲット設定時にも、参考になる。

7.3 水の利用およびリスクの開示。

「事業体」は、取水および水の利用を報告し、重大な水関連のリスクを開示しなければならない。

留意事項：

- 7.3では、取水と水の利用、および特定された重大な水関連のリスクとそれらのリスクを軽減するための措置に関する情報を、「事業体」の持続可能性報告書（個別基準3.1）、または企業ウェブサイトなどを通じて公開する。
 - 水に関する報告の枠組みは、[GRI G4ガイドライン](#)、[CDP Water](#)（CDPウォーター）などがある。
 - 報告の頻度は、更新されたリスク評価で特定されたリスクの変化をもとに決定する。

まとめ：

- 水の利用をマッピングして報告しているか？
- 重大な水関連のリスクに取り組む水マネジメント計画を実施しているか？

8. 生物多様性

原則

「事業体」は、エコシステム、生息地、および種を保護するために、ミティゲーションヒエラルキーに従って生物多様性影響を管理しなければならない。

関連する個別基準

2.5 - 影響評価

2.8 - 閉鎖、廃止措置、および売却

7.1 - 水の評価

9.4 - 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性				
	8.1	8.2	8.3	8.4	8.5
ボーキサイト採掘					
アルミナ精製					
アルミニウム製錬					
「アルミニウム再溶解／精製」					
「鑄造」					
半製品					
「材料加工」（「製造および加工」）					
「材料加工」（「産業ユーザー」）					
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売					

説明：

緑に着色された個別基準は、サプライチェーン活動に一般的に適用可能なものであり、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる。

「事業体」の「認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

生物多様性とは、陸上、海中、および淡水環境などの生体間での多様性を意味する。そこには、種内、種間、およびそれらが生息するエコシステムの多様性が含まれる。生物多様性は、人間から微生物までの全ての生物、それらの生息場所、および個々の種の中の遺伝物質全てを網羅する。地球上の生命全てが対象となる。

エコシステム全体の中で生物多様性を維持することは、生物の健康および機能にきわめて重要である。エコシステムが機能していれば、生命維持に欠かせない活動（水および空気の循環および浄化、土壌の作成、ならびに汚染の低減など）を維持できる。種の遺伝的多様性を確実に保てることから、種の個体群内での生物学的多様性維持もまた重要である。過度の使用または環境悪化により個体群の大きさおよび種の分布範囲が小さくなると、急速に変化する環境条件に順応したり、そうした条件の中で生き残る遺伝的可能性が低くなる。

プラネタリーバウンダリーの概念において、生物圏の完全性（種の絶滅および生物多様性喪失を回避する）は、地球システムを安定させ、回復力を整える 9 つのプロセスおよびシステムの 1 つである。社会は、陸、海、大気、および生物の相互作用による状況に依存し、プラネタリーバウンダリーのアプローチは、社会の部門がリスクを軽減しながら持続可能性を高めるための枠組みとなる。

生物多様性は、しばしば「エコシステムサービス」（人間（企業を含む）がエコシステムから得る利益）を支えている。[Convention on Biological Diversity](#)（生物多様性条約）には、エコシステムアプローチの実践に向けた相互に関連する 12 の補完原則が示されている：

- 原則1：土地、水、および生物の資源のマネジメントの目的は、社会的に選択される。
- 原則2：マネジメントは、最も低い適切なレベルにまで細分化する。
- 原則3：エコシステム管理者は、隣接したエコシステムおよびその他のエコシステムに対する活動の（実際の、または潜在的な）影響を検討する。
- 原則4：マネジメントから得る可能性がある利益を認識し、通常は経済的な文脈でエコシステムを理解し、管理する必要がある。
- 原則5：エコシステムサービスを維持するためのエコシステムの構造および機能の保護を、エコシステムアプローチで最優先する。
- 原則6：エコシステムは、必ずその機能の範囲内で管理する。
- 原則7：エコシステムアプローチは、適切な空間的および時間的規模で取り組む。
- 原則8：エコシステムを特徴づける一時的な規模の変化および影響の遅れを認識し、エコシステムマネジメントの目標は長期的に設定する。
- 原則9：マネジメントでは必ず、変化が不可避であることを考慮する。
- 原則10：エコシステムアプローチでは、生物多様性の保護および利用の適度なバランス、ならびに双方の統合に努める。
- 原則11：エコシステムアプローチでは、あらゆる形態の関連情報（科学知識、地元先住民の知識、画期的措置、慣行を含む）を検討する。
- 原則12：エコシステムアプローチでは、社会的分野と科学的分野の全ての関連部門を関与させる。

保護地域は、引き続き国のおよび国際的な事実上全ての保護戦略の基本的な構成要素として、政府および国際的枠組み（生物多様性条約など）により保護される。さまざまなタイプの指定保護地域が包括的および代表的に指定されており、それらは特に貴重さ、希少性、または敏感性が顕著なもののエコシステム、生息場所、および種を損害および喪失から確実に保護することを目指している。しかし、国際的に生物多様性の価値が高い地域が、指定保護地域に指定されていない場合もある。

ビジネスでは、生物多様性に好ましい結果をもたらし、悪影響を低減する機会が業務によって大きく異なる。積極的な生物多様性の評価およびマネジメントは、新しい事業だけでなく、長年事業を行ってきた場合も重要である。

主な概念

影響範囲 - 以下に該当する事項によって影響を受ける可能性のある領域を必要に応じて包含する。

(a) 「事業体」の活動および施設、または計画外であるが予測可能な開発によって生じる影響であって後日もしくは別の場所で発生するおそれがあるもの、またはプロジェクトによる生物多様性への間接的な影響もしくはコミュニティの生活が依存しているエコシステムサービスに対する間接的な影響。(b) 関連施設。すなわち、「事業体」が管理していない施設であるが、他に理由がなければ建設または拡張されなかったはずのものであり、かつ、その施設がなければ「事業体」の活動が不可

能であると思われるもの。(c)「事業体」の活動によって利用され、または直接に影響を受ける地域または資源に対して、他の既存の、またはリスクおよび影響の識別プロセスを実施した時点において、計画または合理的に定められている、開発によって発生する漸増的な影響が累積された影響。

(a)の例としては、プロジェクトの現場、直接の空気流域および水流域、または輸送回廊（国際的な輸送経路）がある。また、間接的な影響としては、送電回廊、パイプライン、運河、トンネル、道路移設および通行、地域の借用および使用、現場宿舎、ならびに土地の汚染（例：土壌、地下水、表流水、堆積物）がある。

(b)について、関連施設の例としては、港、ダム、鉄道、道路、自家発電所または送電線、パイプライン、ユーティリティ、倉庫、および物流ターミナルがある。

(c)について、累積された影響とは、科学的な懸念または影響を受けるコミュニティの懸念に基づいて、一般的に重要だと認識される影響に限定される。累積された影響の例としては、空気流域へのガス排出の漸増的寄与、複数箇所の取水による流域における水流の減少、流域における堆積物の増加、渡り鳥の経路または野生生物移動の阻害、コミュニティの道路における通行車両の増加による交通渋滞および事故の増加がある。（[International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 1 - Guidance Notes](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準1 - ガイダンスノート）から改変）

注：

- 「影響範囲」は、7.1（水の管理）、8.1（生物多様性）、および9.5（文化的および宗教的遺産）で、所定の「認証範囲」に対する「事業体」による影響評価およびリスク管理に関連して言及されている。
- 「影響範囲」における一部の活動および関連する影響／リスクは、「事業体」の「管理」下にあることがある。ただし、これらの個別基準により要求される場合は、「事業体」はこれらの影響およびリスクを評価し、実行可能であれば軽減方法または管理手段を用意する。
- 「事業体」の「影響範囲」の一部である関連施設であって、「事業体」の「管理」下にあるものは、「認証範囲」には含まれない。すなわち、「事業体」の「管理」下にある関連施設の活動および関連する影響／リスクは、「事業体」の適合性を判断するにあたって考慮されない。

外来種 - 過去または現在の自然な分布の外側から持ち込まれた種、亜種、またはより低位の分類。生存し、その後繁殖する可能性のある、当該種のあらゆる部分、配偶子、種子、卵、散布体を含む。

（[Secretariat of the Convention on Biological Diversity, 2002](#)）

生物多様性の価値が高い地域 - 複数の政府系および非政府系組織によって、生物多様性の特徴にとって重要であると認められた地域。これは一般には、陸上、水中、または海上において生物多様性の世界的な持続に著しく貢献し、保護すべき優先順位の高い生息地を含んでいる場所である（国連生物多様性条約の下で作成された生物多様性国家戦略および行動計画のもとで指定されることが多い）。生物多様性の価値が高い地域を定める、国際的に認められた方法および基準の例を以下に示す。[Key Biodiversity Areas](#)（重要な生物多様性地域）および[High Conservation Value Areas](#)（保護価値の高い地域）。

ボーキサイト採掘 - 営利目的で地球からボーキサイトを採取すること。

生物多様性行動計画 - 生物多様性を保護または強化するための計画。（[Earthwatch, 2000年](#)）

生物多様性ミティゲーションヒエラルキー - 生物多様性リスク管理を支援するためのツール。環境影響評価（EIA）で広く適用されている。以下のステップが階層化されている：回避、最小化、機能回復、修復、代償。（[Business Biodiversity and Offsets Programme \(BBOP\) & United Nations Environment Programme \(UNEP\) Finance Initiative, 2010](#)（ビジネスと生物多様性オフセットプログラム（BBOP）および国連環境計画（UNEP）金融イニシアチブ2010）から改変）

エコシステムサービス - 人間（企業を含む）がエコシステムから得る利益。以下の4つのタイプに分類される：

- (i) 提供サービス（人間がエコシステムから得る産物）
- (ii) 規制サービス（人間がエコシステムプロセスの規制から得る利益）
- (iii) 文化的サービス（人間がエコシステムから得る非物質的利益）
- (iv) サポートサービス（その他のサービスを維持する自然なプロセス）（[International Finance Corporation \(IFC\) Guidance Note 6 on Biodiversity Conservation and Sustainable Management of Living Natural Resources](#)（国際金融公社（IFC）ガイダンスノート6「生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理」）から改変）

鉱山リハビリテーション - 採掘した土地を安定した生産可能な状態に修復すること。（[International Council on Mining and Metals](#)（国際金属・鉱業評議会））

水流域 - 全ての水流および降雨が共通の出口に向かって流れる陸上の地域。共通の出口とは、貯水池、湾口、または河川流路に沿ったいずれかの地点への流出である。水流域という言葉は、集水域、流域と同じように使われることがある。（[United States Geological Survey \(USGS\)](#)（米国地質調査所）から改変）

世界遺産 - 1972年のユネスコ[World Heritage Convention](#)（世界遺産条約）に規定された場所。ASIの個別基準は、国際金属・鉱業評議会（ICMM）の2003年鉱業および保護地域に関するポジションステートメントと整合している。（[International Council on Mining and Metals, 2003](#)（国際金属・鉱業評議会、2003年））

実施

「実施」セクションは、「パフォーマンス基準」内の個別基準のそれぞれの実施に関する一般的な指針を示す。この指針は規範ではなく、必要に応じて情報と支援を最初に求める場所とみなすものとする。

8.1 生物多様性評価

「事業体」は、「事業体」の「影響範囲」での土地利用および活動で発生する生物多様性に対する影響のリスクおよび重大性を評価しなければならない。

留意事項：

- リスクアセスメントを実施して、「事業体」の「影響範囲」の周辺またはその中で行う活動による生物多様性への重大な影響を特定する。
 - 「影響範囲」は、関連プロジェクトの影響、関連施設、および累積的影響に関係する（用語集の定義を参照）。
 - 関連施設に帰される影響に対する「事業体」の影響力は、特に、主に「事業体」の活動を支えるために存在している関連施設について検討する必要がある。
 - 影響力は、「事業体」と周辺領域、もしくは関連施設の所有者、オペレーター、または管理者との間の関係および取り決めに依存する。
 - たとえば、「事業体」施設で使用するパイプラインまたは送電回廊に関連する影響（直接的であれ間接的であれ）は、パイプラインまたは送電線が建設された時期および目的、ならびにパイプラインまたは送電線を使用する他のユーザーの数などの要素に依存する。影響力には、業務を支えるために必要な「事業体」の「水流域」への依存、および「事業体」活動による自然環境への影響が含まれる。

- 「事業体」が業務を行う「水流域」に与える、およびその「水流域」から受ける影響の範囲について、正当な境界（隣接、直接、またはその他の証明しうる実質的接続性があるなど）を定義し、仮定する。
 - 小規模企業は、通常、直接的な活動および施設の領域を超える影響領域を持たない。
 - プロセスでは、絶滅危惧種およびそれらの生息場所を保護し、生物多様性の価値への悪影響を軽減するために、管理および行動を策定しなければならないリスクの「重大性」を定義する必要がある。
- マッピングは、「事業体」の業務によって影響を受ける地域周辺の法的保護地域の存在、および生物多様性の優先的保護地域の特定に役立つ。この作業は、適切な人物が実施する。
 - [Integrated Biodiversity Assessment Tool](#)（生物多様性リスク測定ツール、IBAT）は、ツールの一つであり、関連する主な生物多様性地域の場所を特定するための最初のステップとして利用できる。このツールは、最新の正確な生物多様性情報に簡単にアクセスし、ビジネス上の重要決定を支援できるように設計されている。中央データベースに、世界的に認知されている生物多様性情報（主な生物多様性地域および法的保護地域など）が保存されている。例：
 - [IUCNカテゴリー1～4保護地域および海洋保護地域カテゴリー1～5](#)
 - [世界遺産の場所および推薦中の世界遺産の場所](#)
 - [ラムサール条約湿地](#)
 - [ユネスコ生物圏保護区の中核地域](#)
 - [保護価値の高い地域（HCVA）](#)
 - [主な生物多様性地域](#)
 - 組織が維持管理するデータベース（[IUCN絶滅危惧種レッドリスト](#)など）から、絶滅の恐れがある種に関する分類、保護状況、および分布情報を入手できる。このレッドリストは、絶滅の相対リスクを評価し、絶滅寸前、絶滅危機、および危急とされる植物および動物をわかりやすく分類している。
 - 該当する場合は、関連する法的保護地域（国立公園およびその他の法的指定を受けた保護地域など）に適用される法的およびその他の要求事項を社内でも公的に記録し、維持管理する。公的記録には、これらの要求事項の遵守に責任を持つ担当者を指名する。法的規制の存在が明らかでない場合は、業務時および閉鎖活動時に、環境保護法を遵守する。
- 「事業体」の影響範囲内またはその周辺に「先住民」が存在する場合は、彼らに生物多様性評価に積極的に参加してもらう。影響を受けるコミュニティの生活が依存している生物多様性またはエコシステムサービスに生じる影響には、特に注意を払う。生物多様性条約をもとに策定された[Akwé: Konガイドライン](#)は、こうした評価に従来の知識と画期的手法を取り入れ、実践する方法の手引となる。
 - 「先住民」に生物多様性の重要な影響をもたらす新たなプロジェクト、または既存プロジェクトへの重大な変更では、個別基準9.4に示す「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）」プロセスの要求事項が適用される場合があることに留意されたい。
- 生物多様性のリスクアセスメントは、新しい施設および既存施設で実行できる。生物多様性のリスクアセスメントをこれまでに実行していない場合は、実行してこの個別基準を満たす必要がある。
 - 「影響評価」（個別基準2.5を参照）を実行している場合は、そこでさらにくわしい調査を行い、生物多様性の価値が高い地域へのリスクおよび影響を特定・評価する。これには、生物多様性の情報が少ない地域の広範な実地調査が必要な場合がある。コウモリなど影響を受ける種に騒音が与える影響、または移住が生物多様性に

与える影響（野生動物の肉または絶滅危惧種の取引の発達など）は、必要な場合に検討する。

- 生物多様性リスクアセスメントを、一定期間稼働している施設で新たに実施する場合、影響を軽減する管理方法は以前の設計の決定を考慮する必要があり、状況によっては変更の機会が制限される場合があることがわかっている。
- この個別基準の実施については他に、国際金融公社（IFC）の「生物多様性の保全と持続可能な自然資源管理」に関する[パフォーマンス基準6](#)および[ガイダンスノート6](#)も参照されたい。

8.2 生物多様性マネジメント

- a. 「事業体」は、個別基準 8.1 で特定された重大な影響に対応するための期限を定めた目標を含む「生物多様性行動計画」を施行し、監視しなければならない。
- b. 「生物多様性行動計画」は、「生物多様性ミティゲーションヒエラルキー」に従って、協議の上で設計しなければならない。
- c. 生物多様性の達成状況は、ステークホルダーと共有され、一般に公開され、定期的に更新されなければならない。

留意事項：

- 個別基準8.1のリスクアセスメントで生物多様性の重大なリスクが明らかになった場合は、生物多様性行動計画が必要になる。
 - 新たな大規模開発または大型拡張の場合、重大性は通常、影響評価を経て決定される。生物多様性の価値が高い法的保護地域は、重大性が高い。開発済み地域または工業化された地域でも、特定の種などに重大な生物多様性リスクがある場合がある。
 - 既存業務については、生物多様性のリスクと機会双方の重大性を検討する。この場合は、エコシステムだけでなく、企業に関するステークホルダーの懸案事項（規制、財務、評判、その他）を主眼とすることもできる。たとえば、「影響範囲」内およびそれを超えた幅広い行動により、国連の持続可能な開発目標（SDG）に寄与する機会が得られる場合がある。
- 新規施設または既存施設の生物多様性行動計画のミティゲーションヒエラルキーを統合する方法を検討する。ミティゲーションヒエラルキーでは、生物多様性への影響の緩和手段のカテゴリーを、優先順位の高いものから以下のように階層化する：
 - **回避**：既存の業務または提案された業務の設計または変更による影響を「回避」することにより、生物多様性に影響が及ばないようにする（例：可能な場合は、提案どおりにプロジェクトを展開しない、または生物多様性への影響が低いとすでに判断されている地域にプロジェクトを移すなど）。
 - **最小化**：既存の決定または活動を、提案された活動が生物多様性に与える好ましくない影響を低減または制限するよう計画されたものに置き換えることにより、影響を「最小化」する。
 - **機能回復、修復**：影響を受ける環境を「機能回復」または「修復」する。これは最低限、（特に採掘作業で）閉鎖計画の一部に取り入れる。生物多様性に重要な利益をもたらすことから、ボーキサイト採掘の作業実行中に鉱山リハビリテーションを進める機会も検討する。（個別基準8.5を参照）特に、残渣の影響評価の一環として修復の成功を予測する場合は、環境修復の予防的アプローチを取る。
 - **オフセット**：影響を受ける生物多様性の価値を補う手段を実施することにより、生物多様性への影響を「オフセット」する。補整手段には、直接的なオフセット（相応の保護価値を提供する行動または資源）と、その他の補整手段（研究助成金または教育奨学金など）を組み合わせることができる。可能な場合は、影響が生じる前に、オフセットによる利益を得る。オフセットによる利益を得るまでに時間がかかる場合は、影響が生じる前に、専用資金を調達してオフセットを開始する。[IUCN](#)

[Policy on Biodiversity Offsets](#) (IUCN生物多様性オフセットポリシー) は、生物多様性オフセットの計画およびプロジェクトの設計、実施、およびガバナンスの指針となる枠組みを示すものである。

- 生物多様性への重大な影響を軽減するための、期限付きの目標を定めた文書化された行動計画は、ノーネットロス達成し、うまく行けば生物多様性に利益をもたらす。ノーネットロスとは、生物多様性への影響が、その影響を回避し最小化するための手段により差し引きゼロになり、現地の修復を行い、最終的に適切な地理的規模で重大な残渣の影響（存在する場合）が相殺されることを指す。生物多様性にもたらされる利益は以下を含む：
 - 「事業体」の活動により影響を受ける種についての、既存の生息場所の改善または新しい生息場所の作成
 - 種およびその生息場所を脅かすものの低減
 - 保護を目的とした将来の使用を保証することによる、種またはその生息場所の喪失の回避
- 生物多様性行動計画の策定、実施、またはレビューにおけるステークホルダーとの効果的な協議プロセスを統合する方法を検討する。関連するステークホルダーには、「先住民」および影響を受けるコミュニティ（男女両方の代表者を含む）、規制者、市民団体、研究団体、その他のビジネスイニシアチブ、ならびにバリューチェーンパートナーが含まれる。
- 計画の実施および有効性を監視する。生物多様性行動計画は、定期的にレビューすることにより、生物多様性リスクに関する新しい情報を反映して更新し、目的の目標および結果についての進捗状況を評価することができる。
- 計画の実施およびその有効性の監視に十分な財源および人的資源を確保する。好ましい影響をもたらす、関連する生物多様性の専門知識を使用し、協議プロセスおよび実施時の監視に必要なリソースを提供するため、長期予算の必要性を検討する。
- 生物多様性行動計画の結果の定期報告は、年次報告書および企業のウェブサイトで共有できる。効果的にコミュニケーションを取り、進捗状況を話し合うために、影響を受けるステークホルダーとより直接的に関与する方法も検討する。
 - 小規模企業は、生物多様性行動計画の結果を、要請に応じて提供することを選択できる。

8.3 外来種

「事業体」は、生物多様性に重大な悪影響を及ぼす可能性のある「外来種」を偶発的に、または故意に持ち込むことを積極的に防止しなければならない。

留意事項：

- 外来種の評価には、[Global Invasive Species Database](#)（グローバル外来種データベース（GISD））が使用できる。GISDは、その土地の生物多様性および自然エコシステムを脅かす侵略的外来種に焦点を当て、あらゆるエコシステムの微生物から動物および植物まで、分類学上の全てのグループを対象にしている。
- リスクを評価し、企業の活動および業務を通じた偶発的な外来種の持ち込みを管理する手段を整える。以下を通じた持ち込みを検討する：
 - 輸送：船舶は、バラスト水内の水生生物を運ぶ場合がある。トラックは、タイヤの付着物を通じて雑草を運ぶ場合がある。
 - 木製品：木、輸送パレット、木枠、および梱包材は世界中に輸送され、虫が入り込む場合がある。
 - 鑑賞植物：庭の観賞植物の一部は、野生化して侵略種になる場合がある。
- 生物多様性に重大な悪影響を及ぼしかねない外来種が「事業体」の管理する地域に存在する場合は、当該の種の拡散を防ぐ措置を特定し、実行する。

- 「事業体」の管理する地域内への外来種の意図的な持ち込みを検討する場合、環境の影響評価により、当該種が現地のエコシステムおよび生物多様性に悪影響を与えないことを実証しなくてはならない。

8.4 「世界遺産」に「影響を与えない」ための取り組み。「ボーキサイト採掘」に従事する「事業体」は、以下に示す事項を実施しなければならない。

- 「世界遺産」において新しい鉱山を調査または開発しないこと。
- 「世界遺産」における既存の事業および「世界遺産」の近隣の既存または将来の事業が、これらの資産が選定された理由である世界的に優れた価値と対立せず、これらの資産の完全性をリスクにさらさないことを確保するために、あらゆる可能な措置を講じること。

留意事項：

- 注：この個別基準は、認証範囲で定義された「ボーキサイト採掘」に従事する「事業体」のみに適用される。
- この個別基準は、国際金属・鉱業評議会（ICMM）の[鉱業および保護地域に関するポジションステートメント（2003年）](#)に準じている。
- 文書化された「事業体」の方針で、「世界遺産」における新しい鉱山の調査または開発を確実に禁止する。これは、既存の採掘作業の重大な拡張にも適用される場合がある（「事業体」が「世界遺産」内の新たな採掘権を取得している場合は除く）。ただし8.4 (a) は、既存の租鉱権に関する日常的な拡張、更新、または再適用、もしくは租鉱権を設定する政府当局との調整には適用されない。
- 既存のまたは計画されている活動が、ユネスコのウェブサイトに記載されている「世界遺産」の場所内、またはその近隣で行われるものでないかを確認する。
 - 「近隣」とは、採掘作業を、国境、鉱山輸送道路、または水路でつながった場所で行うことを意味する。
- 世界遺産条約は顕著な普遍的価値を定義しており、その意味は、広く以下の語の解釈に従う：
 - 顕著な：顕著な普遍的価値を備えた資産は、並外れた、または最上級のものであり、地球上で最も注目すべき場所である。
 - 普遍的：資産は、地球全体から見て顕著である必要がある。世界遺産は、単にある国または地域から見て注目に値する資産の認識を目的とするものではない。
 - 価値：資産を顕著かつ普遍的にするものはその「価値」、すなわち資産の自然的または文化的価値打ちである。この価値は、[Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention](#)（世界遺産条約履行のための作業指針）に設定されている基準およびプロセスをもとに決定される。
- まれに、世界遺産に指定される前に、鉱山で作業が行われている場合がある。それ以外にも、現在または将来の作業が、「世界遺産」の近隣で行われる場合がある。
 - 全ての場合で、個別基準2.5で示した影響評価を実施し、管理手段を確立して、活動が「世界遺産」に悪影響を及ぼさないようにする。

8.5 鉱山リハビリテーション。「ボーキサイト採掘」に従事する「事業体」は、以下に示す事項を実施しなければならない。

- 鉱山閉鎖計画プロセスにおいて主要なステークホルダーとの参加型プロセスを通じて合意された結果を達成するために、利用可能な最高の技術を使って、採掘活動で阻害または占有された環境のリハビリテーションを行うこと。
- リハビリテーションおよび鉱山閉鎖の要求事項に適合する十分なリソースを利用できるようにするための資金を用意すること。

留意事項：

- 注：この個別基準は、「ボーキサイト採掘」に従事する「事業体」のみに適用される。
- リハビリテーションとは、採掘を行った土地を閉鎖後、合意されたように使用するために取る措置を指す。
 - 一部の管轄区域では、採掘前の土地利用に向けた修復が法的要求事項で求められる。
 - それ以外では、土地の最終用途は、規制当局またはさまざまなステークホルダー（「先住民」、地元コミュニティを含む）との交渉プロセスに任される。
 - 生物多様性の価値の高い地域では、土地は、その価値を考慮した将来の使用に向けた土地修復が強く望まれる。
- 8.5 (a) の利用可能な最高の技術には、鉱山のライフサイクル（設計、策定、作業、閉鎖、および関連する場合は租鉱権放棄まで）の開始時に開始する措置が含まれる。所定の場所のリハビリテーションおよび閉鎖活動の実行には、最高の技術を使用することが望ましい。少なくとも、ベストプラクティスの技術は、地元、地域、または国の法的要求事項を満たし、関連する場合は国際基準に従う必要がある。鉱山のリハビリテーションおよび閉鎖のベストプラクティスには、以下が含まれる：
 - 個々の採掘領域または採掘場所の採掘作業が完了した、または廃止措置が取られてもう作業が行われない場合は、可能な限り、リハビリテーションを順次進める。
 - 以前に存在したものと類似した採掘後の土地利用状態、または該当する政府当局および影響を受けるコミュニティにより同意された代替の土地利用状態に修復する。
 - 作業が行われる特定地域に関連する、鉱山閉鎖後の環境的および社会経済的な影響を考慮する。
 - 採鉱後の地域および場所のパフォーマンス結果を監視し、鉱山リハビリテーションおよび閉鎖計画の定期レビューに組み入れる。
- 達成可能な中期的目標および短期的目標は、作業にリハビリテーションプログラムの基盤となる枠組みを与えるために必須である。以下の事項を検討する：
 - 関連する法的要求事項
 - 計画プロセスにおける主なステークホルダーの参加
 - 先住民の権利および利益
 - 生物多様性情報
 - 技術的境界
 - 採掘前の土地利用、および生物多様性の悪化の程度
 - 緩和または強化の意図の有無
 - 採鉱後の土地保有および土地利用
 - 租鉱権設定期間全体にわたる生物多様性マネジメントへの統合
 - インフラの残渣の影響、陥没、および採掘後の土地利用
 - 二次的影響の最小化
 - 生物多様性改善に向けたその他の機会
- 8.5 (b) の資金の用意は、少なくとも適用法令を遵守する。こうした法が存在しない場合は、企業会計に反映させるか、または社債、信用状、またはその他の形態の金融商品を使用するか、もしくは自家保険または担保により、資金を用意する。資金のメカニズムは、特に閉鎖後は、第三者による管理が適切である。
 - 「資金の用意」は、法的または会計上規則化されているわけではない。主な目的は、企業が必要な資金を何らかの形で企業会計に反映し、閉鎖の責任を果たすことである。
 - リハビリテーションのコストの見積もりは、できるだけ早期に開始し、定期的に更新する。適用法令による他の規定がない限り、閉鎖コストは、現地の状況および費用構造を考慮した実際のコストの適切な見積もりをもとに算出する。リハビリテー

ションおよび閉鎖コストの見積もりでは、特定されたリスクおよび関連する管理手段に適した確率的または決定論的な見積もり技術を使用する。

- ボーキサイト採掘では通常、リハビリテーションを順次進めるが、これは、採掘作業を行っている間に関連する資金の支払いが開始されることを意味する。したがって、リハビリテーションおよび閉鎖コストの見積もりは、進行しているリハビリテーションアプローチを考慮に入れながら、定期的に更新される。
- 鉱山リハビリテーションおよび閉鎖に関する詳細は、以下のウェブサイトおよび参考資料を参照されたい：
 - [土地のリハビリテーション](#)、国際金属・鉱業評議会（2017年）
 - [鉱山リハビリテーション](#)：鉱業の持続可能な開発プログラムの主な実践方法、オーストラリア政府（2016年）
 - [オーストラリア鉱工業の鉱山リハビリテーション](#)、豪州鉱物評議会（2016年）
 - [Sustainable Bauxite Mining Report](#)（持続可能なボーキサイト採掘報告書）、国際アルミニウム協会（2008年）
 - [統合的な閉山計画](#)、国際金属・鉱業評議会（ICMM）

まとめ：

- 自社の事業が生物多様性に与える影響のリスクを評価しているか？
- 「影響範囲」を考慮して、主な生物多様性地域、または自社の活動により影響を受ける可能性のある絶滅危惧種があるかどうかを認識しているか？
- リスクが重大である場合、文書化した生物多様性行動計画を策定し、それを実施しているか？
- 自社の活動を通じた外来種の偶発的な持ち込みのリスクを検討しているか？
- 鉱業会社の場合、「世界遺産」の内部、または近隣で作業を行っているか？
- 鉱業会社の場合、主なステークホルダーとの参加型プロセスに基づき、利用可能な最高の技術を使用して採掘地域のリハビリテーションを実行しているか？
- 鉱業会社の場合、鉱山リハビリテーションおよび閉鎖に向けて十分な資金を用意しているか？

C. 社会

9. 人権

原則

「事業体」は、その事業によって影響を受ける個人および集団の人権を尊重し、支援しなければならない。「事業体」は、人権に対する悪影響を及ぼす可能性について、人権に関する国際文書と整合性のある方法で、評価、防止、および是正するために適切な行動をとらなければならない。

関連する個別基準

2.3 環境および社会のマネジメントシステム

2.5 影響評価

10 労働者の権利

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性								
	9.1	9.2	9.3	9.4	9.5	9.6	9.7	9.8	9.9
ボーキサイト採掘									
アルミナ精製									
アルミニウム製錬									
「アルミニウム再溶解／精製」									
「鋳造」									
半製品									
「材料加工」（「製造および加工」）									
「材料加工」（「産業ユーザー」）									
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売									

説明：

緑に着色された個別基準は、サプライチェーン活動に一般的に適用可能なものであり、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる。

「事業体」の「認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

人権は、規模、部門、または国の活動に関わらず、全てのビジネスに関連している。人権とみなされる種類の権利には、以下のものがある：

- 社会的、文化的、および経済的権利（文化活動に参加する権利、食糧の権利、安全な飲み水と衛生の権利、教育の権利など）。
- 労働者の権利（結社の自由と団体交渉権の実効的な承認の権利、強制労働、児童労働、および差別からの自由など）。
- 市民的および政治的権利（生命および自由の権利、表現の自由、法の下での平等など）。

ビジネスの観点から見ると、これらの権利の多くは通常、企業の方針および手続の基盤を成す原理となっている。たとえば、企業の衛生および安全に関する方針は、「人権」という言葉を使用しない場合でも、実質的には従業員の生命の権利、良好な労働条件、および健康権を尊重している。

2011年、国連（UN）は、ビジネスと人権に関する指導原則を発表し、以下の「保護、尊重及び救済」枠組を示した：

- 適切な方針、規則、および裁定を通じ、第三者による人権侵害から**保護**する国家の義務。
- 他社の権利を侵害せず、他社の活動に関連する悪影響に対処するデューディリジェンスにより、人権を**尊重**する企業の責任。
- 人権を侵害された場合の、司法と非司法双方の効果的な**救済**へのアクセス。

主な概念

影響範囲 - 以下に該当する事項によって影響を受ける可能性のある領域を必要に応じて包含する。

(a) 「事業体」の活動および施設、または計画外であるが予測可能な開発によって生じる影響であって後日もしくは別の場所で発生するおそれがあるもの、またはプロジェクトによる生物多様性への間接的な影響もしくはコミュニティの生活が依存しているエコシステムサービスに対する間接的な影響。(b) 関連施設。すなわち、「事業体」が管理していない施設であるが、他に理由がなければ建設または拡張されなかったはずのものであり、かつ、その施設がなければ「事業体」の活動が不可能であると思われるもの。(c) 「事業体」の活動によって利用され、または直接に影響を受ける地域または資源に対して、他の既存の、またはリスクおよび影響の識別プロセスを実施した時点において、計画または合理的に定められている、開発によって発生する漸増的な影響が累積された影響。

(a) の例としては、プロジェクトの現場、直接の空気流域および水流域、または輸送回廊（国際的な輸送経路）がある。また、間接的な影響としては、送電回廊、パイプライン、運河、トンネル、道路移設および通行、地域の借用および使用、現場宿舍、ならびに土地の汚染（例：土壌、地下水、表流水、堆積物）がある。

(b) について、関連施設の例としては、港、ダム、鉄道、道路、自家発電所または送電線、パイプライン、ユーティリティ、倉庫、および物流ターミナルがある。

(c) について、累積された影響とは、科学的な懸念または影響を受けるコミュニティの懸念に基づいて、一般的に重要だと認識される影響に限定される。累積された影響の例としては、空気流域へのガス排出の漸増的寄与、複数箇所の取水による流域における水流の減少、流域における堆積物の増加、渡り鳥の経路または野生生物移動の阻害、コミュニティの道路における通行車両の増加による交通渋滞および事故の増加がある。（[International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 1 - Guidance Notes](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準1 - ガイダンスノート）から改変）

注：

- 「影響範囲」は、7.1（水の管理）、8.1（生物多様性）、および9.5（文化および宗教的遺産）で、所定の「認証範囲」に対する「事業体」による影響評価およびリスク管理に関連して言及されている。
- 「影響範囲」における一部の活動および関連する影響／リスクは、「事業体」の「管理」下にはないことがある。ただし、これらの個別基準により要求される場合は、「事業体」はこれらの影響およびリスクを評価し、実行可能であれば軽減方法または管理手段を用意する。
- 「事業体」の「影響範囲」の一部である関連施設であって、「事業体」の「管理」下にはないものは、「認証範囲」には含まれない。すなわち、「事業体」の「管理」下にはない関連施設の活動および関連する影響／リスクは、「事業体」の適合性を判断するにあたって考慮されない。

コミュニティ - 事業またはプロジェクトに地理的に近接した場所に所在する人々または地域社会、特に、物理的環境、健康または生活について、現実、または潜在的に、プロジェクトに関連する直接のリスクまたは悪影響を受ける人々または地域社会に対して一般的に適用される用語。特定の地域に住む人々または家族の集団について言うことが多い。場合によっては、共通の利害関係（水利組合、漁業、牧畜業、放牧業など）がある。共通の文化的小および歴史的伝統を持つことも多い。その一体感の度合いはさまざまである。（[IFC Performance Standard 1 - Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impacts - Guidance Note](#)（IFC パフォーマンス基準 1 - 環境および社会へのリスクおよび影響の評価およびマネジメント - ガイダンスノート）から改変）

紛争地域および高リスク地域 - 武力紛争、犯罪ネットワークによるものを含む広範にわたる暴力、または広範にわたって深刻な危害が人に及ぶその他のリスクの存在が確認される地域。武力紛争の形はさまざまで、国際的なものや非国際的なもの、2カ国以上が関与する場合、解放戦争が含まれるもの、または内乱や内戦などの場合がある。**高リスク地域**は、紛争のリスクが高い地域や、OECD デューディリジェンス・ガイダンスの附属書IIの第1段落で定義された深刻で広範な人権侵害のリスクが高い地域である。その人権侵害は以下に示すものである。あらゆる形態の拷問、残虐、非人道的で品位を傷つける扱い。あらゆる形態の強制労働。最悪の形態の児童労働。広範な性的暴力など、その他の著しい人権侵害および虐待。または、戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺。多くの場合、そうした地域の特徴は、政情不安や政治的抑圧、制度上の問題点、不安定さ、公共インフラの崩壊、広範にわたる暴力、国内または国際法違反、などである。（[OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High Risk Areas](#)（OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンス、第3版、2016）から改変）

差別 - 何らかの特性、例えば人種、民族、カースト、出身国、障害、性別、性的指向、組合加入、政治的所属、婚姻状況、妊娠状況、容貌、HIV感染状況、年齢、またはその他の禁止された基準を理由として、異なる取り扱いを受けることにより、機会および処遇の平等が損なわれる場合。（[ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Discrimination](#)（ILO/IFCベターワーク - ガイダンスシート - 差別）から改変、[国連のInternational Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination](#)（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）も参照）

自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC） - 先住民の歴史および現在の実情の多様性、さらには、その制度および意思決定の慣行の広範性を考慮すると、あらゆる場合に通用するような FPIC の定式化は不可能である。先住民の権利を扱う国連機関が検討を重ねて、FPIC に関する要求事項として 4 つの構成要素で具体化された重要な原理が提示されている。

- 『自由意思による』とは、強要、脅迫、または不正操作を現実に行わず、またはそのように感じられることなく同意を求めること、および、先住民が協議の形式を選定できることを意味する。また、この自由というのは、FPIC を得るための協議に参加するというのが、先住民の果たすべき義務ではなく、自己決定権であることを反映している。
- 『事前の』とは、先住民の権利の享受に影響を及ぼすおそれのある、あらゆる決定または活動の前に十分な余裕を持って同意を求めること、および先住民が自分たちのプロセスに従って、かつ自分たちの自由意志によって選んだ代表者および機関を通じて、決断するのに必要な時間を取れるようにすることを意味する。
- 『十分な情報に基づく』とは、プロジェクトの潜在的なリスクおよび便益について、先住民が有意義な評価をするのに必要な全ての情報を完全に開示することを意味する（プロジェクトの位置、期間、範囲、影響、便益、またはパートナーシップモデルを含む）。この情報は、関係する先住民が理解可能な形式で、彼らによって同意されたプロセスを通じて提供されなければならない

い。これには、影響評価への参加または先住民による実施、独自に技術的および法的助言を得るための資金提供、便益に関する交渉を含む。

- 『合意』とは、自由意思による、十分な情報に基づく原住民の自主的な決定について、その結果に関わらず、全ての関係者が尊重することを意味する。この決定は、関係する原住民との、誠実な、権利に基づく協議および協力の結果でなければならない。また、この決定は、彼らが自ら選択した手続および所要時間に従って、自己決定、包括性、合意、調和および世代間の福祉を基礎とした先住権を前提として、彼らに受け入れられるべきである。

([Mining, the Aluminium Industry and Indigenous Peoples](#) (採掘、アルミニウム産業および先住民)、2015 - ASI先住民アドバイザリーフォーラムで策定したものから改変)。

人権 - 国際的に認められた基準に基づいて、全ての人が「差別」なしに持っていると考えられる普遍的な権利および自由。少なくとも、国際人権章典、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言、および「適用法令」で規定された権利を含む。([UN Office of the High Commissioner on Human Rights](#) (国連人権高等弁務官事務所) から改変)

人権デューディリジェンス - 理性的かつ良識的な企業が、その環境（事業分野、事業環境、規模および類似分野）を考慮して、人権を尊重する責任を果たすために実施する継続的なマネジメントプロセス。([The Corporate Responsibility to Respect Human Rights: An Interpretive Guide](#) (人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き-) (国連、2012))

先住民 - 先住民の多様性を考慮して、「先住民」の公式な定義は、いずれの国連機関でも採用されていない。そのかわりに国連諸機関では、以下の事項に基づいてこの用語の現代的な理解を策定した。

- 先住民としての個人レベルでの自己認識、および先住民のメンバーとしてのコミュニティによる受容。
- 植民地以前または入植者以前の社会との歴史的連続性
- 地域および周囲の天然資源との強いつながり
- 独特な社会的、経済的、または政治的システム
- 独特な言語、文化、および信仰
- 社会における非優勢集団の出身
- 独特な集団およびコミュニティとして、祖先の環境およびシステムを維持および再生する決意。

([UN Permanent Forum on Indigenous Issues](#) (国連先住問題常設フォーラム) から改変)

IFC - 国際金融公社。IFCは、世界銀行グループのメンバーであり、発展途上国の民間企業に重点を置いた世界最大の開発組織である。([International Finance Corporation](#) (国際金融公社) から改変)

再定住行動計画 - 影響を受ける人数にかかわらず、失われる土地その他の資産を完全に代替する費用の補償を含む、少なくとも「IFC」パフォーマンス基準5で適用される要求事項に適合するために策定された計画。この「計画」は、移転による悪影響を軽減し、開発の機会を特定し、再定住の予算およびスケジュールを策定し、ならびに影響を受ける全てのカテゴリーの人々に対する権利付与を確立するために作成される。貧困層および弱者のニーズに特に注意する。([IFC Performance Standard 5 - Land Acquisition and Involuntary Resettlement](#) (「IFC」パフォーマンス基準5 - 用地取得および非自発的住民移転) (2012))

実施

「実施」セクションは、「パフォーマンス基準」内の個別基準のそれぞれの実施に関する一般的な指針を示す。この指針は規範ではなく、必要に応じて情報と支援を最初に求める場所とみなすものとする。

9.1 人権デューディリジェンス

「事業体」は、「人権」を尊重し、その規模および状況に適した方法で、国連のビジネスと人権に関する指導原則を遵守しなければならない。最低限の事項を以下に示す。

- a. 「人権」尊重に関する「方針」公約。
- b. 「人権」に対する現実の影響および潜在的な影響について、特定、防止、軽減し、また、対応方法を説明する「人権」「デューディリジェンス」プロセス。
- c. 「事業体」が「人権」に対する悪影響を発生させたこと、または発生に寄与したことを認識した場合には、合法的なプロセスを通じて、その是正処置を提供し、または是正に協力しなければならない。

「先住民」が関与する場合には、FPIC（個別基準9.4）が適用されることがある。

留意事項：

- 国連のビジネスと人権に関する指導原則は、民間企業が人権尊重の責任を果たすために最初に参照する資料となっている。この指導原則では、人権の尊重を以下のように定義している：
 - 自社の活動を通じて人権に悪影響を及ぼす、またはそれに寄与する（一因となるなど）ことを回避し、そうした影響が生じた場合はそれに対処する。
 - ビジネス関係により、人権への悪影響が自社の業務、製品、またはサービスに直接結びつく場合は、それらの影響に寄与していなくても、防止または軽減に努める。
- 人権尊重に関する方針公約は、独立した方針としても、個別基準2.1（環境、社会、およびガバナンスの方針）で取るアプローチに統合してもよい。必要に応じて、社内または社外の専門家から情報を得る。
- 国連のビジネスと人権に関する指導原則に示されている人権デューディリジェンスのプロセスは、ビジネスでしばしば使用される広く知られたリスクマネジメントの実践方法に基づいている。しかしそれを人権およびビジネス関係に適用して、企業内で実施するには、通常時間がかかる。ASIメンバーおよび監査人は、継続的な改善プロセスの一環としてシステムを確立し、長期的に進化させる必要性を考慮に入れる。主に、以下の点に注意する：
 - リスクマネジメントシステムは通常、企業自体にとっての重大リスクの特定および管理に焦点を当てるが、人権デューディリジェンスは、人権を有する者（顧客、従業員、供給者、コミュニティ、「先住民」、およびその他のステークホルダーなど）へのリスクおよび影響も評価する必要がある。
 - 「人権のリスク」とは、人権に悪影響が及ぶ可能性と理解され、防止または軽減を通じて対処すべきものである。実際の影響は、すでに生じているものであり、改善の対象となる。
- 人権デューディリジェンス：
 - 自社がその活動により生じさせる、または寄与する可能性のある人権への悪影響を対象とする。
 - ビジネス関係により、自社の業務、製品、またはサービスに直接つながる可能性のある人権への悪影響に対処するよう努める。
 - 事業の規模、人権への深刻な影響のリスク、および業務の性質と内容により、複雑性は異なる。
 - 定期的に更新する（重要な新しい活動またはビジネス関係の開始時、人権のリスクの長期的変化を認識した場合など）。
- 規模、範囲、および改善できない特性をもとに、最も深刻な人権リスク領域に焦点を当てる。これには、以下が含まれる（ただし、以下に限定されるものではない）：衛生と安全、

保証と人権の問題、人身売買と強制労働、結社の自由、差別、移住労働者の地位と男女間の公平、労働時間、または「先住民」。

- サプライチェーンの個々のリスクの全て、または関係している全ての事業体の人権記録を評価することは、実現可能でなかったり、現実的でない場合がある。優先順位付けの必要がある場合は、最も深刻なリスクの防止および軽減に努める。
 - 優先順位付けは、地域、製造またはサービスのプロセスのタイプ、従業員の統計などを参考にする。
 - 購入方法が、供給者に影響を与えている可能性がないかを検討する（リードタイム、価格設定、または注文の季節性など）。自社の一部の行動が、ビジネスパートナーに悪影響を生じさせている場合は、その影響に「寄与」していることになる。
 - しかし、単にある事業体とビジネス関係を結んでいるだけなら、その事業体が生じさせる一部または全ての悪影響に「寄与」していることにはならない。ビジネス関係による結び付きのみが原因で、悪影響に関与しているリスクがある場合は、その影響自体に対する責任はない（その責任は、それを生じさせた、またはそれに寄与した事業体にある）。それでも、ビジネス関係を活用して、将来の悪影響の防止または軽減に努めることはできる。
- リスクを評価したら、デューディリジェンス・プロセスで、リスクアセスメントをビジネス業務に統合し、影響の追跡および伝達を行う。
- 自社が人権への悪影響を生じさせている、またはそれに寄与している場合は、特定された影響の重大度をもとに改善プロセスを確立する。
 - 影響を受けるステークホルダー（弱い立場のグループを含む）と協議の上で、期限を定めた改善計画を策定する。
 - 改善の形態には、自認と謝罪、人権への悪影響を繰り返さないようにするためのステップの実施、悪影響に関する補償（金銭またはそれ以外）、活動または関係の停止、もしくは関係者が同意したその他の形の救済策が含まれる。
 - 「先住民」が存在する場合は、改善のしくみと措置が文化的に適切であり、FPIC原則（個別基準9.4参照）に適合することを保証する。これには、「先住民」の慣例的活動に基づく伝統的な方法を通じて人権への悪影響を是正する活動を含めることができる。
 - 効果的な苦情解決制度では、全ての関係者が人権への悪影響について懸念事項を提起でき、それらに早期に対処して、直接的に是正することができる。企業レベルまたは業務レベルの苦情解決制度に関する要求事項と手引を示した個別基準3.4（ステークホルダーの苦情、抗議、および情報請求）も参照されたい。ASIにも苦情解決制度がある。詳細は、[ASIウェブサイト](#)を参照されたい。
- 人権デューディリジェンスの実施に関するくわしい手引は、参考資料（[UN Guiding Principles on Business and Human Rights](#)（国連のビジネスと人権に関する指導原則、2011年）、これに付随する[The Corporate Responsibility to Respect Human Rights: An Interpretive Guide](#)（人権尊重のための企業の責任：解釈の手引き、2012年）、デンマーク人権研究所の[Human Rights Compliance Assessment Tool](#)（人権コンプライアンスアセスメントツール、2014年）などを参照されたい。

9.2 女性の権利

「事業体」は、国連の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）を含む国際基準に合わせて「方針」およびプロセスを実施し、女性の権利および利益を確実に尊重しなければならない。

留意事項：

- 女性の権利は、人権である。しかし、女性および社会におけるその役割に関する一部の社会構造、伝統、固定概念、および考えによって、女性は必ずしも男性と同じ基盤で自らの権利を利用・行使する機会および能力を得ているわけではない。
- 国連の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）は、重要な国際人権文書であり、女性の権利を男性と同じ基盤で行使できるようにすることを目指している。CEDAWは、選挙権と被選挙権、健康権、等しく教育を受ける権利、職場における差別からの保護、および法の下での平等などの権利を取り上げている。
- 9.1の人権デューディリジェンス・プロセスでは、人権リスクおよび人権への影響の評価において、特に性別および女性の権利に取り組む。以下の問題に該当するかどうかを検討する：
 - 意思決定の役割において、女性が実際より低く評価されている。
 - 同等の仕事に対し、女性が受け取る賃金が不平等である。
 - 女性が身体的および性的虐待の対象となっている。
 - 女性の所有する企業が、ビジネス機会獲得の機会を平等に与えられていない。
 - 従来の役割および生活の変化、フライイン・フライアウト（鉱山開発の際に、最寄りの都市から飛行機で労働者を運び、数週間ごとに勤務と休暇を繰り返す労働形態）の作業、およびそれらが家族にもたらす影響などの間接的影響。
- 「先住民」が存在する場合は、以下を検討する：
 - 当該の先住民女性の組織を特定し、男性だけでなく女性とも協議する。
 - 採掘が女性に与える影響（治安部隊の存在、移住労働力または一時労働力、または新しい雇用機会が従来の役割に与える影響など）を、女性の参加により特定する。これは、先住民女性のフォーラムでこれらの問題を議論することにより実現できる。先住民女性がそれを選択する場合は、コミュニティ全体をこれらの議論に関与させる。
 - 女性の権利に取り組むための能力開発および訓練の役割、ならびに協議、意思決定、および利益共有における有意義な参加の支援。これには、地元言語への翻訳支援の提供を含めることができる。
- 企業における男女平等の促進に関する手引は、[Women's Empowerment Principles](#)（女性のエンパワーメント原則）（国連グローバル・コンパクト／国連女性機関）、および国連加盟国に適用される[UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women](#)（国連の女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約：CEDAW）などの参考資料を参照されたい。

9.3 先住民

「事業体」は、「ILO条約」第169号および先住民族の権利に関する国際連合宣言を含む国際基準に合わせて「方針」およびプロセスを実施し、「先住民」の権利および利益を確実に尊重しなければならない。

留意事項：

- 注：この個別基準は、先住民またはその土地、領土、資源の存在が確認されている場合に適用される。
- 先住民またはその土地、領土、資源の存在が確認されている場合：
 - 影響を受ける土地領域に存在する可能性のある先住民の法的および慣習的権利を確実に認識する。
 - 文化的に適切な方法で、影響を受ける可能性のある先住民コミュニティと情報に基づく協議を行う。
 - 先住民を特定する基本的な判定基準は、自らがそうであると認めていることである。したがって、先住民には、国家政府が明示的に認めていない者が含まれる可能性がある（国連の先住民問題に関する常設フォーラムに基づく用語集の定義を参照）。

- 先住民の「存在」という場合、作業地域に単に物理的に存在しているだけでなく、周辺地域における企業の業務によって影響を受ける可能性のある土地および領土との結びつきが深い、より広い意味での先住民のあり方も指すことに留意されたい。
- 9.1の人権デューディリジェンス・プロセスでは、関連する先住民と協力して、特に先住民の権利と利益のリスクに対処する。
 - 国連の先住民族の権利に関する特別報告者は、以下の枠組みを適用すべきだとしている：「企業は、自社の活動を開始する前に先住民の権利に関連する問題を特定し、活動実行時にそれらの問題に十分な注意を払うことにより、デューディリジェンスを実行する。これには、先住民の存在および彼ら自身の社会的・政治的構造の認識、先住民による土地、領土、および天然資源の所有および利用、彼らに影響を与える可能性のある活動に関連する先住民と協議する義務の国家による行使および関連する企業の責任、影響の調査および軽減措置、ならびに先住民との利益共有が含まれる。
- 経験豊かな専門家の支援、および関連する先住民の協力を得て、方針、訓練、戦略、計画、および行動を策定する。これらには必ず適切な言語の人類学的・文化的・社会的スキルを利用する。
 - 先住民と継続的な関係を作り上げ、それを維持するチームは、慎重に検討して結成する。
 - 先住民コミュニティが、業務活動に関する問題について、適切な企業の連絡先に確実に問い合わせられるようにする。
- 関連する先住民の協力を得て、以下に取り組む方針および手続を策定および実施する：
 - 先住民の権利、利益、願望、文化、および天然資源に根ざした生活を尊重する
 - 業務、プロジェクト、および生じうる影響に関する先住民の利益および視点を明確に特定し、理解する
 - 業務のライフサイクルを通じ、公正かつ時宜を得た文化的に適切な方法で先住民への関与および協議を行い、先住民が適切な方法、言語、および形態で確実に全ての関連情報を利用できるようにする
 - 該当する状況で、「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）」を得る
 - 利益を提供し、影響を軽減するパートナーシップまたはプログラムを交渉する
 - 先住民との長期的なパートナーシップの確立を目指し、先住民が地域およびコミュニティを自力で発展させられるよう支援して、教育、訓練、ヘルスケア、および企業サポートなどを通じ、関連する先住民の発展に優先すべきものに取り組む
 - 影響を受ける先住民が、方針の定期レビューおよび改訂に確実に情報提供できるようにする
 - 関与アプローチの進捗状況の監視、合意、および影響の評価
 - 性別の配慮および上記での適用
- 方針および手続の効率的な実施に必要なリソースを検討する。
 - リソースは、企業および先住民の能力開発ニーズを満たすように配分する。影響評価、交渉、監視、報告、および苦情解決活動の領域では、独立した専門家が必要になる場合がある。
 - 先住民に関連する全てのスタッフは必ず関連する訓練を受け、主な原則、地元の問題、および適切な行為について十分な知識を備えるようにする。
 - 先住民が業務の労働者でもある場合、全てのスタッフに文化的認識を高める訓練を行う必要性を検討する。文化間の理解を確立することにより、企業の人員が先住民の文化、価値、および願望を理解し、先住民が企業の原則、目標、業務、および実践方法を理解することを目標とする。

- 先住民の権利の尊重に関するくわしい手引は、参考資料（[IFC Performance Standard 7 - Indigenous Peoples - Guidance Note](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準7 - 先住民族 - ガイダンスノート（2012年））、[International Council on Mining and Metals \(ICMM\) Good Practice Guide - Indigenous Peoples and Mining](#)（鉱業および金属に関する国際評議会（ICMM）グッドプラクティスガイド - 先住民族と鉱業、2015年））、[Mining, the Aluminium Industry and Indigenous Peoples](#)（採掘、アルミニウム産業および先住民、2015年）および関連する[Fact Sheet - Criteria for the Identification of Indigenous Peoples](#)（ファクトシート - 先住民の特定基準）、[UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples](#)（先住民族の権利に関する国際連合宣言）などを参照されたい。

9.4 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）

新たなプロジェクトまたは既存プロジェクトへの重大な変更が、関連する土地と文化的に結び付き、そこで生活している「先住民」に重要な影響をもたらす可能性がある場合、「事業体」は、彼らの土地または領土およびその他の資源に影響するプロジェクトの承認に先立ち、特に鉱物、水、またはその他の資源の開発、利用、または採取について、自由意思による十分な情報に基づく同意を得られるよう、自社を代表する団体を通じて、関連する先住民と誠意を持って協議・協力しなければならない。

留意事項：

- 注：この個別基準は、先住民またはその土地、領土、資源の存在が確認されている場合に適用される。
- 先住民またはその土地、領土、資源の存在が確認されている場合、FPICプロセスは、影響を受ける先住民に重要な影響を与える可能性のある新たなプロジェクトまたは既存のプロジェクトまたは施設の重大な変更（重要インフラの新設または拡張、土地利用の変更など）に適用される。これには以下の場合が含まれる：
 - 伝統的所有または慣習的利用の対象となっている土地および天然資源への影響
 - 伝統的所有または慣習的利用の対象となっている土地および天然資源からの先住民の移転¹
 - 先住民のアイデンティティ、もしくは文化面、儀式面、または精神面に欠かせない非常に重要な文化的遺産への重要な影響
 - 文化的遺産の使用（先住民の知識、画期的手法、または実践方法の商業的利用を含む）
- 「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）」に広く認められている定義はなく、実践方法は進化の途上である。広義のFPICは、プロセスと結果で構成されている。プロセスは相互の関与プロセスを基盤とし、企業と影響を受ける先住民の間の誠実な交渉を通じて確立される。誠実な協議は、全ての関係者の側の以下を必要とする：
 - (i) プロセスに関与する意欲、および適切な回数と頻度で会合できること
 - (ii) 十分な情報に基づく交渉に必要な情報の提供
 - (iii) 主な重要問題の調査
 - (iv) 相互に許容可能な交渉手続の使用
 - (v) 当初の立場を変更し、可能な場合に提案を変更する意欲
 - (vi) 十分な意思決定時間の提供

¹ この場合の「移転」は、プロジェクト関連の土地買収または土地使用の制限の結果としての、収入源またはその他の生活手段の損失につながる物理的移動（シェルターの移設または損失）、および経済的移動（資産または資産の利用手段の損失）を表す（IFC パフォーマンス基準 2012 から改変）。

このプロセスが成功した場合は、結果的に合意とそれについてのエビデンスが得られる。

([International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 7 - Indigenous Peoples - Guidance Note](#) (国際金融公社 (IFC) パフォーマンス基準7 - 先住民族 - ガイダンスノート、2012年))

- FPICは、協力的な関与を基盤に展開し、誠実な交渉プロセスを通じて確立される。これは、協議よりも有効である。
 - 同意する権利または同意を保留する権利は、影響を受ける先住民との交渉プロセスにおいて明確にする必要がある。
 - 企業は、このプロセスを実施する中で適切な専門性を必要とする。これには、社会学または人類学の専門家、ならびに影響を受ける先住民グループの地元の事情、文化、および言語の知識および理解が含まれる。
 - プロセスでは、公正および透明性の実現に努め、全てのコミュニティおよびそれについての関連部分が確実に説明を受けるようにする。
- **自由意思による**：強制、威嚇、または操作がないことを意味する。
- **事前の**：活動の許可または開始の前に同意を求める作業が十分に行われ、先住民の協議、関与、熟考プロセスに要する時間を尊重した同意であることを意味する。
- **十分な情報に基づく**：（少なくとも）以下を含む情報が提供されていることを意味する：
 - 提案されたプロジェクトの性質、規模、速度、期間、可逆性、および範囲
 - プロジェクトの理由または目的
 - 影響を受ける地域の場所
 - 経済、社会、文化および環境に及ぶ可能性のある影響（生じうるリスクおよび利益）の予備的評価
 - プロジェクトの実施に関与する可能性の高い人員
 - プロジェクトで必要とされる可能性がある手続
- **同意**：協議および参加が、同意プロセスの主要要素である。協議は、誠実に取り行う必要がある。関係者は、相互に尊重し合う雰囲気の中で適切かつ作業可能な解決策を特定できるような話し合いの場を設け、完全かつ公平な参加を得た上で十分な時間を取り、結論を出す必要がある。このプロセスでは、同意の保留も選択できる。先住民および地元コミュニティは、その中で自由に選んだ代表者、および慣習的またはその他の団体を通じて、プロセスに参加できなくてはならない。必要に応じて、女性、若者、および子どもの参加を奨励する。
- 「誠実」には、先住民がFPICプロセス／プロトコルをどう展開したいかを尊重し、「先住民」の意思決定プロセスの独立性を尊重することが含まれる。FPICプロセスは、基本的にその土地で決定され、影響を受ける人々の特別な文化および伝統を背景に展開される。企業が事前に定義するプロセスではなく、企業は先住民当局の協力および指導のもとで、これを進めなくてはならない。
 - 影響を受ける可能性のある先住民にFPICプロセス／プロトコルがある場合は、企業はそれを受け入れる。
 - 既存のFPICプロセス／プロトコルが存在しない場合、影響を受ける可能性のある先住民がそれを希望すれば、企業はリソースを提供し、彼らが企業から独立してFPICプロセス／プロトコルを策定できるよう支援する。影響を受ける可能性のある先住民が単独でFPICプロセス／プロトコルを策定することを希望しないならば、企業は、先住民の代表団体とともにFPICプロセス／プロトコルに関する相互理解の達成に向けて努力する。
 - 接触しなかった人の中に影響を受ける可能性のある先住民がいる場合、彼らは自分の領域への侵入に抵抗を示すことで、FPICの実施および提案された侵入の拒絶を明確に示すものとみなす。
- FPICプロセスの一環として、企業はIFCパフォーマンス基準7に従う：
 - 影響を回避または最小化する活動を文書化する。

- 資源の利用を特定、評価、および文書化し、影響を受けるコミュニティに彼らの土地の権利を確実に通知する。
 - できれば現金でなく、土地ベースまたは現物での補償を提案する。
 - 天然資源の継続的利用を保証し、影響を受ける先住民コミュニティのアイデンティティおよび生活の中心にある資源の利用に関連した公正で公平な利益の共有を保証する。
- FPICの十分な情報に基づく同意およびその他の局面では、影響を受けるコミュニティが意思決定前に企業の提案をより深く理解できるようにするプロセスが必要になる場合がある。企業の代表者が提供する情報のみでなく、先住民は独立した専門家のインプットおよび技術的アドバイスを利用する必要がある。以下の方法を検討する：
 - 意思決定に向けた十分な情報の提供
 - 理解しやすい形での情報提示
 - 現地言語への資料の翻訳
 - 独立した法的アドバイスまたはその他の専門家のサポートを受けるための、先住民団体の管理下にある基金の確立
- 先住民の再定住、移転、または経済的移動を提案する場合は、彼らのFPICが必要になる。
 - 提供される土地は同様の品質で、彼らが生活、および（必要かつ可能な場合は）生活様式を維持できるものでなければならない。
 - 再定住行動計画の一環として、彼らが確実に元の土地を利用し、そこに戻れるよう、十分に配慮する。
 - 下記の個別基準9.6（再定住）の一般的指針も参照されたい。
- FPICが得られたら、権利に基づくプロジェクトレベルの合意事項について、影響、リスク、利益、監視、報告、苦情制度、プロジェクトの移動・閉鎖・リハビリテーション、および文化的・宗教的場所の利用と保護などの問題に関する契約を結ぶ。
 - オーストラリアの先住地使用合意（ILUA）、およびカナダの事業による影響と利益配分等を定める条約は、こうした枠組みの合意の例である。
- FPICが得られない場合も、その旨を記録する。
- FPICプロセスに関するくわしい手引は、参考資料（[International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 7 - Indigenous Peoples - Guidance Note](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準7 - 先住民民族 - ガイダンスノート、2012年）、[Food and Agriculture Organisation of the United Nations \(FAO\) - Respecting Free, Prior and Informed Consent](#)（国際連合食糧農業機関（FAO） - 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意の尊重、2014年）、[Forest Stewardship Council \(FSC\) guidelines for the implementation of the right to free, prior and informed consent \(FPIC\)](#)（森林管理協議会（FSC）の自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）に関するガイドライン、2012年）、[International Council on Mining and Metals \(ICMM\) Good Practice Guide - Indigenous Peoples and Mining](#)（鉱業および金属に関する国際評議会（ICMM）のグッドプラクティスガイド - 先住民民族と鉱業、2015年）、[Mining, the Aluminium Industry and Indigenous Peoples](#)（採掘、アルミニウム産業および先住民報告書、2015年）、およびそれに関連する[Fact Sheet - Free Prior and Informed Consent \(FPIC\)](#)（ファクトシート - 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC））、ならびに[UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples](#)（先住民民族の権利に関する国際連合宣言）などを参照されたい。

9.5 文化的小および宗教的遺産

「事業体」は、影響を受ける「コミュニティ」と協議の上、協力しながら「事業体」の「影響範囲」にある宗教的または文化的遺産の場所および価値を特定し、影響の回避または改善のために、および当該場所または価値にアクセスする権利を引き続き確保するために、適切な行動をとらなければならない。

留意事項：

- 「先住民」の宗教的または文化的遺産の場所または価値が影響を受けるおそれがある場合には、FPICに関する個別基準9.4も適用されることに留意されたい。
- 有形の文化的遺産は、文化的、科学的、精神的、または宗教的価値を持つ唯一の、および通常は再生不可能な資源とみなされ、考古学的、古生物学的、歴史的、建築学的、宗教的、審美的、またはその他の文化的価値を有する移動可能または移動不可能な物体、場所、建造物、建造物群、地勢、または風景がこれに含まれる。
- 関連するコミュニティおよびステークホルダーとの協議を通じて、作業領域内の既存の宗教的または文化的遺産の場所および価値を特定する。
 - 先住民が自らの宗教的および文化的遺産を特定するプロセスは、先住民が管理し、外部の専門家は立ち入らない。文化的に適切な場所の特定プロセスを適宜使用する（追加資源を要する場合がある）。
- 影響を受ける可能性のあるコミュニティとの協議の上、宗教的または文化的な遺産および価値に関する一般的な方針および手続を策定する。
- 宗教的または文化的遺産の場所に影響を与える可能性のある土地の安定を乱す活動を行う前に、自社の活動からの悪影響を回避、改善、または軽減する具体的な措置を策定して実施する。
 - これらの措置の策定には、関連するステークホルダー／コミュニティに参加してもらう。
- 必要な場合は、関連するステークホルダー／コミュニティの協力のもと、これらの措置の有効性を検証する監視システムを実施する。対処を要する問題が特定された場合、コミュニティの既存の価値およびプロセスに基づくアプローチを取る。
- 文化的遺産の保護に関するくわしい手引は、参考資料（[International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 8 - Cultural Heritage - Guidance Note](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準8 - 文化遺産 - ガイダンスノート）、[Mining, the Aluminium Industry and Indigenous Peoples](#)（採掘、アルミニウム産業および先住民報告書、2015年）など）を参照されたい。

9.6 再定住

- a. プロジェクト策定にあたる「事業体」は、環境的、社会的、金銭的なコストと便益のバランスを取り、さらに、女性を含む貧困層および弱者に対する影響に特に注意しながら、物理的または経済的な移動を回避または最小化するための実現可能な代替案を考慮しなければならない。
- b. 物理的な移動が回避できない場合には、「事業体」は、影響を受ける人々と協議し協力して、少なくとも、「IFC」パフォーマンス基準5（用地取得および非自発的住民移転）で適用される要求事項を含み、かつ、影響を受ける人数にかかわらず「適用法令」を遵守した形で、「再定住行動計画」を策定しなければならない。

留意事項：

- これらの個別基準は、ASIへの参加以降の期間中または前回の「監査」以降の変更を経て検討される、または発生する、もしくは認証期間中に生じると予期される再定住に適用されることに留意されたい。「先住民」が関与する場合には、FPICに関する個別基準9.4も適用される。
- 再定住は、プロジェクト関連の土地買収または土地利用の制限の結果としての、収入源またはその他の生活手段の損失につながる物理的移動（シェルターの移転または損失）、および経済的移動（資産または資産の利用手段の損失）を表す。
- 非自発的住民移転は、影響を受ける人またはコミュニティに、物理的または経済的移動をもたらす土地買収または土地利用制限を拒む権利がない場合に生じる。これは、以下の場合に発生する：(i) 合法的収用、もしくはは一時的または永続的な土地利用の制限、(ii) 売却者

との交渉が決裂した場合に、購入者が収用手段に訴える、または土地利用に法的制限を与えることができる示談。

- 非自発的住民移転が、影響を受ける人およびコミュニティに長期的な苦難をもたらすことは、これまでの例が示している。適切に管理した場合を除き、非自発的住民移転は貧困化、ならびに移動先地域の環境被害および社会的ストレスをもたらしかねない。
- 「IFC」パフォーマンス基準5は、自発的土地取引（すなわち、売却者に売却の義務がなく、交渉が決裂した場合に、購入者が専有またはその他の強制的手続に訴えることができない場合）から生じた再定住には適用されないことに留意されたい。
- [International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 5](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準5、2012年1月）では、以下を目的とする用地取得および非自発的住民移転の国際基準を定めている：
 - 代替的なプロジェクト設計の検討により移動を回避し、回避が可能でない場合は最小化する。
 - 立ち退きの強制を回避する。
 - 失われる資産の対価に見合う補償を提供し、再定住活動の実施における適切な情報開示、協議、および影響を受ける人々の十分な情報に基づく参加を保証することにより、土地買収または土地利用の制限による社会的・経済的悪影響を予期して回避するか、または（回避が可能でない場合は）最小化する。
 - 移動する人々の生計および生活水準を改善または回復する。
 - 再定住場所に安心して永住できる適切な住居を提供することにより、物理的に移動した人の生活条件を改善する。
- 環境的、社会的、および金銭的成本と利益のバランスを取りながら、物理的移動または経済的移動を回避するか、もしくは（回避が可能でない場合は）最小化する、実現可能な全ての代替的なプロジェクト設計を検討する。
 - 性別は非常に重要な要素であり、女性の利益、可能性、および参加を追求する。性別に配慮したしくみを実施し、女性の生活への悪影響を回避する。
 - 貧困層または弱者（交渉に関与している土地所有者の土地を借り受けている人など）の権利も考慮する。
- 交渉による解決は、収用を回避し、政府当局による人々の強制立ち退きの実行を排除するために役立つ。交渉による解決は通常、影響を受ける人またはコミュニティへの公正かつ適切な補償およびその他の報酬または利益の提供、ならびに情報および交渉力の不均正のリスクの軽減により成立する。
- 非自発的住民移転は、他の全ての解決策が模索され、拒絶された場合に限り、環境的、社会的、および金銭的成本のバランスを取り、貧困層および弱者のグループへの影響を考慮した社会影響分析を通じて実行される。
- 物理的再定住（プロジェクトに人々の住居の移転が含まれる場合）では、影響を受ける全ての人とコミュニティの参加を得て、「IFC」パフォーマンス基準5に沿った「再定住行動計画」を策定し、実施する。「再定住行動計画」の詳細な範囲およびレベルは、移動の規模、および悪影響の軽減に要する措置の複雑性により異なる。この計画は、少なくとも以下の事項を必要とする：
 - 移動する全ての人々の特定。
 - 移動が不可避であることの証明。
 - 再定住を最小化するための活動の説明。
 - 法的枠組みの説明。
 - 許容可能な再定住の代替策に関する影響を受ける人々との十分な情報に基づく協議・関与のプロセス、および意思決定プロセスに彼らに関与するレベルの説明。

- 移動する全てのカテゴリーの人々に対する権利付与の説明、およびさまざまな権利付与が弱者グループにもたらすリスクの評価。
- 失われる資産の補償額の提示、その算出方法の説明、およびこれらの額が失われる資産の対価以上であることの証明。
- 移転先住居の詳細の説明。
- 該当する場合は、生計回復計画の概略説明。
- 提供される移転支援の説明。
- 「再定住行動計画」および苦情救済手続の実施に関する制度上の責任の概略説明。
- 監視および評価に関する取り決めの詳細、ならびに影響を受けるコミュニティのこのフェーズでの関与の説明。
- 「再定住行動計画」の実施に関する予定表および予算の提供。
- 再定住行動計画で検討すべき問題には主に、現地での補償、生計、住居、および生活環境の他、コミュニティの社会的・文化的連続性などがある。
 - 再定住の場所および住居を検討する場合、以下の事項の検討が適切である： 便宜さ、無理のない価格、居住適性、確実な土地保有権、文化的適性、場所の適合性、および必須サービス（健康、教育など）へのアクセス。
 - 歴史的、宗教的、または文化的に特に重要な対象物のある場所の保護、またはそれらの安全な移動について、合意された戦略の策定が必要な場合もある。
 - 個人またはコミュニティが元の土地に戻る可能性を考慮する。
- 補償基準は、透明性を確保し、影響を受ける全てに一貫して適用され、再定住時までに実施できるようにする。
 - 「IFC」パフォーマンス基準5をもとに、移動の種類および正式な法的権利に応じて、影響を受ける人を適切に分類して権利を付与する。
 - 農業中心に生計を立てているコミュニティでは、現金でなく土地ベースの補償から開始する。

物理的または経済的移動のマネジメントに関するくわしい手引は、参考資料（[International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 5 - Land Acquisition and Involuntary Resettlement - Guidance Note](#)（「IFC」パフォーマンス基準5 - 用地取得および非自発的住民移転 - ガイダンスノート、2012年）、[IFC Handbook for Preparing a Resettlement Action Plan](#)（「IFC」再定住行動計画準備ハンドブック、2001年）、および[Basic Principles and Guidelines on Development Based Evictions and Displacement \(UN Special Rapporteur\)](#)（開発に基づく立退きおよび移動に関する基本原則およびガイドライン（国連特別報告者））を参照されたい。「再定住行動計画」の概要は、「IFC」パフォーマンス基準5ガイダンスノートの付録Aに示されている。ハンドブックは、再定住計画プロセスの段階的な手引であり、実践上のツール（実施チェックリスト、サンプル調査、監視の枠組みなど）も記載している。

9.7 地元コミュニティ

- a. 「事業体」は、地元「コミュニティ」の土地、生活、および天然資源の利用について、彼らの法的または慣習上の権利および利益を尊重しなければならない。
- b. 「事業体」は、その活動によって生じる地元「コミュニティ」の生活へのあらゆる悪影響を防止し、それに対応するために適切な手段を講じなければならない。
- c. 「事業体」は、地元「コミュニティ」と共に、彼らの生活を尊重し支援する機会を探らなければならない。

留意事項：

- 個別基準9.1で実行される人権デューディリジェンス・プロセスを使用して、地元コミュニティに影響を与える問題の存在を特定する。
 - この個別基準9.7は、地方および僻地のコミュニティが、企業の業務（採掘、精製、または製錬など）によって影響を受ける可能性のある資源に依存している場合を主眼としていることに留意されたい。

- 地元コミュニティの土地および生活、ならびに関連する天然資源の利用手段および利用についての法的・慣習上の権利および利益を確実に認識し、尊重する。
 - ステークホルダーをマッピングし、彼らが存在する場合は、社会的・環境的影響評価をレビューして、現在のエンゲージメントおよび紛争解決戦略を評価する。
 - 各業務の影響範囲（直接影響を受ける地域、影響を受けるコミュニティの生活が依存する生物多様性またはエコシステムサービスへのプロジェクトの間接的影響など）を検討する。
 - 先住民を含む地元コミュニティが、生活またはコミュニティの目的のために、法的権利を持たずに土地および天然資源を利用している（季節的または周期的利用を含む）可能性があることを認識する。
 - 双方向の情報共有および意思決定プロセスに基づくコミュニティのエンゲージメントアプローチは、相互に理解し、全ての関係者からの応答を得るために役立つ。
 - 影響を受けるコミュニティに生じうる影響（業務による騒音、ダスト、および交通量増加など）を必ず検討する。より広範囲の影響としては、新しい業務が一部のコミュニティメンバーのみに利益をもたらすコミュニティ内で社会的紛争が生じ、ソーシャルダイナミクスが変わることがある。新たな労働者または求職者の流入により、コミュニティの性質が変化する場合もある。
 - 特に、生じうる影響の性別による違いを検討する。従来のコミュニティの土地に根ざした活動にもたらされる環境的影響がある場合、女性は食糧および清潔な水を家族に提供しにくくなり、女性の作業量が増えることがある。補償または雇用が家族の「代表である」男性に向けられる場合、現金ベースの経済が生じ、社会における女性の伝統的地位に影響を及ぼす。男性の一時的な労働力は、アルコール、性労働者、および暴力の増大をコミュニティにもたらし、女性の安全に影響を与える。
 - コミュニティにもたらされうる利益（地元の人々の利益になる道路・鉄道の開発、生物多様性、エコシステムサービス、および文化を高める機会など）も検討する。
 - エンゲージメントの成功は、定期的な話し合い、協議、およびやりとりに関する継続的な枠組みを必要とする。エンゲージメント活動において包括性、公平性、文化的な適切性、および権利への対応を実現する方法を検討する。
- 地元コミュニティの生活への実際のまたは潜在的な悪影響が特定された場合は、それらを防止するか、またはそれらに対処する適切なステップを取る。
 - 女性と男性双方の生活を検討する。
 - 生じうる影響または影響の範囲を考えて、組織にとってどのようなステップおよび措置が適切かを検討する。一般に、企業は地元コミュニティの生活を維持する責任は求められないが、企業が引き起こすまたは寄与する悪影響を回避・最小化する責任は求められる。
 - 生物多様性の保護措置が地元コミュニティの生活に影響を与える可能性が高い場合、生物多様性保護および天然資源の利用に関する決定は、地元コミュニティ（女性および男性を含む）との協議の上で行う。
 - コミュニティエンゲージメントのアプローチの一環として、苦情および抗議の制度を明確にし、求められるとおりに地元コミュニティおよび担当者に伝えるようにする。
- さらに、継続的なコミュニティエンゲージメントの一環として、コミュニティの生活を支援し、地元の発展に寄与するための選択肢も検討する。
 - 企業またはその他の関係者に依存することなく地元コミュニティの発展を促すイニシアチブおよび行動を検討する。
 - たとえば、能力開発、マイクロクレジット（少額融資）のイニシアチブ、農業慣行の改善、および共有天然資源のマネジメントに関するガバナンスモデルの紹介などは、さまざまな状況で成功を収めてきたモデルである。

9.8 紛争地域および高リスク地域

「事業体」は、「紛争地域および高リスク地域」において、武力紛争または「人権」侵害に関与してはならない。

留意事項：

- 企業が関与する最悪の人権侵害には、領地、資源、または政府自体の管理に関する紛争の中で生じるものがある。こうした状況では、人権制度が目的どおりに機能することは期待できない。業務を紛争地域および高リスク地域で行っても、必ずしも紛争または人権侵害に加担することにはならない点に留意されたい。
- 最初に策定されたのは、スズ、タングステン、タンタル、および金（「紛争鉱物」、
「3TG」とも呼ばれる）に対応する枠組みおよび法令である。しかし2016年、この問題についてまず参照すべきOECDデューディリジェンス・ガイダンス（以下を参照）が、そのリスクベースのアプローチを全ての鉱物資源に適用するべく更新された。
- 企業は、自社の活動を通じて、またはビジネス関係を通じて業務、製品、またはサービスを直接結び付けることにより、紛争に寄与していないことを保証する必要がある。
 - 紛争地域および高リスク地域で業務を行うリスクを検討する。
 - 紛争に配慮した調達公約を、企業の「行動規範」（個別基準1.3）、環境、社会、およびガバナンスの方針（個別基準2.1）、または人権デューディリジェンス（個別基準9.1）に統合する。
 - 紛争への寄与を回避する義務は、人権デューディリジェンス（個別基準9.1）の一要素であり、特に非合法武装集団（しばしば深刻な人権侵害を行う）を直接的または間接的に支援するリスクに関するものである。
 - 公的または民間の保安隊が使用されている場合、保安隊が紛争または人権侵害に寄与するリスクを評価する（下記の個別基準9.9も参照）。
- 最初のステップは、自社が業務を行っている、または直接的供給者がいる紛争地域または高リスク地域の特定である。地域は、地方、国、国の中の地域、または1つ以上の国境を超える区域である可能性があることに留意されたい。どこが紛争地域または高リスク地域に当たるかが不明の場合は、以下を手引として参照されたい：
 - ハイデルベルグ国際紛争研究所の紛争バロメーター
 - 国連安全保証理事会のリソース（適用可能な国連制裁を記載）
 - 国連平和維持活動
 - 米国国務省国別人権報告書
 - ウプサラ紛争データプログラム
 - インターナショナルアラート
 - 国際危機グループ
 - 国連人権高等弁務官の紛争ガイダンス
 - 該当する場合は、自社の国内リスクアセスメント、または紛争の監視および報告。
- 自社が業務または直接調達を行っている関連地域を特定したら、リスクアセスメントまたはデューディリジェンス・プロセスを使用して、人権に悪影響を与える、またはそれらの地域の紛争に寄与する重大リスクを文書化してレビューする。デューディリジェンスの詳細度は、現在の社会的または政治的状況、もしくは既存のまたは最近の紛争に対する業務の近接性、もしくは企業の地元供給者の複雑性および性質に基づき、リスクのレベルに見合うものにする。OECDデューディリジェンス・ガイダンスの附属書1に記載されている一般的な5つのステップのアプローチをレビューする：
 - 強力な企業マネジメントシステムの確立
 - サプライチェーンのリスクの特定および評価
 - 特定されたリスクに対処するための戦略の設計および実施

- サプライチェーンの特定されたポイントにおけるサプライチェーン・デューディリジェンスの独立した第三者による監査（3TGでは、これらの第三者は製錬業者／精製業者であり、こうした監査は多数の業界プログラムで採用されている）
 - サプライチェーンのデューディリジェンスに関する報告
- 紛争地域または高リスク地域で業務を行っている場合：
 - 紛争地域内の全ての非合法武装集団およびそれらの関係団体を特定するシステムが整っていることを確認し、支払い、物流支援、または装備品の提供を防ぐシステムを確立する。
- 紛争地域または高リスク地域から直接鉱物を調達している場合：
 - 供給者が紛争または人権侵害に寄与するリスク（特に、非合法武装集団に直接的または間接的支援を与えるリスク）を評価する。
 - 供給者との関係の継続、一時停止、または終了により、特定されたリスクを軽減できるかどうかを決定する。
- 可能であれば、特定されたリスクに対処するステップを、関連するASIパフォーマンス基準の個別基準の実施の中に組み入れる：
 - 紛争地域および高リスク地域内の贈収賄および不正行為の重大リスクを検討する（個別基準1.2 不正行為防止を参照）。
 - 保安隊の使用に関連する重大リスクを検討する（個別基準9.9 警備プラクティスを参照）。
 - これらの地域の児童労働（個別基準10.2）および強制労働（個別基準10.3）の重大リスクを検討する。
 - FPIC（個別基準9.4）プロセスを実行している場合、紛争（先住民の領地内に軍隊、民兵組織、警察、または武装保安隊がいる状態を含む）の存在する中での「自由意志による」の部分の意味するものを検討する。
 - 紛争地域または高リスク地域で業務を行っている、もしくはそれらの地域から調達を行っている企業は、サプライチェーンのデューディリジェンス方針および実践方法についての報告を公開する（個別基準3.1 持続可能性報告書を参照）。
 - デューディリジェンスで武装集団による紛争または深刻な人権侵害への寄与が特定された場合、企業は迅速に悪影響の是正に務めなければならない（個別基準9.1(b) 人権デューディリジェンスを参照）。
- 紛争地域および高リスク地域に関するくわしい手引は、参考資料（[OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-affected and High Risk Areas](#)（OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンス、第3版、2016年）、[UN Global Compact Guidance on Responsible Business in Conflict-Affected and High-Risk Areas](#)（国連グローバル・コンパクトの紛争被害・ハイリスク地域における社会的責任のあるビジネスの指針書（2010年））、および[Voluntary Principles on Security and Human Rights](#)（安全保障及び人権に関する自主原則）を参照されたい。

9.9 警備プラクティス

「事業体」は、公共および民間の警備提供者との関与において、一般に認められた基準およびグッドプラクティスに従って、人権を尊重しなければならない。

留意事項：

- 警備提供者の主な役割は、人、財産、または資産の保護である。安全上生じうる脅威には、一般的な盗難、詐欺、暴力的騒動、インフラ妨害行為、違法採掘、企業の製品または備品の組織的盗難、およびスタッフの誘拐、脅迫、暗殺などが含まれる。
- 公的または民間の保安隊を使用する場合は、警備人員の行為に関する文書化された方針または協定を定める。

- ここに、人権尊重の重要性、警備行動の境界、安全上の問題および紛争を管理する適切な手続、ならびに人権侵害があった場合の結果を規定する。これは、警備提供者の利用および関連するリスクに応じて、独立させることも、より大きな人権方針（個別基準9.1）の一部とすることもできる。
- 状況によっては、警備にあたる人物の武装が必要とされるが、これは警備提供者が自らのリスクアセスメントをもとに決定する。武装する人物は、適切なトレーニングを受け、適用法令に従って許可を得なければならない。
- 人権侵害への関連が確認されている公的または民間保安隊を回避する。発生する全てのリスクについて、内部の警備人員および警備提供者を定期的にレビューする。
- 方針は公開するか、または警備提供者、ステークホルダー、および自社の取り組みを受け入れている政府に必要なに応じて通知する。
- 方針に対するパフォーマンスの監視、ならびに調査および懲罰的行動（関連当局への報告を含む場合あり）に関する取り決めを行う。
- 採掘、精製、または製錬などの部門には、人権尊重の枠組みの中で企業が業務の安全およびセキュリティを維持できるよう手引きする「安全保障及び人権に関する自主原則」が策定されている。この自主原則は、9.9に示した関連する「一般に認められた基準およびグッドプラクティス」とみなすものとする。
 - この自主原則には、リスクアセスメント、公的保安隊との関係、および民間保安隊との関係が定められている。
 - この自主原則は、セキュリティのリスクアセスメントの定期的な更新、およびセキュリティ問題における地元コミュニティのエンゲージメントを求めている。
 - ここには、民間保安隊は予防的かつ防御的サービスのみを提供するものであり、国家の軍隊または法執行機関の責務を専門とするものでないことが定められている。
 - 保安隊の適切な行為および地元での利用についての企業自身の方針に、関連する原則と同様、警備人員の十分かつ効果的な訓練を規定する。
- その他の検討事項：
 - 警備提供者の存在の有無を、人権影響評価（女性に生じうる影響など）に含める。
 - 先住民領地への武装保安隊または軍隊（および関連するキャンプの場所）の新規投入または拡大は、FPICプロセス（個別基準9.4を参照）の一環として取り組まなければならない。
- 紛争地域および高リスク地域に関するくわしい手引は、参考資料（[Voluntary Principles on Security and Human Rights](#)（安全保障及び人権に関する自主原則）、および[International Code of Conduct for Private Security Service Providers \(ICoC\)](#)（民間警備会社の国際行動規範、ICoC）を参照されたい。

まとめ：

- 人権デューディリジェンス・プロセスを実施しているか？
- このプロセスの中で女性の権利を検討したか？
- 「先住民」が存在する場合、彼らの権利を尊重する方針およびプロセス（自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）など）を必要に応じて用意しているか？
- 影響を受けるコミュニティと、彼らの文化的および宗教的遺産に及ぶ可能性のある影響について協議しているか？
- 活動が物理的移動をもたらす場合、「再定住行動計画」を策定しているか？
- 地元コミュニティの生活への悪影響を防止する、またはそれに対処するステップを取っているか？
- 紛争地域または高リスク地域での業務、またはそこからの直接調達を行っているか？
- 公的または民間警備提供者が関与しているか？

10. 労働者の権利

原則

「事業体」は、労働者のディーセントワークおよび人権を支持し、ILO 中核条約およびその他の関連する「ILO 条約」に従って、尊厳と敬意をもって彼らを処遇しなければならない。

関連する個別基準

9.1 人権デューディリジェンス

11.3 安全衛生に関する従業員エンゲージメント

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性							
	10.1	10.2	10.3	10.4	10.5	10.6	10.7	10.8
ボーキサイト採掘								
アルミナ精製								
アルミニウム製錬								
「アルミニウム再溶解／精製」								
「鋳造」								
半製品								
「材料加工」（「製造および加工」）								
「材料加工」（「産業ユーザー」）								
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売								

説明：

緑に着色された個別基準は、サプライチェーン活動に一般的に適用可能なものであり、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる。

「事業体」の「認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）は、普遍的目標となり、主な人権宣言、国際連合決議、および主要会議の結果文書（世界人権宣言（1948）、世界社会開発サミット（1995）、国連の持続可能な開発のための2030アジェンダ（2015）など）で取り上げられている。

国際労働機関（ILO）は、ディーセントワークの課題に向け4つの柱を打ち立て、そのいずれについても男女平等を目指している：

- 雇用の創出 - 投資、起業、能力開発、雇用創出、および持続可能な生活の機会を生み出す経済。
- 労働における権利の保証 - 労働者の権利を認識し、尊重する。全ての労働者（特に不利な条件下にある労働者または貧困層の労働者）は、自らの利益に役立つ代表機関、参加、および法を必要とする。

- 社会的保護の拡充 - 安全で、十分な自由時間と休養が取れ、家族および社会的価値が考慮され、収入が失われたまたは減少した場合に十分な補償が提供され、十分な医療を利用できる労働条件を男女に保証することにより、社会的保護の提供と生産性の双方を促進する。
- 社会対話の促進 - 独立した強力な労働者組織と雇用者組織間の対話は、生産性向上、職場の紛争回避、および結束した社会構築の要となる。

ILO の「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」 ([MNE Declaration](#) (多国籍企業宣言)) は、社会政策と包括的で責任ある持続可能なビジネス慣行に関して、企業に直接の指針を示した ILO の唯一の文書である。この宣言は、世界中の政府、使用者、労働者が入念に議論して採択した、この分野における唯一の国際的文書である。その原則は、雇用、訓練、労働・生活条件、労使関係、一般方針の諸分野に及ぶ。全ての原則は、国際労働基準 (ILO 条約・勧告) に根ざしている。公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言で強調されているように、多国籍企業宣言は、民間企業のディーセントワーク課題への取り組みおよび理解を促す。ILO の原則および条約に基づく自発的イニシアチブには、[SA8000](#)、[ETI Base Code](#) (倫理取引イニシアチブ (ETI) ベースコード) などがある。

主な概念

児童労働 - 児童から幼年時代、潜在能力、および尊厳を奪い、彼らの社会的、身体的、および精神的発達に有害な労働。児童にとって精神的、身体的、社会的、または道徳的に危険かつ有害であり、通学の機会を奪うことにより学校教育を阻害し、通常より早く学校教育を終えることを余儀なくさせ、または、通学と過度に長時間で過重な労働との両立を強いるような労働を言う。 ([International Labour Organisation - What is Child Labour](#) (国際労働機関 - 児童労働とは) から改変)

「**危険有害児童労働**」とは、児童の健康、安全もしくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務またはそのようなおそれのある状況下で行われる業務である。 (「ILO条約」第182号) ILO勧告第190号には、労働が「危険有害児童労働」であるかどうかを判断する際に以下の事項を考慮するべきだとしている。

- (a) 児童を肉体的、心理的または性的な虐待にさらす業務
- (b) 坑内、水中、危険な高所または限られた空間で行われる業務。
- (c) 危険な機械、設備および工具を用いる業務または重量物の手動による取り扱いもしくは運搬を伴う業務
- (d) 不健康な環境で行われる業務 (例えば、危険な物質、因子もしくは工程、または児童の健康を損ねるような温度、騒音水準、もしくは振動に児童をさらすようなもの)
- (e) 長時間の業務、夜間の業務または児童が不当に使用者の敷地に拘束される業務のような特に困難な条件の下での業務

「**最悪の形態の児童労働**」は、「ILO条約」第182号において以下のように定義されている。

- (a) 児童の人身取引、債務による拘束、強制労働、および武力紛争における児童の使用等のあらゆる形態の奴隷制度。
- (b) 売春、ポルノの製造またはわいせつな演技のために児童を使用し、あつせんし、または提供すること。
- (c) 不正な活動、特に薬物の生産および取引のために児童を使用し、あつせんし、または提供すること。
- (d) 児童の健康、安全もしくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務またはそのようなおそれのある状況下で行われる業務。

団体交渉 - 使用者 (または使用者団体) および労働組合 (労働組合が存在しない場合は、自由意思により任命された労働者の代表者) が労働条件について交渉するプロセス。 ([ILO/IFC Better Work -](#)

[Guidance Sheet - Freedom of Association](#) (ILO/IFCベターワーク - ガイダンスシート - 結社の自由) から改変)

苦情解決制度 - 個人、「労働者」、「コミュニティ」または市民団体が、是正手段として、事業活動および操業に関する懸念事項を提起することができる正式なプロセス。 ([Human Rights and Grievance Mechanisms](#) (人権および苦情解決制度) から改変)

差別 - 何らかの特性、例えば人種、民族、カースト、出身国、障害、性別、性的指向、組合加入、政治的所属、婚姻状況、妊娠状況、容貌、HIV感染状況、年齢、またはその他の禁止された基準を理由として、異なる取り扱いを受けることにより、機会および処遇の平等が損なわれる場合。 ([ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Discrimination](#) (ILO/IFCベターワーク - ガイダンスシート - 差別) から改変)

強制労働 - ある者が罰則の脅威の下に強要され、かつ、当人が自ら任意に申し出たものではない一切の労務。負債の返済の手段として要求されるあらゆる労務を含む。 ([ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Forced Labour](#) (ILO/IFCベターワーク - ガイダンスシート - 強制労働) から改変)

債務による拘束 - 個人的奉仕の債務者、または債務の担保としてその債務者の管理下にある個人的奉仕の債務者による誓約から生じる状態または状況で、合理的に評価された奉仕の価値が、債務の清算に向け適用されていない、または奉仕の長さおよび性質が個別に制限および定義されていない場合。 ([ILO Supplementary Convention on the Abolition of Slavery, the Slave Trade, and Institutions and Practices Similar to Slavery](#)) (ILO奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約、1957年)

結社の自由 - 全ての労働者は、事前の許可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、およびその団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。 ([ILO Better Work - Guidance Sheet - Freedom of Association](#) (ILOベターワーク - ガイダンスシート - 結社の自由) から改変)

人身取引 - 搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫もしくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の乱用もしくはぜい弱な立場に乗ずることまたは他の者を管理下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭もしくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受すること。「人身取引」は、「強制労働」につながる可能性がある。「人身取引」は『現代の奴隷制度』とも言われている。 ([UN Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons](#) (国連人身取引議定書 (2000年) から改変)

ILO条約第29号 - 強制労働 (1930年) およびこの条約に付属する議定書P29 (2014年)

ILO条約第87号 - 結社の自由および団結権保護 (1948年)

ILO条約第95号 - 賃金保護 (1949年)

ILO条約第98号 - 団結権および団体交渉権 (1949年)

ILO条約第100号 - 同一報酬 (1951年)

ILO条約第105号 - 強制労働廃止 (1957年)

ILO条約第111号 - 差別待遇 (雇用および職業) (1958年)

ILO条約第138号 - 最低年齢 (1973年)

ILO条約第182号 - 最悪の形態の児童労働 (1999年)

これら8つの条約はILO『中核条約』とも呼ばれており、これらの問題（「強制労働」、「児童労働」、「結社の自由および団体交渉権」、「差別禁止」）は、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言（1998年）でも取り上げられている。

国際労働機関（ILO） - 三者構成による国連機関。1919年に設立され、187の加盟国から政府、使用者、労働者の代表が集まって、労働基準の設定、政策の策定、全ての男女のためのディーセントワークを推進するためのプログラムの立案を行っている。（[International Labour Organisation](https://www.ilo.org/)（国際労働機関）から改変）

労働組合 - 労働者の利益を促進し保護する職務上の目的で組織された、労働者の任意団体。トレードユニオン、または労働者組織とも呼ばれる。（[SA8000:2014](#)から改変）

移住労働者 - 国籍を有しない国で、有給の活動に従事する予定であるか、またはこれに従事している者。（UN Convention on the Rights of Migrants（国連移住労働者の権利に関する条約）から改変）

時間外 - 所定労働時間に加算される労働時間で、任意によるもの。（[Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013](#)（責任ある宝飾協議会実施規範、2013年）から改変）

報酬 - 使用者が労働者に支払う金額。賃金または給料、およびその他の現金または現物によるあらゆる便益を含む。（[ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Compensation](#)（ILO/IFCベターワーク - ガイダンスシート - 補償）から改変）

労働者 - 従業員（明示か黙示かを問わず、また、口頭によるか書面によるかを問わず、または「適用法令」で定められた、労働契約または雇用もしくは徒弟契約を締結した個人、またはその契約の下で働く個人）、および委託先（労務供給契約に従って労働を行い、またはサービスを提供する個人、企業、またはその他の法的実体）。誤解を避けるために言えば、「労働者」には「移住労働者」を含む。（[Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013](#)（責任ある宝飾協議会実施規範、2013年）から改変）

労働時間 - 雇用されている人を使用者が自由に使える時間。[ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Working Time](#)（ILO/IFCベターワーク - ガイダンスシート - 労働時間）から改変）

実施

「実施」セクションは、「パフォーマンス基準」内の個別基準のそれぞれの実施に関する一般的な指針を示す。この指針は規範ではなく、必要に応じて情報と支援を最初に求める場所とみなすものとする。

10.1 結社の自由および団体交渉権。

- a. 「事業体」は、「ILO 条約」第 87 号および第 98 号に従って、「労働者」が自由に「労働組合」を結成する権利を尊重し、「適用法令」のもとに可能な範囲で支障なく代表を選び、「労働者」評議会に参加しなければならない。
- b. 「事業体」は、労働者の団体交渉権を尊重し、「適用法令」のもとに可能な範囲で誠意をもってあらゆる団体交渉プロセスに参加し、団体交渉協定が存在する場合にはその協定を遵守しなければならない。
- c. 「適用法令」によって結社の自由および団体交渉権が制限されている国で事業を行う「事業体」は、「適用法令」で認められた「労働者」組織の代替手段を支持しなければならない。

留意事項：

- 結社の自由の権利は、世界人権宣言で宣言されている。ILOの枠組みの中では、労働のその他のカテゴリーおよび雇用の問題で、労働者および使用者が自らの利益を保護し、向上させる

ことのできる権利とみなされている。このため、結社の自由は、ILO基準の中で重要な位置を占めている。

- 労働では、結社の自由は、使用者に干渉されることなく労働組合または労働者組織を自由に形成できる権利を意味する。
 - 労働者の代表者は、職場で自分たちの職務の実行に必要な施設を利用できることが必要である。これには、従業員とのやりとりを目的とする活動時に、職場以外の指定場所を利用することも含まれる。
 - 企業は、正当な労働組合結成または労働者組織化活動で中立を維持する必要がある。これは、正当な労働組合の非難を意図する資料の作成または配布を行わず、正当な労働者の表現を妨げる目的での企業内組合の設立または支援を行わず、合法的なストライキに参加する労働者組織に制裁を加えないことを意味する。
 - 雇用では、企業は、労働および雇用に関する国内法および適用される団体協約に基づく労働者の権利、ならびに労働者は否定的な結果または報復を受けることなく選択した労働者組織に自由に参加できる旨を、労働者に伝える必要がある。
 - そうした組織への参加を望まない労働者の権利も保護され、意思に反して彼らに参加を強要することはできない。
 - 結社の自由は、使用者が労働力の組織化、または職場への組合の招致を行うべきだという意味ではなく、使用者が労働組合への参加の有無に関する従業員の決定に干渉してはならないことを意味する。労働者は自ら選択した組織の形成または参加を自由に行える（選択の自由）だけでなく、方針、プログラム、戦略などのあらゆる局面を、法の範囲内で使用者の干渉を受けずに自由に決定できる。使用者が一般的な管理または物流の支援を依頼された場合は、「干渉」とはみなされないことに留意されたい。
 - さらに、使用者は従業員をその選択内容により差別してはならない。「ILO条約」第98号は、反組合的な差別待遇からの保護を定めている。反組合的な差別待遇には、組合からの脱退または組合への不加入を労働者の雇用条件とする行為が含まれる。また、組合への加入または組合活動への参加を理由に、労働者を解雇したり、これに不利益を与えたりする行為も含まれる。
- 団体交渉は、労働者代表および使用者代表の間で生じる自発的プロセスである。通常は、雇用条件（賃金、労働時間、条件、苦情手続、および両者の権利と責任）の交渉を主眼とする。団体協約が成立したら、それが企業、部門、国レベルのいずれでも、事業内で実行する。
 - 団体交渉に参加する場合、使用者は議論し、譲歩し、相互に合意した解決策に到達する意欲をもって、誠実に取引および交渉に臨む。
 - 企業は労働者の代表および労働者組織に働きかけ、有意義な交渉に必要とされる情報を彼らに適宜提供する必要がある。
 - 労働者組織と団体協約を結んだ企業は、合意条件を尊重する必要がある。
 - 団体協約または労働者組織の活動を弱体化する、または適用される労働および社会保障の法および規則に定められた従業員への義務を回避する目的で、短期契約またはその他の措置を使用しない。
 - 合法的ストライキの防止または解除、ロックアウト支援、または誠実な交渉回避の目的で、代替労働者を雇用しない。ただし、重要メンテナンス、衛生と安全、および環境上の管理措置を合法的ストライキ時に確保する目的では、代替労働者を使用できる。
- 結社の自由および団体交渉の権利を具体的に実践する方法は、適用法令を通じて設定され、管轄区域に応じて異なる場合がある。
 - 結社の自由が現在法で制限されている国には、以下が含まれる（ただし、これに限定されない）： 湾岸諸国（労働組合が全面的に禁じられているカタール、サウジア

ラビア、アラブ首長国連邦を含む）、中国およびベトナム（組合が政府に管理され、独立的でない）（[Sedex Supplier Workbook](#)（Sedex供給者ワークブック）1.3 結社の自由および団体交渉、2013年）。

- 一部の国では、経済特区内、または移民など一部のカテゴリーの労働者に結社の自由の制限がある。こうした状況では、使用者は、衛生・安全、ハラスメント、または移住労働者の住居といった問題を扱う内部委員会で、自由に選出された労働者の代表に関与する方法を検討する。
- 結社の自由および団体交渉権が制限されている場合、使用者は労働者が関連する合法的な代替手段を尊重し、支援しなくてはならない。企業は労働者に、労働者が作成して管理している組織の代わりに、企業の管理下にある組織に参加するよう圧力をかけてはならない。
- 使用者が以下などを行った場合、結社の自由および団体交渉権が妨げられる場合がある：
 - 正当な労働者の表現を妨げる目的での企業内組合の設立または支援
 - 正当な組合結成または労働者組織活動への反対
 - 正当な労働組合の非難を意図する資料の作成または配布
 - 労働組合またはそこに加入している労働者に対する差別待遇
 - ストライキの企画またはそれに参加する労働者への制裁
 - 合法的ストライキを防止または解除させるための、代替労働者の雇用（ただし、重要メンテナンス、衛生と安全、および環境上の管理措置、またはその他の合法的活動を維持する場合は除く）
 - ロックアウトの支援、または誠実な交渉の回避
- 結社の自由および団体交渉権への対応に関するくわしい手引は、[ETI Guidance on Freedom of Association in Company Supply Chains](#)（企業サプライチェーンにおける結社の自由に関するETIのガイダンス）、および国際連合の[\(UN\) Global Compact Principle 3 - Freedom of Association and Collective Bargaining](#)（国連グローバル・コンパクト原則3 - 結社の自由と団体交渉権）を参照されたい。

10.2 児童労働

「事業体」は、「ILO 条約」第 138 号および第 182 号で定義された「児童労働」の利用、またはその利用の支援を行ってはならない。また、「事業体」は、関連する国内法および国際法を遵守しなければならない。

- a. 基本的な最低労働年齢は 15 歳とすること。
- b. 危険有害児童労働への関与、またはその支援を行わないこと。
- c. 最悪の形態の「児童労働」への関与、またはその支援を行わないこと。

留意事項：

- 児童労働は、きわめて注目度が高く、広く非難を受けている社会問題の一つである。児童労働とは、児童の通学を妨げる仕事、または精神的、身体的、社会的、道徳的に危険かつ有害である仕事を指す。
- 児童労働に関連する最低労働年齢は、15歳または国法で指定された最低年齢の、いずれか高い方とされている。
- 危険な業務（危険有害児童労働）に関する最低労働年齢は、18歳とされている。危険な業務は通常、適用法令により定められるが、一般的には以下を含む：
 - 坑内、水中、危険な高所または限られた空間で行われる業務。
 - 危険な機械、設備および工具を用いる業務または重量物の手動による取り扱いもしくは運搬を伴う業務
 - 不健康な環境で行われる業務（危険な物質、因子もしくは工程、または児童の健康を損ねるような温度、騒音水準、もしくは振動に児童をさらすようなものなど）
 - 長時間の業務、夜間の業務または児童が不当に使用者の敷地に拘束される業務

- 産業サプライチェーンの最悪の形態の「児童労働」には、上記の危険有害児童労働の他、児童奴隷、および児童奴隷に類似する慣行（債務による拘束、児童の人身取引、強制的「児童労働」、武力紛争における児童の使用など）が含まれる。
- これらの個別基準を満たすには、事業環境に適切なリスクアセスメントを実施して、どこに児童労働のリスクの可能性があるかを評価する。評価対象：
 - 危険労働の生じる領域（現在の労働者の年齢と作業を突き合わせる）
 - 自社の施設で働く委託先
 - 移住労働者および個人を特定できる情報の可用性
 - サプライチェーンにリスクをもたらす可能性のある供給者／下請業者との関係（9.1 人権デューディリジェンスも参照）
 - 採用前の年齢確認手続
- 関連する場合は、リスクを管理する行動に以下を含める：
 - 年齢の評価または確認
 - 児童労働を防止する雇用方針の強化
 - 人事部門の管理者の訓練
 - 職場における危険の対処（若年労働者など）
 - 一般的に、大人の賃金の改善により、家族が児童からの収入を必要としなくなり、教育を支援できるようになることが多い
- 児童労働の事例が発見された場合は、地元環境および適用法令を考慮し、対応を熟慮する。
 - 児童が危険労働、もしくは危険、有害または年齢不相応な作業を行っていることがわかった場合は、彼らをこれらの職務から直ちに外さなくてはならない。彼らが安全に職務を離れ、家族または保護者のもとに戻り、必要な保護（心理的・社会的ヘルスケア支援など）を受けられるよう保証する。状況によっては、関連当局への報告が必要になる。
 - 改善行動には最低限、児童が義務教育を修了するまで良質な教育を受け続けることを可能にする金銭的またはその他の支援の提供、および児童の家族の経済状態を考慮した継続的な児童福祉措置を含める。公的または民間のサービス提供者の関与が望ましい。
 - 鍵となるのは、児童が良質の教育を利用し、卒業時に実際に有意義な職につけるようにすることである。これはこれらの児童が、もし単に解雇されても、労働条件が管理されていない、または非公式経済の目立たない部分にある他の組織で働くリスクがある場合、特に重要である。
 - 児童労働の根本原因の排除を目指すコミュニティ開発プログラムの支援を検討する。これらは通常、他の機関（例：国または地方自治体、ILOなどの国際機関、労働組合、市民団体、コミュニティグループ）との協力がなければ実施できない。
 - こうした状況が、企業内で絶対に繰り返されないようにする。リスクアセスメントを再度行い、再発を防ぐにはどこで管理手段を強化する必要があるかを検討する。
- 児童労働のリスクへの取り組みに関するくわしい手引は、参考資料（[ILO Employers and Workers Handbook on Hazardous Child Labour](#)（ILOの危険有害児童労働に関する使用者・労働者ハンドブック）、[International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 2 - Guidance Note](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準2 - ガイダンスノート）、[UNICEF Children's Rights and Business Principles](#)（ユニセフの子どもの権利とビジネス原則）、デンマーク人権研究所の[Human Rights Compliance Assessment Tool](#)（人権コンプライアンスアセスメントツール） - 2.3 Child Labour and young workers（児童労働と若年労働者）などを参照されたい。

10.3 強制労働

「事業体」は、「ILO 条約」第 29 号およびその条約に付属する議定書 P29（2014 年）ならびに「ILO 条約」第 105 号で定義された「強制労働」に関与してはならず、またその利用を支援してはならない。「事業体」は、以下に示す事項を実施してはならない。

- a. 直接または何らかの職業紹介所もしくは人材派遣業者を通じた「人身取引」に関与し、またはそれを支援すること。
- b. 直接もしくは職業紹介所または人材派遣業者を通じて、何らかの形で「労働者」に預り金、採用手数料、または前受金を要求すること。
- c. 「移住労働者」に対して、いかなるときでも、宿泊預り金または保証金を要求すること。
- d. 「労働者」の債務による拘束、または、債務の返済のために強制的に働かせること。
- e. 職場において、または現場内の住居において、「労働者」の移動の自由を不当に制限すること。
- f. 「労働者」の身分証明書、労働許可証、旅券、受講証明書の原本を保有すること。
- g. いかなるときでも、不利益を受けることなく、妥当な期間において予告した上で「労働者」が自らの雇用を終了する自由を拒否すること。

留意事項：

- 強制労働は、工業国にも発展途上国にも、公式経済にも非公式経済にも、多国籍企業のグローバルサプライチェーンにも中小企業にも存在する世界的な問題である。ILO の推定によれば、世界の 2,100 万人以上の人々が強制労働を強いられており、その大部分は民間機関で行われている。
- 強制労働には、さまざまな形態がある。これには、仕事を辞める労働者への罰則、または何らかの種類の罰則の脅威が含まれる。罰則とは、物理的な制約または処罰を意味するが、国外追放、労働者の移動制限、パスポートの没収、貸付金または賃金前払い、過剰金利、賃金支払のごまかし、不法な控除、保証金の請求、企業店舗での価格／請求額釣り上げ、もしくは労働者を仕事または使用者に有効に縛り付ける賃金不払いなどの脅威を指す場合もある。
- 移住労働者は、その他のマイノリティ（先住民など）と同様、特に強制労働の被害を受けやすい。彼らは不法なまたは制限された状況で雇用されたり、経済的弱者であったり、差別を受けている民族集団の一員である可能性がある。強引な人材募集者または労働者仲介業者は、こうした要素につけこみ、身分証明書を取り上げたり、通報または国外追放を種に労働者を脅す。こうした状況で、移住労働者およびその他のマイノリティは、標準以下の労働条件（負債による拘束または契約労働など）を受け入れる場合がある。[Verité research](#) の調査は、期待できる仕事があれば、労働者はどこにでも行くことを示している。通常、労働者が債務を負うのは、搾取的かつ違法な仲介者（労働者斡旋業者および高利貸し）であり、債務を負った状態から抜け出すのは困難または不可能である。こうした労働者は、以下のようにして追い込まれる：
 - 仕事の報酬が斡旋業者の約束と異なる
 - 負債が複利で毎月増えていくことを知らない
 - 不法な賃金控除および予期せぬ手数料が生じる
 - パスポートが取り上げられているため、苦情を言うことも逃げることもできない
 - 就労ビザで使用者に縛られているため、負債から抜け出す他の手段がない
 - 奴隷のような条件または債務による拘束が、月単位または年単位で続く場合がある
- 「人身取引」は、「強制労働」につながる可能性があり、近年は新たな形態および特徴を持つようになって、情報技術の発達、輸送手段の利用、および組織犯罪と結び付くことも多い。企業は、人身取引被害者の人材募集、輸送、蔵匿、または引受を通じて、人身取引に直接関わる場合がある。供給者またはビジネスパートナー（下請業者、労働力斡旋業者、または民間の職業紹介所など）の行動を通じて、間接的に人身取引に関わる場合もある。

- 事業環境に適切なリスクアセスメントを実施して、どこに強制労働または人身取引のリスクの可能性があるかを評価する。こうしたリスクアセスメントは、定期的および継続的にを行い、リスクが変化する可能性がある場合（新たなビジネス関係または新たな場所での業務が開始する、業務または業務環境に重要な変更がある、など）には必ず実行する。評価対象：
 - 委託先、供給者、人材派遣業者、および労働力斡旋業者の利用。リスクを表すものには、労働者に課される採用手数料、パスポートの取り上げ、賃金支払いのごまかし、労働者への貸付金の提示、または労働者を業者に縛り付ける可能性のあるその他の慣行が含まれる。必ず、監督当局からライセンスまたは認証を与えられている職業紹介所および人材派遣業者を利用する。
 - 移住労働者を雇用する場合は、採用プロセスを調べ、いかなる形態の強制もなく、労働者に対する預り金または保証金の要求もないことを保証する。
 - 労働者への基本賃金支払は、物品による報酬に置き換えできないことを確認する。
 - 強制労働が、ストライキの罰則として使用されていないことを確認する。
 - 労働者の職場または現地住居の移動の自由が、不当に制限されていないことを確認する。
 - 人および財産を守るための鍵のかかったドアまたは安全措置がある場合、これが自発的に行われていることを保証する。
 - 身分証明書、労働許可証、旅券、または受講証明書の原本を、安全または法律上の目的のために保持する必要がある場合、これが一時的な措置であり、労働者の合意および理解の上であることを保証する。労働者は、いつでも自分の書類を利用でき、それらを取り戻して所有する権利を持つ。
 - 従業員に貸付を行う場合、従業員が返済できない場合に、強制労働の状況が生じるかどうかを確認する。リスクを表すものには、高金利、非常に長い返済期間、使用者または業者が労働者を欺くためまたは負債の人為的水増しに用いる不正手段などがある。
 - 採用手数料を課された後に移住労働者が被るリスクを評価する。これは、企業が被るリスクの評価と区別する。
 - 社内外の一連の情報手段を使用して、アセスメント（NGOまたは労働組合が提起した問題、新情報または専門家の報告、苦情制度を通じて明らかになった事例を含む）を伝達する。
- 関連する場合は、リスクを管理する行動に以下を含める：
 - 雇用方針または行動規範を強化して、強制労働および人身取引を防止する。雇用および採用における強制労働および人身取引のリスク（特に移住労働者が直面するリスク）に明確に取り組む方法を検討する。一次供給者、下請業者、およびビジネスパートナー（人材紹介会社を含む）に方針を適用してもらい、それらを必要に応じてビジネス契約に統合する。
 - 意識を高め、能力を構築する（人事部門管理者の訓練など）。企業は、人身取引および強制労働に関連するリスクを特定する方法について、管理者、人事・CSR担当者、内部監査人、およびその他の関連する企業スタッフを訓練する。採用および雇用におけるグッドプラクティスおよびバッドプラクティスを特定し、効果的な是正処置および改善計画について話し合う。企業は、リスクと問題に関する社内の意識を高め、サプライチェーン全体で同様にできるよう供給者と協力する。
 - デューディリジェンスの実行範囲を広げる（供給者または職業紹介所・人材派遣業者の監査またはアセスメントなど）。供給者が使用している労働力斡旋業者および民間の職業紹介所を効果的に監査するために、新たなアセスメントおよびコンプライアンスの戦略が必要かどうかを検討する。リスクアセスメントの措置は、一次供給者、彼らの下請業者、および人材紹介会社など、サプライチェーン全体で行う。

- 苦情または抗議の解決制度を整え、影響を受ける労働者が問題を提起し、改善策を利用できるようにする（個別基準9.1 人権デューディリジェンスを参照）。関係する労働者に全面的な保護を提供する是正処置計画を策定し、彼らの社会復帰、本国送還（労働者が希望する場合）、または労働市場およびコミュニティへの復帰を促す措置を取る。可能な場合は、人身取引被害を受けた移住労働者の支援を行う公的または民間の専門的な被害者救済機関と協力する。
- 国連のビジネスと人権に関する指導原則（個別基準9.1のパフォーマンス基準を参照）では、企業の行動責任は、状況に影響を与える能力ではなく、人権のリスクまたは人権への影響への関与によって決定される。
 - 直接的に影響をもたらすリスクがある場合は、その防止に必要なステップを取る（例：採用プロセスにかかった全ての費用の明細と受領書を人材紹介会社に要求する、採用にかかった費用の受領書を労働者に渡すなど）。
 - 影響に寄与するリスクがある場合は、その寄与の回避に必要なステップを取る。影響をもたらす関係者の力が及ばないよう、残りのリスクを軽減する（例：国内に倫理的な人材紹介会社がない場合、移住労働者をできる限り直接採用する）。
 - ビジネス関係を通じて自社の業務、製品、またはサービスに直接結び付いている移住労働者に影響が及ぶリスクがある場合は、影響をもたらす関係者の力が及ばないよう、リスクを軽減する。
- 生産期限を守るために必要な義務的時間外労働は、国内法令または労働協約での合意によって許可された制限時間内である場合は、強制労働とみなされないことに留意されたい。
- 強制労働のリスクへの取り組みに関するくわしい手引は、参考資料（[ILO Combating Forced Labour: A Handbook for Employers and Business](#)（2008年）、Veritéの[Fair Hiring Toolkit](#)および[Help Wanted: A Fair Hiring Framework for Responsible Business](#)、[BSR Good Practice Guide: Global Migration](#)、Institute for Human Rights and Businessの[Six Steps to Responsible Recruitment](#)および[Employment & Recruitment Agencies Sector Guide on Implementing the UN Guiding Principles on Business and Human Rights](#)、[Stronger TogetherのConstruction](#)、ならびに[International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 2 - Guidance Note](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準2 - ガイダンスノート）など）を参照されたい。

10.4 差別禁止

「事業体」は、均等な機会を確保しなければならない。また、「事業体」は、「ILO 条約」第 100 号および第 111 号に従って、性別、人種、国民的もしくは社会的出身、宗教、障害、政治的所属、性的指向、婚姻状況、扶養状況、年齢、またはその他の差別を生じる可能性のある何らかの条件によって、あらゆる「労働者」の雇用、給料、昇給、教育、昇進の機会、または雇用終了において「差別」に関与してはならず、また支援してはならない。

留意事項：

- 職業および雇用における差別は多様な形態を取り、あらゆる種類の業務設定で生じる。こうした差別は、責任、条件、訓練、昇進、または職の安全性において、従業員の処遇の差をもたらす。
- ILOの報告によれば、全世界で最も広く差別対象になっているのは、引き続き女性である。性別による差は、労働力率、失業率、報酬、および職の種類において明白である。
- 特に差別が間接的な場合、使用者が慣行における差別を特定するのは困難である。規則、慣行、または態度が一見中立的であっても、実際は疎外、ハラスメント、または特別扱いにつながる場合がある。
- 地元住民、先住民、または歴史的に不利益を被ってきた（性別または人種による差別など）グループを区別して優遇する自治体の法令または法律によって対象が定められている場合は、差別とみなされないことに留意されたい。

- 事業環境に適切なリスクアセスメントを実施して、どこに差別のリスクの可能性があるかを評価する。評価対象には、一部の国、産業部門、もしくは特定の職業、移住労働者の状況、または問題（労働組合への加入、妊娠／出産）における慣行またはパターンが含まれる。
- 多様性および反差別の訓練を、特に差別が最も生じやすい領域（雇用、昇進の慣行など）で提供する。
- 差別のリスクへの取り組みに関するくわしい手引は、参考資料（Veritéの[Fair Hiring Toolkit](#)および[Help Wanted: A Fair Hiring Framework for Responsible Business](#)、[International Finance Corporation \(IFC\) Performance Standard 2 - Guidance Note](#)（国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準 2 - ガイダンスノート）および[IFC Good Practice Note: Non-Discrimination and Equal Opportunity](#)（IFCグッドプラクティスガイド：差別禁止と機会均等、2006年）など）を参照されたい。

10.5 コミュニケーションおよびエンゲージメント

「事業体」は、労働条件ならびに職場および補償の問題解決に関して、報復、脅迫、またはハラスメントの脅威を与えることなく、「労働者」およびその代表者との開かれたコミュニケーションおよび直接的エンゲージメントを確保しなければならない。

留意事項：

- 労働条件および職場や補償の問題について、労働者およびその代表者（自由に選出された組合、代表者、または存在する場合は指名を受けた代弁者など）との開かれたコミュニケーションを確保するコミュニケーション手段を確立・使用する方法を検討する。以下も参照されたい：
 - 10.1 結社の自由および団体交渉権
 - 11.3 安全衛生に関する従業員エンゲージメント
- 参加または問題の特定について、これらの手段が、報復、脅迫、またはハラスメントの脅威を生じさせることなく機能するようにする。
- 大規模組織では、正式な苦情解決制度で労働者の苦情を受け付け、紛争および抗議を効率的かつ文化的に適切なプロセスで適宜処理することを目指す。

10.6 懲罰的慣行

「事業体」は、「労働者」に対する体罰、精神的または身体的強要、ハラスメント、セクシャルハラスメントなどのジェンダーに基づく暴力、または暴言に関与してはならず、またそれらの使用を容認してはならない。

留意事項：

- 職場における懲罰は、問題行動またはパフォーマンス問題を是正する方法とみなされる。これを従業員への処罰の一形態にしてはならない。
- 残念ながら一部の職場では、懲罰が極端な形態を取ることがある。職場で文書化されている理不尽な慣行には、以下のようなものがある：腕立て伏せ、ランニング、長時間屋外に立たせる、頭を殴るまたは叩く、暴力による威嚇、性的または人種的ハラスメント、賃金、食糧、またはサービスの差し止め。
- 監督者および委託先（保安隊など）は、懲罰の問題を適切に管理する方法について訓練を受ける。
 - 警備員および軍隊は、労働者の懲罰に参加できないようにする。彼らの役目は、構内ならびに構内の人および製品の安全保護と、必ず明確に限定する。
- 懲罰手続では、企業の服務規定および仕事のパフォーマンス基準を外れた労働者に、公正かつ人道的に対処する。
- 苦情申し立て手続および苦情解決制度は、従業員が懲罰措置に関するマネジメントの慣行または決定に関する問題を示し、それらの調査・解決を依頼する手段である。これらによっ

て、労働者は不正な処遇を監督者以外の人物に報告することができる。10.5（コミュニケーションおよびエンゲージメント）も参照されたい。

- 事業環境に適切なリスクアセスメントを実施して、どこに基本的な人間の尊厳および人権を侵害する懲罰的慣行のリスクの可能性があるかを評価する。評価対象には、一定の国、産業部門、もしくは特定の職業または問題（ストライキに対する保安隊またはマネジメント対応など）における慣行またはパターンが含まれる。

10.7 報酬

「事業体」は以下に示す事項を実施しなければならない。

- 生活賃金に対する「労働者」の権利を尊重し、所定労働時間に対して支払われる賃金は、少なくとも法定または業界の最低基準に常に適合し、「労働者」の基本的な要求を満たした上でいくらかの自由裁量所得を得るに十分なものにすること。
- 賃金の支払いは、定められた時期に法定通貨によって行われ、完全に文書化されていること。

留意事項：

- 賃金に関連する利益は国により異なるが、一般には、休日、時間外手当、疾病手当、医療給付、報奨金およびボーナス、有限の有給家族休暇、ならびに社内貯蓄制度などを含む。場合によっては、労働者に賃金外給付（ヘルスケア、宿泊設備、従業員教育、および水・電気などの基本サービスなど）が提供されることもある。
- 90%以上の国が、法令で最低賃金を定めている。この賃金は、国の一般的な経済的・社会的状況に照らして、労働者とその家族の最低限の要求を満たすように決定することが望ましい（「生活賃金」）。しかし、労働集約型産業では必ずしもこれは実現せず、従業員が生計のために過剰な労働時間または時間外労働を引き受けることにつながっている。パフォーマンスをもとに、または出来高制で算出される賃金は、法で定められた最低賃金以上にならない。
- 企業は、業務を行う全ての国の報酬および法定給付に関連する適用法令を確実に理解するようにする。関連する最低賃金率は、地域、業務の種類、労働者の技能レベル、または労働者のカテゴリー（見習い、臨時雇い、実習生など）によって異なる。
- 法定最低賃金が定められている場合、企業はそれを尊重する。規制システムで最低賃金が定義されていない場合、企業は業務を行っている地域または国の一般的な産業慣行をもとに、自社の労働者の最低賃金を定義する。賃金は、労働者の基本的な要求を満たし、いくらかの自由裁量所得を得るに十分なものでなければならない。
 - 生活賃金は、コミュニティ内で安全かつ適切な生活水準を維持するための基本的要求を満たすことができる賃金と定義される。最低賃金と生活賃金の間に開きがある場合は、これに対処する方法を検討する。その他の手引および方法は、[生活賃金に関するSA8000認証](#)および[Global Living Wage Coalition](#)（世界生活賃金連合）を参照されたい。
- 一般に、必要な通常時間を超える労働（時間外）、公休日、一週間のうちの休日、および夜間の労働では、労働者への支払い額が割増される。これらの時間の賃金割増率は、政府または団体協約（いずれか高い方を適用）により設定される。通常の時間外と、夜間、公休日、および一週間のうちの休日の時間外労働には、異なる割増率を適用することができる。
- 労働者が契約に定められている通りに、労働者に都合のよい方法および場所で、法定通貨で、銀行振込、現金／小切手、または為替（法で認められている場合）による定期的な支払いを確実に受けられるようにする。商品券、クーポン、または約束手形による支払いは認められない。
 - 通常の労働時間、ならびに夜間、一週間のうちの休日、および公休日の時間外労働時間について、正しい割増率の賃金を支払う。
 - 労働者に、彼らが理解できる言語で賃金およびその計算方法を伝える。

- 賃金支払いは、国内法に従って労働者に直接かつ定期的に行う必要があり、遅延、延期または保留することはできない。
 - 法、団体協約、または労働者の同意により許可されている場合は、小切手または為替（法で認められている場合）を使用して、労働者に賃金を法定通貨で直接支払う。商品券、クーポン、または約束手形による支払いは禁止されている
 - 国内法で認められた控除、前払い、および貸付のみが許可され、処置を策定または提供する場合は、労働者の完全な同意および理解のある場合に限定するものとする。
 - 労働時間、割増賃金率、および基礎控除の計算について、明確かつ透明性のある情報を労働者に提供し、労働者が自分の収入を完全に管理し続けられるようにする必要がある。
- 「ILO条約」第95号は、一定の状況下で賃金の一部の現物給与を許可している。特に、「適用法令」または団体協約によりこの形態の支払いが許可されている、慣例的に行われている、労働者とその家族の個別の利用および利益に適している、およびこうした現物給与が公正で合理的である場合がこれに当たる。
 - 現物給与は、実行される仕事の従業員が受け取る現金以外の報酬である。これには、食糧、飲料、燃料、衣類、履物類、無料または補助金供与の住宅または交通手段、電気、駐車場、保育園または託児所、低利息または利息ゼロの貸付、ローン補助金などが含まれる。
 - 物品またはサービスの形の現物給与は、使用者への労働者の依存状況を生じさせるために使用してはならない。現物給与は一部に限定し、労働者の現金報酬が全て失われることのないようにする。
 - 現物給与は労働者の賃金の一部のみを構成し、提供される利益は、公正な評価を受け、かつ労働者個人およびその家族の必要を満たすものでなければならない。
- 賃金からの控除額は、デュープロセスによって決定されなければならない。正当な控除には、所得税、年金掛金、および組合費などが含まれる。従業員契約または団体協約に明示的に規定されている場合を除き、控除は従業員の行動に対する懲罰措置として行わない。労働者は、通常の給与明細またはそれに類似した文書に記載される控除の条件と範囲の通知を受ける。
- 強制的な貯蓄制度は、それらが「事業体」の所有または管理するものであり、労働者からの賃金天引きの口実として使用される場合、正当な控除に含まれない。これらの制度は、労働者を犠牲にして「事業体」に利益を与え、労働者が他の勤め口または使用者に自由に移動することを妨げる場合がある。これらの制度に参加を強要された労働者は、通常、雇用期間終了時にこれらの制度から全ての入金額を受け取ることが難しい。
- 労働者が、使用者または職場から支給物またはサービスの購入を強要されることがあってはならない。これは、強制労働のリスクを示す場合がある。企業店舗、またはそれに類似するものが存在する場合は、商品を公正かつ妥当な価格で販売する必要があり、利益を増やすため、または労働者に負債を与える目的で、価格を吊り上げてはならない。
- 貸付金および賃金前払いは、法的制限を超えないようにし、労働者に関連する条件（利率、返済期限など）を伝える。

10.8 労働時間

「事業体」は、労働時間（「時間外」労働時間を含む）、公休日、および年次有給休暇に関して、「適用法令」および業界基準を遵守しなければならない。

留意事項：

- 労働時間は、安全かつ人道的な労働条件の基本要素である。製造業および採取産業の過剰な労働時間は、今も市民団体および労働組合が提起する最も一般的な問題の一つである。

- 法令によるまたは合意済みの週労働時間を超える全ての労働時間は、時間外労働とみなされる。時間外労働は、自発的であるべきで、強制的なものであるべきではない。労働時間の制限は、よりよいワークライフバランスを促し、労働者のストレスに関連する職業条件および事故率を低減する。
- 企業は、業務を行う全ての国の労働時間および休暇に関連する適用法令を確実に理解するようにする。労働組合またはその他の労働者団体との団体交渉で、労働時間、時間外労働、休憩、および休暇を取り上げる。
 - 労働者が「適用法令」で認められている時間数を超える労働を強制されないよう、プロセスを整える必要がある。こうした法令がなければ、「ILO条約」第1号に、1日8時間、週48時間の労働が規定されている（一部の産業環境または緊急時／不可抗力の状況を除く）。
 - 合法的に認知されている団体協約の一部である場合を除き、時間外労働は自発的に行う必要がある。労働者は、罰則、解雇、または当局への告発の脅威のもとに、時間外労働を強制されてはならない。ILOは時間外労働の最大時間数を設定していないが、一般的な基準は週12時間である（通常労働時間と時間外労働時間を合わせて最大週60時間）。
 - ILOは多国籍企業に対し、賃金を下げることなく、通常労働時間を週48時間から40時間へと徐々に減じていくよう促している。
- 各労働者の労働時間数の記録、および時間外労働・有給休暇の追跡に有効なシステムを開発する。管理者および労働者がシステムを理解し、労働時間の記録、および通常の労働時間の変更を簡単に行えるようにする。
- 関連する場合は、事業環境に適したリスクアセスメントを実施し、最大労働時間を超過したり、有給休暇を取れないリスクがないかどうかを評価する。

まとめ：

- 労働者が自ら選択した組織または組合に自由に関われるようにしているか？
- 児童労働の利用または支援のリスクを評価しているか？
- 強制労働または人身取引への関与または支援のリスクを評価しているか？
- 差別への関与または支援のリスクを評価しているか？
- 労働者との開かれたコミュニケーションおよび直接的エンゲージメントのための手段があるか？
- 許容できない懲罰的慣行のリスクを評価しているか？
- 労働者に適切な報酬を提供しているか？
- 労働時間に関する適用法令および業界標準に準拠しているか？

11. 労働安全衛生

原則

「事業体」は、全ての労働者および委託先に安全かつ衛生的な労働環境を提供し、これを促進しなければならない。

関連する個別基準

2.1 環境、社会、およびガバナンスの方針

2.6 緊急事態対応計画

適用性

サプライチェーン活動	パフォーマンス基準での個別基準の適用性			
	11.1	11.2	11.3	11.4
ボーキサイト採掘				
アルミナ精製				
アルミニウム製錬				
「アルミニウム再溶解／精製」				
「鋳造」				
半製品				
「材料加工」（「製造および加工」）				
「材料加工」（「産業ユーザー」）				
「アルミニウム」を含有する製品のその他の製造または販売				

説明：

緑に着色された個別基準は、サプライチェーン活動に一般的に適用可能なものであり、その「事業体」の「認証範囲」に含まれる。

「事業体」の「認証範囲」の定義に関する詳細情報については、ASI保証マニュアルを参照されたい。

背景

労働者が仕事の結果として害を受けないようにするのは、事業者の基本的責任である。安全衛生のマネジメントシステムおよびプログラムは、通常、直接の従業員、契約労働者または仲介業者からの派遣労働者、および一般人（企業の業務により影響を受ける可能性のある参観者および地元コミュニティなど）を対象に設計される。

適切な安全と衛生を促す予防的な安全衛生の文化は、大きな利益をもたらす。これらの利益には、スタッフのパフォーマンスおよび動機付け、ならびにケガ・病気・病欠、保険請求、保険料、および規則違反の罰金の低減などがある。安全衛生のマネジメントに問題があると、職場のケガ・病気・死亡事故のリスクが高まり、商業的なパフォーマンスおよび評判が損なわれ、それによって組織の持続可能性に悪影響が及ぶ。

従来の安全衛生プログラムは、主に職場関連のケガと病気（仕事関連のストレス、疲労、ワークライフバランスなど）の防止に焦点を当てていた。労働者の一般的な健康および福祉のためのプログラムを開発し、より広い局面（心の健康と安全、ストレス、疲労、仕事の適性、肥満、中毒、ワークライフ

フバランスなど）から健康に取り組む事業者が増えている。これらのプログラムの意図は、プライバシーの問題に配慮して健康問題または個人的問題の支援を求める労働者を保護しながら、職場の健康と安全を強化することである。

主な概念

国際労働機関（ILO） - ILO には、安全衛生の問題を扱う 80 以上の条約および勧告がある。これらは、特定の産業、さまざまな部門に影響を与えるリスク、および予防措置または保護措置に関するものである。こうした勧告は、政府規制で取り込まれる場合もあるが、企業が追加の指針を示すこともある。（[International Labour Organisation - Safety and health at work](#)（ILO - 職場における安全衛生）から改変）

ILO 条約第 155 号（1981 年）および第 187 号（2006 年） - 危険源の特定、教育訓練、衣服と個人用保護具の提供に関する基準および推奨事項を定めている。

ILO 条約第 176 号（1995 年） - 鉱山における安全衛生を扱う。第 3 部では、化学物質の取り扱い、緊急事態対応、従業員が地元当局に事故を報告する権利などの問題について、一般的な推奨事項を提示している。第 8 条では、それぞれの鉱山に適した緊急事態対応計画を要求している（ILO 勧告第 183 号では、この計画の内容についてより詳細に規定している）。

労働安全衛生（OH&S） - 労働に従事する人々、または雇用される人々の安全、衛生、福祉の保護に関すること。（[Safe at Work](#)（職場の安全））

労働者 - 従業員（明示か黙示かを問わず、また、口頭によるか書面によるかを問わず、または「適用法令」で定められた、労働契約または雇用もしくは徒弟契約を締結した個人、またはその契約の下で働く個人）、および委託先（労務供給契約に従って労働を行い、またはサービスを提供する個人、企業、またはその他の法的実体）。（[Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013](#)（責任ある宝飾協議会実施規範、2013 年）から改変）

訪問者 - 「事業者」の「施設」、事業場または「事業者」の「管理」下にある場所を訪問している人であって、その「施設」、事業場、場所の「労働者」ではない人。

実施

「実施」セクションは、「パフォーマンス基準」内の個別基準のそれぞれの実施に関する一般的な指針を示す。この指針は規範ではなく、必要に応じて情報と支援を最初に求める場所とみなすものとする。

11.1 労働安全衛生（OH&S）方針。

「事業者」は以下に示す事項を実施しなければならない。

- トップマネジメントが承認し、リソースの提供を通じて支援する、「労働安全衛生」「方針」を施行し、伝達し、定期的にレビューすること。
- 「事業者」が管理するあらゆる領域または活動に居合わせる全ての「労働者」および「訪問者」に対して、その「方針」を適用すること。
- 労働安全衛生に関する「適用法令」、国際標準、および労働安全衛生に関する「ILO 条約」（関連する場合には「ILO 条約」第 155 号および第 176 号を含む）を遵守するという公約を「方針」に盛り込むこと。
- 「労働者」には自分の労働における危険源および安全慣行を理解する権利があり、不安全な作業を拒否または中止する権限があることを「方針」に盛り込むこと。

留意事項：

- 安全衛生に関する文書化された方針を全ての「労働者」に実施し、伝達する。
 - 方針の策定、実施、および維持管理は、独立させるか、またはASIパフォーマンス基準の個別基準2.1（環境、社会、およびガバナンスの方針）で求められる「事業体」の方針に統合してもよい。
 - 方針の実施および維持管理の詳細については、本ガイダンスの個別基準2.1を参照されたい。
- 全ての種類の労働者および全ての職場（オフィス環境を含む）について、以下の問題に取り組む方法を検討する：
 - 協働的な安全の文化の確立
 - 労働者の安全衛生の権利の尊重
 - 法的要求事項およびその他の関連国際基準（ILO条約など）の遵守
 - 管理および労働を安全かつ衛生的に行う方法
 - 安全で衛生的な職場
 - 安全な状態の材料、装置、ツール、および機械
 - 安全で衛生的な施設（トイレ、食堂、応急手当室など）
 - 全ての労働者への危険に関する情報提供、訓練、および監督（作業の危険に関する知識および意識、ならびに安全な労働活動の実行方法および装置の操作方法を含む）
 - 安全でない作業を報復措置を恐れずに拒否または停止し、これらの状況をリスクが差し迫っている人々およびマネジメントに直ちに報告する責任および権限
 - 労働者と協議する、危険の特定、リスクアセスメント、およびリスクの管理についてのプロセス（11.2を参照）
 - 安全衛生の方針、プログラム、および手続の全ての局面（計画、リスクアセスメント、実施まで。検査、監査、事故、事故調査を含む）において、包括的かつ有意義な参加型のしくみ（「労働者」またはその代表とマネジメントの合同安全衛生委員会など）で、安全衛生に影響を与える問題を労働者と協議するプロセス。（11.3を参照）
 - 方針および支援システムの定期レビュー、ならびにそれらの実施（11.4を参照）

11.2 労働安全衛生マネジメントシステム。

「事業体」は、適用される国内および国際標準に適合した「労働安全衛生」「マネジメントシステム」を文書として作成しなければならない。

留意事項：

- 文書化された労働安全衛生マネジメントシステムを策定し、採用し、実施して、「事業体」の労働安全衛生リスクを管理する。
 - 目的にかなう一貫した文書化は通常、機能的なマネジメントシステムの基盤を成し、小規模企業ではかなり単純化される場合がある。
 - 詳細については、本ガイダンスの個別基準2.3を参照されたい。
- OHSAS 18001などの国際基準は、一部のビジネスに関連するマネジメントシステムモデルを提供している。
 - 注： ISOが現在作成中の新しい基準[ISO 45001, Occupational health and safety management systems - Requirements](#)（ISO 45001労働安全衛生マネジメントシステム - 要求事項）は、公開され次第このリンクから参照できるようになる。
- 安全衛生マネジメントシステムの責任者となる上級管理者を指名する（個別基準2.2を参照）。
- 安全衛生のリスクの特定およびアセスメント、ならびに行動および管理方法の確立を必ず文書化し、このプロセスを「労働者」（またはその代表者）およびマネジメントと協力して実施する。

- マネジメントシステムの性質および範囲は、「事業体」の規模、場所、およびその他の要素を反映する。リスクの低い小規模企業では、単純な手続で十分有効である。
- 関連する場合は、以下の種類の職場の危険を検討する：
 - 機械装置および可動式装置の使用（警備、オペレーターおよびメンテナンス担当者の訓練、ゼロ出力状態にするシャットダウン手続、ロックアウトおよびタグアウトの手続など）
 - 材料（溶銑を含む）および薬品のインベントリ、危険情報、保管および取り扱い
 - さまざまな状態（固体、液体、ガス、ミスト、塵、粉塵、浮遊粒子など）の危険材料、騒音、および温度レベルへの曝露。危険の性質（腐食、有毒、発がん性、変異原性、催奇性、窒息、増感）、人体に入る経路および人体からの除去、目的の細胞／器官／組織に及ぶ可能性のある影響の性質、ならびに適切な管理手段をもとに検討する
 - 心理的要因および精神的幸福感
 - 単独作業
 - 高所作業
 - 閉鎖空間
 - エネルギーのかかるシステム（圧力、温度、電気など）
 - 不適切な照明または換気
 - 人間工学的危険、および負担を反復する行動
 - 全ての従業員（18歳未満などの若年労働者、高年齢労働者、妊娠中の労働者、ハンディキャップのある労働者など）について職場の安全を保証する
 - 一般的な産業衛生
 - 整理整頓の問題
- 以下の優先順位で改善機会を特定するのが一般的である：
 - 解消／代用：作業プロセスの行動の除去または変更により、危険を解消する／置き換える（危険性の低い薬品で代用する、別の製造プロセスを使用するなど）。
 - 管理：開始する時点、またはそれが不可能な場合はできるだけそれに近い時点で危険を管理する（現地の排気、部屋の分離、機械の保護、音の遮断と騒音管理など）
 - 最小化：安全な作業システムの設計および管理／制度上の措置により、危険を最小化する（安全データシートなどの情報提供、仕事の交替制、安全な作業手続に関する教育と訓練、職場の監視、最終手段としての曝露または作業時間の制限、個人用保護具（PPE）の使用など）。
- 個別基準2.6に従い、合理的に予測しうる全ての緊急事態について、対応手続および避難計画を定め、それらを定期的にテストする。生じうる緊急事態には、火事、爆発、救急医療、高温または危険薬品による事故、爆破予告、武力衝突、自然災害などがある。
- 診療所や病院に近い低リスクの環境でも、適切な応急手当の準備、および十分な訓練を受けた応急手当提供者を確保する。
- 標準アプローチ（[OHSAS 18001 Occupational Health and Safety Management System](#)（OHSAS 18001 労働安全衛生マネジメントシステム）、または [ILO-OSH 2001 Guidelines on Occupational Safety and Health Management Systems](#)（ILO-OSH 2001 労働安全衛生マネジメントシステムに係る ILO ガイドライン）など）を検討する。一般に、これらは以下の要素に関するものである：
 - 安全衛生に関する文書化された方針／方針マニュアルの策定（個別基準11.1参照）。
 - 全ての種類の労働者および全ての職場（オフィス環境を含む）の問題に取り組むプロセス。
 - 安全衛生（職場の心の健康と安全を含む）の文化の確立。
 - 労働者の安全衛生の権利の尊重。

- 「労働安全衛生」の「適用法令」の特定および遵守。
- 安全かつ衛生的な労働の方法。
- 衛生的かつ安全な職場。
- 安全かつ衛生的な状態の装置、ツール、および機械。
- 安全で衛生的な施設（トイレ、食堂、応急手当室など）。
- 全ての労働者に向けた情報、訓練、および監督。
- 危険の特定、リスクアセスメント、およびリスクの管理プロセス（個別基準11.2を参照）。
- 労働者の安全衛生に影響を与える問題について労働者と協議するプロセス（個別基準11.3を参照）。
- 方針および支援システムの定期レビュー、ならびにそれらの実施（個別基準11.4を参照）。
- 注：ISOが現在作成中の新しい基準[ISO 45001, Occupational health and safety management systems - Requirements](#)（ISO 45001労働安全衛生マネジメントシステム - 要求事項）は、公開され次第このリンクから参照できるようになる。

11.3 安全衛生に関する従業員エンゲージメント。

「事業体」は、「労働者」が「労働安全衛生」の問題についてマネジメントに提起し、協議し、解決に関与できるように、合同安全衛生委員会などのしくみを「労働者」に提供しなければならない。

留意事項：

- 労働者が、委員会などのプロセスにおいて自分たちの代表者を自由に選べるようにする（組合を通じて、または労働者たちの推薦／選挙など）。
 - 現地の委託先に委員会への参加資格がない場合も、委員会またはそれに類するものを、彼らが安全衛生上の問題を提起するしくみとして機能させる。
- このしくみを利用して、定期的に話し合いの場を設け、事故に対応する。またこれを利用して、従業員、委託先、およびマネジメントにより特定された長期・短期双方の衛生傾向に対処することもできる。
 - 労働者が、批判また報復を恐れずに衛生安全の問題を提起できるようにする。
 - 時間と責任の所在を明確にして、話し合った問題、取った措置などの会議の記録を維持管理する。
- 安全衛生の問題または改善について労働者の意見を聞くための、非公式なプロセス（投書箱、チームミーティングなど）の追加を検討する。
 - 性別、言語、および教育レベルを考慮に入れる方法を考える。
- この個別基準は、個別基準10.5（コミュニケーションおよびエンゲージメント）と併せて実施する。

11.4 労働安全衛生パフォーマンス

「事業体」は、遅行・先行情報を使って労働安全衛生パフォーマンスを評価し、可能であれば同業他社やベストプラクティスと比較し、継続的に改善するよう努めなければならない。

留意事項：

- 特定の業界ガイダンスに従って、関連する安全衛生の遅行情報および先行情報を特定し、これらの情報に関するパフォーマンスを定期的に監視する。
 - 遅行情報は、安全パフォーマンスへの反応の性質を測定する従来型の安全基準である。遅行情報には、ケガの頻度や重大度、損失時間、および労働者の賠償金が含まれる。安全の先行情報は、パフォーマンスを予測する手段であり、危険を特定して

重大なケガを防止または管理する行動を促すために使用される。先行情報には、安全監査の数、訓練を受けた「労働者」の数、リスクプロファイルの削減、または「労働者」調査の結果が含まれる。先行情報と遅延情報はともに、「事業体」による労働安全衛生パフォーマンスの測定および改善に役立つ。

- 大規模な職場または組織では、通常、目標に対する進捗状況を監視するが、小規模企業は、自社のパフォーマンスを常に同業他社と比較できるとは限らない。
- パフォーマンスの指標とする情報には、マネジメントおよび労働者（またはその代表者）との共同の合意が必要である。
- 規模または場所が似ている同業他社のベストプラクティスを定期的にレビューし、自社の慣行およびパフォーマンスの基準を定めて改善の機会を特定する。
- 安全衛生上の事故を調査し、その結果から関連する危険の管理をレビューして、改善の機会を特定する。
 - 直接的な結果は取るに足らないものでも、重大な結果が生じ得たニアミスの状況を含める。
 - 確実に是正処置の実施を追跡し、しかるべく実施されたら、再発防止におけるこれらの処置の有効性を判断する。
 - 調査チームには、マネジメントと労働者（またはその代表者）を含める。
- 事故からの学習内容および事故の処置は、影響を受ける全ての関係者と共有する。
- 現地の規則で、職場の事故またはパフォーマンスの記録が必要な場合がある。表面化するまで時間のかかる病気（騒音により生じる難聴、職業がんなど）が生じる可能性がある場合は、労働安全衛生データの30年間以上の保存が必要になる場合がある。

まとめ：

- 労働者と共同で策定し、マネジメントの承認を得た文書化された安全衛生方針を実施しているか？
- 方針および支援システムを、定期的な訓練などにより、労働者および訪問者に伝えているか？
- 労働者の安全衛生の権利（安全でない作業を知る、安全でない作業への参加、拒否または停止）を尊重しているか？
- 職場の危険のリスクアセスメント、ならびにリスクを最小化するためのマネジメントのシステムおよび管理措置の実施を行っているか？これはマネジメントおよび労働者（またはその代表者）と共同でなされているか？
- 労働者が労働安全衛生の問題についてマネジメントに提起し、協議し、解決に関与できるようなくみ（合同安全衛生委員会など）があるか？
- 労働安全衛生パフォーマンスを定期的に評価して、改善の機会を特定しているか？

用語集

認定	「ASI 基準」への適合について監査および評価を実施する「監査人」の能力を確認すること。
外来種	過去または現在の自然な分布の外側から持ち込まれた種、亜種、またはより低位の分類。生存し、その後繁殖する可能性のある、当該種のあらゆる部分、配偶子、種子、卵、散布体を含む。 (Secretariat of the Convention on Biological Diversity, 2002)
アルミナ	酸化アルミニウム。ボーキサイト鉱石から精製されて、「アルミニウム製錬」へのインプットとなる。
アルミナ精製	ボーキサイト鉱石から「アルミナ」を抽出するプロセス。一般的にはバイヤー法による。
アルミニウム	「アルミニウム」は、元素記号 Al で原子番号 13 の化学物質である。銀白色で、軟らかく、非磁性、延性のある金属である。「アルミニウム」は、地殻内で 3 番目に多い元素であり、最も多い金属である。純粋「アルミニウム」としても、また、他の金属 (Mg、Si、Mn、Cu、Zn、Fe、Cr など) との合金としても利用可能である。 ASI 文書では、この金属を製造するために使われる原材料 (ボーキサイト鉱石およびアルミナ) および「アルミニウム」合金についても、総称として「アルミニウム」と呼ぶことがある。ASI では金属「アルミニウム」を対象としており、アルミニウムを含有する他の形態の化合物は対象としない。
アルミニウム加工スクラップ	「アルミニウム」を含む物質で、製造プロセスまたはそれに類似したものによる廃棄ストリームから外れたもの。(ISO14021:2016 から改変) この物質は、生成されたあらゆる場所において、必ずしも規制対象廃棄物ではないことに留意されたい。「アルミニウム加工スクラップ」は、その物質が意図的に製造されたものでなく、最終用途に適していないもので、それを生成した同じプロセスで再利用できないものである場合には、ASI 加工・流通過程の管理基準において「プレコンシューマースクラップ」とみなされる可能性がある。
アルミニウム再溶解／精製	アルミニウム加工スクラップおよび使用済みアルミニウム製品をリサイクルするプロセス。不要な元素または不純物を除去してアルミニウム二次地金の品質を改善するプロセスを含むことがある。
アルミニウム製錬	アルミニウム酸化物、すなわちアルミナからアルミニウムを抽出するプロセス。一般的にはホール・エルー法による。
適用法令	「事業体」が事業を行う国または複数の国において、関連する国際法または国、州、もしくは地方自治体の法令。これには、法律、規則、および法定政策が含まれるが、これに限定されるものではない。「適用法令」と ASI パフォーマンス基準の要求事項との間に不一致が生じた場合、「事業体」は、それが「適用法令」に違反する結果となる場合を除いて、より上位の基準に従うべきである。 (Responsible Jewellery Council - Code of Practices 2013 (責任ある宝飾協議会実施規範、2013 年) から改変)

影響範囲	以下に該当する事項によって影響を受ける可能性のある領域を包含する。 (a) 「事業体」の活動および施設、または計画外であるが予測可能な開発によって生じる影響であって後日もしくは別の場所で発生するおそれがあるもの、またはプロジェクトによる生物多様性への間接的な影響もしくはコミュニティの生活が依存しているエコシステムサービスに対する間接的な影響。 (b) 関連施設。すなわち、「事業体」が管理していない施設であるが、他に理由がなければ建設または拡張されなかったはずのものであり、かつ、その施設がなければ「事業体」の活動が不可能であると思われるもの。 (c) 「事業体」の活動によって利用され、または直接に影響を受ける地域または資源に対して、他の既存の、またはリスクおよび影響の識別プロセスを実施した時点において、計画または合理的に定められている、開発によって発生する漸増的な影響が累積された影響。 (a) の例としては、プロジェクトの現場、直接の空気流域および水流域、または輸送回廊（国際的な輸送経路）がある。また、間接的な影響としては、送電回廊、パイプライン、運河、トンネル、道路移設および通行、地域の借用および使用、現場宿舎、ならびに土地の汚染（例：土壌、地下水、表流水、堆積物）がある。 (b) について、関連施設の例としては、港、ダム、鉄道、道路、自家発電所または送電線、パイプライン、ユーティリティ、倉庫、および物流ターミナルがある。 (c) について、累積された影響とは、科学的な懸念または影響を受けるコミュニティの懸念に基づいて、一般的に重要だと認識される影響に限定される。累積された影響の例としては、空気流域へのガス排出の漸増的寄与、複数箇所の取水による流域における水流の減少、流域における堆積物の増加、渡り鳥の経路または野生生物移動の阻害、コミュニティの道路における通行車両の増加による交通渋滞および事故の増加がある。 (International Finance Corporation (IFC) Performance Standard 1 - Guidance Notes (国際金融公社 (IFC) パフォーマンス基準 1 - ガイダンスノート) から改変) 注： 「影響範囲」は、7.1（水の管理）、8.1（生物多様性）、および9.5（文化的および宗教的遺産）で、所定の「認証範囲」に対する「事業体」による影響評価およびリスク管理に関連して言及されている。 「影響範囲」における一部の活動および関連する影響／リスクは、「事業体」の「管理」下にあることがある。ただし、これらの個別基準により要求される場合は、「事業体」はこれらの影響およびリスクを評価し、実行可能であれば軽減方法または管理手段を用意する。 「事業体」の「影響範囲」の一部である関連施設であって、「事業体」の「管理」下にあるものは、「認証範囲」には含まれない。すなわち、「事業体」の「管理」下にある関連施設の活動および関連する影響／リスクは、「事業体」の適合性を判断するにあたって考慮されない。
--------------------	--

生物多様性の価値が高い地域	複数の政府系および非政府系組織によって、生物多様性の特徴によって重要であると認められた地域。これは一般には、陸上、水中、または海上において生物多様性の世界的な持続に著しく貢献し、保護すべき優先順位の高い生息地を含んでいる場所である（国連生物多様性条約の下で作成された生物多様性国家戦略および行動計画のもとで指定されることが多い）。生物多様性の価値が高い地域を定める、国際的に認められた方法および基準の例を以下に示す。 Key Biodiversity Areas （重要な生物多様性地域）および High Conservation Value Areas （保護価値の高い地域）。
ASI	アルミニウム管理イニシアチブ
ASI 認定監査人	ASI の客観的な選定基準に適合し、ASI「監査」を実行することを認定された、独立した第三者の立場にある人または組織。
ASI 苦情解決制度	ASI の基準策定プロセス、認証プログラム、監査人の行為、ならびに ASI の方針および手続に関する苦情について、公正かつ適時に客観的な解決を確保することを目指す。詳細はこちら。 http://aluminium-stewardship.org/asi-complaints-mechanism/
ASI メンバー	以下に示す 6 種類の ASI メンバーシップクラスのいずれかに属している事業体または事業体の集団。 - 製造および加工（ASI 認証の対象） - 産業ユーザー（ASI 認証の対象） - 市民団体 - 下流サポーター - 協会 - 総合サポーター このパフォーマンス基準において「メンバー」という用語を使用する場合、それは「製造および加工」または「産業ユーザー」クラスの「ASI メンバー」を意味している。
ASI 基準	ASI パフォーマンス基準（Performance Standard）および ASI 加工・流通過程の管理基準（Chain of Custody（CoC） Standard）。
監査	「ASI メンバー」の「ASI 基準」への適合性を確認する目的で、独立した第三者である「ASI 認定監査人」によって実施される評価。監査の種類としては、「認証監査」、「サーベイランス監査」および「再認証監査」がある。
監査人	ASI の客観的な選定基準に適合し、ASI「監査」を実行することを認定された、独立した第三者の立場にある人または組織。
ボーキサイト採掘	営利目的で地球からボーキサイトを採取すること。
ボーキサイト残渣	バイヤー法によってボーキサイト鉱石からアルミナを精製する際に発生する残留廃棄物。主に酸化鉄、酸化チタン、酸化ケイ素、および溶解しなかったアルミナで構成されており、さらに、ボーキサイトの原産国によって異なるさまざまなその他の酸化物も含んでいる。 （ Bauxite Residue Management: Best Practice （ボーキサイト残渣管理：ベストプラクティス）、IAI/EA、2015から改変）
生物多様性行動計画	生物多様性を保護または強化するための計画。（ Earthwatch、2000 年 ）
生物多様性ミティゲーションヒエラルキー	生物多様性リスク管理を支援するためのツール。環境影響評価（EIA）で広く適用されている。以下のステップが階層化されている：回避、最小化、機能回復、修復、代償。（ Business Biodiversity and Offsets Programme (BBOP) & United Nations Environment Programme (UNEP) Finance

	Initiative, 2010 （ビジネスと生物多様性オフセットプログラム（BBOP）および国連環境計画（UNEP）金融イニシアチブ 2010）から改変）
贈収賄	違法、非倫理的、または背任となる行為の誘因としての利益を提供、約束、贈与、受領、または要請すること。誘因としては、贈り物、融資、報酬、謝礼、またはその他の便益（税金、サービス、寄付、好意的な扱いなど）という形態をとる可能性がある。（ Transparency International Anti-Corruption Glossary （トランスパレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）
鋳造工場	ここでは、通常は「液体金属」、固体金属またはその他の合金を原料として、炉で溶融したアルミニウムを鋳造して、顧客の仕様に合致した特定の「鋳造製品」とする。または、溶融アルミニウムを「液体金属」として顧客に供給する。 「 鋳造製品 」は、ASI 加工・流通過程の管理基準において、「アルミニウム」またはその合金で、インゴット、スラブ、バー、ビレット、ワイヤーロッド、またはその他の特殊製品の形態をとり、製造した「鋳造工場」およびユニークな識別番号を表示する物理的な刻印またはマーキングを製品に施し、または製品に添付したものと定義されている。
認証	「ASI 認定監査人」が実施する「認証監査」の結果に基づいて ASI が発行する証明であり、適用される「ASI 基準」および文書化された「認証範囲」に対して必要な「適合性」のレベルが達成されていることを示す。
認証範囲	「認証範囲」は、「メンバー」によって定義されるもので、事業、「施設」、または「事業活動」のどの部分が「ASI 認証」の対象となるかを規定する。「認証範囲」には 3 種類のアプローチがある。 ■ 事業レベル：「メンバー」企業全体、「メンバー」の子会社、または「メンバー」のビジネスユニットを対象とする。 ■ 施設レベル：「メンバー」の事業全体の一部分である、単一の「施設」または複数の「施設」を対象とする。 ■ 製品／プログラムレベル：単一の特定の製品／プログラムまたは複数の製品／プログラムを対象とする。
児童労働	児童から幼年時代、潜在能力、および尊厳を奪い、彼らの社会的、身体的、および精神的発達に有害な労働。児童にとって精神的、身体的、社会的、または道徳的に危険かつ有害であり、通学の機会を奪うことにより学校教育を阻害し、通常より早く学校教育を終えることを余儀なくさせ、または、通学と過度に長時間で過重な労働との両立を強いるような労働を言う。（ International Labour Organisation - What is Child Labour （国際労働機関 - 児童労働とは）から改変） 「 危険有害児童労働 」とは、児童の健康、安全もしくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務またはそのようなおそれのある状況下で行われる業務である。（「ILO条約」第182号） ILO勧告第190号には、労働が「危険有害児童労働」であるかどうかを判断する際に以下の事項を考慮するべきだとしている。 (f) 児童を肉体的、心理的または性的な虐待にさらす業務 (g) 坑内、水中、危険な高所または限られた空間で行われる業務。 (h) 危険な機械、設備および工具を用いる業務または重量物の手動による取り扱いもしくは運搬を伴う業務

	(i) 不健康な環境で行われる業務（例えば、危険な物質、因子もしくは工程、または児童の健康を損ねるような温度、騒音水準、もしくは振動に児童をさらすようなもの） (j) 長時間の業務、夜間の業務または児童が不当に使用者の敷地に拘束される業務のような特に困難な条件の下での業務 「最悪の形態の児童労働」は、「ILO条約」第182号において以下のように定義されている。 (e) 児童の人身取引、債務による拘束、強制労働、および武力紛争における児童の使用等のあらゆる形態の奴隷制度。 (f) 売春、ポルノの製造またはわいせつな演技のために児童を使用し、あっせんし、または提供すること。 (g) 不正な活動、特に薬物の生産および取引のために児童を使用し、あっせんし、または提供すること。 (h) 児童の健康、安全もしくは道徳を害するおそれのある性質を有する業務またはそのようなおそれのある状況下で行われる業務。
行動規範	組織の行動（最低限のコンプライアンスならびに組織、スタッフおよびその他の人員に対する懲罰を含む）に関する一連の期待および基準を規定する、原則および価値観の表明。（ Transparency International Anti-Corruption Glossary （トランスぺアレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）
団体交渉	使用者（または使用者団体）および労働組合（労働組合が存在しない場合は、自由意思により任命された労働者の代表者）が労働条件について交渉するプロセス。（ ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Freedom of Association （ILO/IFC ベターワーク - ガイダンスシート - 結社の自由）から改変）
コミュニティ	事業またはプロジェクトに地理的に近接した場所に所在する人々または地域社会、特に、物理的環境、健康または生活について、現実、または潜在的に、プロジェクトに関連する直接のリスクまたは悪影響を受ける人々または地域社会に対して一般的に適用される用語。特定の地域に住む人々または家族の集団について言うことが多い。場合によっては、共通の利害関係（水利組合、漁業、牧畜業、放牧業など）がある。共通の文化的小および歴史的伝統を持つことも多い。その一体感の度合いはさまざまである。（ IFC Performance Standard 1 - Assessment and Management of Environmental and Social Risks and Impacts - Guidance Note （IFCパフォーマンス基準 1 - 環境および社会へのリスクおよび影響の評価およびマネジメント - ガイダンスノート）から改変）
苦情解決制度	個人、「労働者」、「コミュニティ」または市民団体が、是正手段として、事業活動および操業に関する懸念事項を提起することができる正式なプロセス。（ Human Rights and Grievance Mechanisms （人権および苦情解決制度）から改変）
遵守（「適用法令」の）	法務、事業、および財務に関する全ての活動が、現行の法律、規則、規範、規制、基準および一般市民の期待に適合していることを確保するための、組織内の手続、システム、または部署を言う。（ Transparency International Anti-Corruption Glossary （トランスぺアレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）

紛争地域および高リスク地域	武力紛争、犯罪ネットワークによるものを含む広範にわたる暴力、または広範にわたって深刻な危害が人に及ぶその他のリスクの存在が確認される地域。武力紛争の形はさまざまで、国際的なものや非国際的なもの、2カ国以上が関与する場合、解放戦争が含まれるもの、または内乱や内戦などの場合がある。高リスク地域は、紛争のリスクが高い地域や、OECDデューディリジェンス・ガイダンスの附属書IIの第1段落で定義された深刻で広範な人権侵害のリスクが高い地域である。その人権侵害は以下に示すものである。あらゆる形態の拷問、残虐、非人道的で品位を傷つける扱い。あらゆる形態の強制労働。最悪の形態の児童労働。広範な性的暴力など、その他の著しい人権侵害および虐待。または、戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺。多くの場合、そうした地域の特徴は、政情不安や政治的抑圧、制度上の問題点、不安定さ、公共インフラの崩壊、広範にわたる暴力、国内または国際法違反、などである。（ OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High Risk Areas （OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンス、第3版、2016）から改変）
管理	「事業体」による「管理」とは、以下の事項を言う。 1. 「管理」下にある事業もしくは「施設」について、直接もしくは間接に過半数を所有する、またはその議決権（もしくはこれに相当するもの）の50%以上を（単独で、もしくは他の主体との契約によって）「管理」すること。または、 2. 取締役または経営者（または「管理」下にある事業もしくは「施設」でこれに相当する者）の少なくとも半数を罷免、任命、または指名する権利を直接または間接に（他の主体との契約による場合を含む）有すること。または、 3. 「管理」下にある事業または「施設」について、日々の経営マネジメント（例えば、職場の基準の策定およびその適用の実施）を執行していること。または、 4. 関連する司法管轄区域において、上記(1)、(2)に記載されたものと類似した「管理」に関する法的に認められたあらゆる概念。 上記では企業という文脈で「管理」を定義しているが、他の組織形態、例えばフランチャイズ加盟者、ライセンス被許諾者、および該当する場合には個人または家族による「管理」についても、類推によって適用される。
不正行為	委任された権利を個人的利益のために乱用すること。不正行為は、失われた金額および発生した分野に応じて、大規模不正行為、小規模不正行為、政治的不正行為という分類がある。（ Transparency International Anti-Corruption Glossary （トランスパレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）
CO ₂ 換算（CO ₂ -eq）	GHG 排出は、物理的単位（例えばトン）または CO ₂ 換算（CO ₂ 換算トン）のいずれかで表示することができる。物理的単位から CO ₂ 換算への換算係数は、対応する GHG の地球温暖化係数（最新版の IPCC 報告書による）である。（ UNFCCC から改変 ）
直接 GHG 排出	「事業体」によって所有または管理される排出源からの排出。（ The Greenhouse Gas Protocol （温室効果ガスプロトコル）から改変）

	「間接 GHG 排出」参照。
水への放出	以下に示すいずれかの状況を通じて、地下水、表流水、下水に放出された廃水であって、河川、海洋、湖、湿地、処理施設、および地下水脈につながるもの。 - 定められた放出地点（点源放出） - 分散した、または不明確な状況での地上への放出（非点源放出） - 組織からトラックによって搬出された汚水。 集められた雨水および生活排水は、水の放出とはみなされない。 (Global Reporting Initiative - GFI G4 Implementation Manual)（グローバルレポーティングイニシアチブ - GFI G4実施マニュアル）、2013、p253から改変）
差別	何らかの特性、例えば人種、民族、カースト、出身国、障害、性別、性的指向、組合加入、政治的所属、婚姻状況、妊娠状況、容貌、HIV感染状況、年齢、またはその他の禁止された基準を理由として、異なる取り扱いを受けることにより、機会および処遇の平等が損なわれる場合。 (ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Discrimination)（ILO/IFCベターワーク - ガイダンスシート - 差別）から改変）
ドロス	「アルミニウム再溶解／精製」および「鋳造工場」の炉で発生する溶解アルミニウムの表面上で「アルミニウム」、「アルミニウム」酸化物およびガスが完全に混和された層。スキミングとも呼ばれ、金属を鋳造する前に取り除かなければならない。液体金属の容器（例えば、炉または搬送用取鍋または搬送用チャンネル）の底および壁からも回収される。 (Aluminium Recycling in Europe)（欧州におけるアルミニウムリサイクル）、European Aluminium（欧州アルミニウム協会）から改変）
デューディリジェンス	企業がリスクを特定し評価する、また、特定されたリスクに対応する戦略を策定し実施するための、継続して行われる積極的および受動的プロセス。 (OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High Risk Areas)（OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデューディリジェンス・ガイダンス）から改変） 「人権デューディリジェンス」参照。
大気への排出	国際条約または国内法もしくは規則によって規制されている大気への排出（「事業体」の事業に対する環境許可証に記載されているものを含む）。 (Global Reporting Initiative - GFI G4 Implementation Manual)（グローバルレポーティングイニシアチブ - GFI G4実施マニュアル）、2013、p252から改変）
事業体	「ASIメンバー」が所有する、またはその「管理」下にある企業、またはそれに類似するもの。「事業体」は、「ASIメンバー」の一部または全部を構成する可能性がある。「パフォーマンス基準」の適用に関して、「事業体」は、「ASI認証」を取得し、またはその取得に努める。さらに、「事業体」は、定められた「認証範囲」において「パフォーマンス基準」を実施する責任がある。
強要	権力のある地位または知識を保有することを直接的または間接的に利用して、威圧的な脅迫の結果として不当な協力または補償を要求する行為。 (Transparency International Anti-Corruption Glossary)（トランスパレンシーインターナショナル腐敗防止用語集）から改変）

施設	施設とは、以下に示す要件を満たす現場または事業所である。 「メンバー」の管理下にある。 「ASI 認証」の目的において、文書化された「認証範囲」に含まれている。
ファシリテーションペイメント	少額の支払い。『円滑化』、『迅速化』、または『潤滑油』の支払いとも言う。支払者が法的またはその他の権利を持つ定常的または必要な活動の実施を確実にする、または促進するために行われる。 (Transparency International Anti-Corruption Glossary (トランスパレンシーインターナショナル腐敗防止用語集) から改変)
強制労働	ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、右の者が自ら任意に申し出たものではない一切の労務。負債の返済の手段として要求されるあらゆる労務を含む。(ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Forced Labour (ILO/IFCベターワーク - ガイダンスシート - 強制労働) から改変)
自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)	先住民の歴史および現在の実情の多様性、さらには、その制度および意思決定の慣行の広範性を考慮すると、あらゆる場合に通用するような FPIC の定式化は不可能である。先住民の権利を扱う国連機関が検討を重ねて、FPIC に関する要求事項として 4 つの構成要素で具体化された重要な原理が提示されている。 『自由意思による』とは、強要、脅迫、または不正操作を現実に行わず、またはそのように感じられることなく同意を求めること、および、先住民が協議の形式を選定できることを意味する。また、この自由というのは、FPIC を得るための協議に参加するということだが、先住民の果たすべき義務ではなく、自己決定権であることを反映している。 『事前の』とは、先住民の権利の享受に影響を及ぼすおそれのある、あらゆる決定または活動の前に十分な余裕を持って同意を求めること、および先住民が自分たちのプロセスに従って、かつ自分たちの自由意志によって選んだ代表者および機関を通じて、決断するのに必要な時間を取れるようにすることを意味する。 『十分な情報に基づく』とは、プロジェクトの潜在的なリスクおよび便益について、先住民が有意義な評価をするのに必要な全ての情報を完全に開示することを意味する (プロジェクトの位置、期間、範囲、影響、便益、またはパートナーシップモデルを含む)。この情報は、関係する先住民が理解可能な形式で、彼らによって同意されたプロセスを通じて提供されなければならない。これには、影響評価への参加または先住民による実施、独自に技術的および法的助言を得るための資金提供、便益に関する交渉を含む。 『合意』とは、自由意思による、十分な情報に基づく原住民の自主的な決定について、その結果に関わらず、全ての関係者が尊重することを意味する。この決定は、関係する原住民との、誠実な、権利に基づく協議および協力の結果でなければならない。また、この決定は、彼らが自ら選択した手続および所要時間に従って、自己決定、包括性、合意、調和および世代間の福祉を基礎とした先住権を前提として、彼らに受け入れられるべきである。

	(Mining, the Aluminium Industry and Indigenous Peoples (採掘、アルミニウム産業および先住民)、2015 - ASI先住民アドバイザリーフォーラムで策定したものから改変)。
結社の自由	全ての労働者は、事前の許可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、およびその団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。(ILO Better Work - Guidance Sheet - Freedom of Association (ILOベターワーク - ガイダンスシート - 結社の自由) から改変)
温室効果ガス (GHG)	赤外線放射を吸収することができ、大気中の熱を捕捉して保持する大気中の気体化合物。大気中の熱が増大することにより、温室効果ガスは、温室効果の原因となり、最終的には地球温暖化につながる。UNFCCCは、6種類のGHGを対象としている。すなわち、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、亜酸化窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、および六フッ化硫黄(SF ₆)である。(UNFCCCから改変)
有害廃棄物	発生した時点で国内法令によって有害廃棄物と規定されている廃棄物、およびバーゼル条約の規定によって有害とみなされた処理済み廃棄物。(Global Reporting Initiative - GFI G4 Implementation Manual (グローバルレポーティングイニシアチブ - GFI G4実施マニュアル)、2013、p123から改変) 「非有害廃棄物」参照。
人権	国際的に認められた基準に基づいて、全ての人が「差別」なしに持っていると考えられる普遍的な権利および自由。少なくとも、国際人権章典、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言、および「適用法令」で規定された権利を含む。(UN Office of the High Commissioner on Human Rights (国連人権高等弁務官事務所) から改変)
人権デューディリジェンス	理性的かつ良識的な企業が、その環境(事業分野、事業環境、規模および類似分野)を考慮して、人権を尊重する責任を果たすために実施する継続的なマネジメントプロセス。(The Corporate Responsibility to Respect Human Rights: An Interpretive Guide (人権尊重についての企業の責任-解釈の手引き-) (国連、2012)) 「デューディリジェンス」参照。
人身取引	搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫もしくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう、権力の乱用もしくはぜい弱な立場に乗ずることまたは他の者を管理下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭もしくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、または収受すること。「人身取引」は、「強制労働」につながる可能性がある。「人身取引」は『現代の奴隷制度』とも言われている。(UN Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons (国連人身取引議定書 (2000年) から改変)
IFC	国際金融公社。IFCは、世界銀行グループのメンバーであり、発展途上国の民間企業に重点を置いた世界最大の開発組織である。 (International Finance Corporation (国際金融公社) から改変)
ILO 条約	ILO条約第29号 - 強制労働 (1930年) ILO条約第87号 - 結社の自由および団結権保護 (1948年) ILO条約第95号 - 賃金保護 (1949年) ILO条約第98号 - 団結権および団体交渉権 (1949年)

	ILO条約第100号 - 同一報酬（1951年） ILO条約第105号 - 強制労働廃止（1957年） ILO条約第111号 - 差別待遇（雇用および職業）（1958年） ILO条約第138号 - 最低年齢（1973年） ILO条約第182号 - 最悪の形態の児童労働（1999年） これら8つの条約はILO『中核条約』とも呼ばれており、これらの問題（「強制労働」、「児童労働」、「結社の自由」および「差別禁止」）は、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言（1998年）でも扱われている。 ILO条約第155号（1981年）および第187号（2006年） - 危険源の特定、教育訓練、衣服と個人用保護具の提供に関する基準および推奨事項を定めている。 ILO条約第176号（1995年） - 鉱山における安全衛生を扱う。第3部では、化学物質の取り扱い、緊急事態対応、従業員が地元当局に事故を報告する権利などの問題について、一般的な推奨事項を提示している。第8条では、それぞれの鉱山に適した緊急事態対応計画を要求している（ILO勧告第183号では、この計画の内容についてより詳細に規定している）。 「国際労働機関（ILO）」参照。
影響評価	重要な決定が行われて確約されるのに先立って、開発提案の生物物理学的、社会的、その他の関連する影響を特定、予測、評価、および低減するプロセス。（International Association of Impact Assessment（国際影響評価学会））同学会は、「流出および漏洩」などの重要な事故のリスク評価もよく実施している。
先住民	先住民の多様性を考慮して、「先住民」の公式な定義は、いずれの国連機関でも採用されていない。そのかわりに国連諸機関では、以下の事項に基づいてこの用語の現代的な理解を策定した。 - 先住民としての個人レベルでの自己認識、および先住民のメンバーとしてのコミュニティによる受容。 - 植民地以前または入植者以前の社会との歴史的連続性 - 地域および周囲の天然資源との強いつながり - 独特な社会的、経済的、または政治的システム - 独特な言語、文化、および信仰 - 社会における非優勢集団の出身 - 独特な集団およびコミュニティとして、祖先の環境およびシステムを維持および再生する決意。 （UN Permanent Forum on Indigenous Issues（国連先住問題常設フォーラム）から改変）
間接 GHG 排出	「事業体」の活動の結果としての排出であるが、他の事業体が所有または管理する発生源からの排出。（The Greenhouse Gas Protocol（温室効果ガスプロトコル）から改変） 「直接 GHG 排出」参照。
国際労働機関（ILO）	三者構成による国連機関。1919年に設立され、187の加盟国から政府、使用者、労働者の代表が集まって、労働基準の設定、政策の策定、全ての男女のためのディーセントワークを推進するためのプログラムの立案を行っている。（International Labour Organisation（国際労働機関）から改変）

	「ILO 条約」参照。
産業ユーザー	以下に示す組織が利用できる ASI メンバーシップクラス。(1)航空宇宙、自動車、建設、耐久消費財、工業、IT、およびこれらに類似する分野でアルミニウムを含有する消費者向け／民生用製品を製造する組織 (2)飲料、食品、薬品、およびこれらに類似する分野でその製品の包装にアルミニウムを使用する組織
ISEAL	ISEAL は、代表的な世界規模の持続可能性基準活動である。 (ISEAL Alliance (ISEAL アライアンス))
労働組合	労働者の利益を促進し保護する職務上の目的で組織された、労働者の任意団体。トレードユニオン、または労働者組織とも呼ばれる。 (SA8000:2014 から改変)
ライフサイクルアセスメント (LCA)	「LCA」とは、ライフサイクルの全体を通しての、材料およびエネルギーのインプットおよびアウトプット、ならびに製品またはサービスシステムの機能に直接起因する関連した環境影響のまとめおよび評価 (ISO 14040 : 2006) 。
ライフサイクルインベントリ (LCI)	製造の各段階に関連する、エネルギーおよび原材料のインプットならびに大気、地上および水への環境放出を定量化するためのデータのインベントリ (ISO 14040 : 2006) 。
液体金属	熔融した形態の「アルミニウム」。
マネジメント代表者	基準の要求事項への適合を確保するために、会社によって任命されたトップマネジメントのメンバー。 (Social Accountability International, SA8000: 2008 , p5 (ソーシャルアカウンタビリティインターナショナル) から改変)
マネジメントシステム	作業が正確に矛盾なく効率的に実施されて求められた結果を達成すること、およびパフォーマンスの継続的改善を促進することを確保するための組織的枠組みについて、全体として保証するマネジメントプロセスおよび文書化。 (Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013 (責任ある宝飾協議会実施規範、2013 年) から改変)
材料加工	「鑄造製品」またはアルミニウム半製品をさらに加工して (例えば、切削、スタンピング、曲げ、接合、鍛造、製品鑄造、包装材製造など)、最終組み立てまたは充填、および最終顧客への販売のために使用または販売される、製品または部品とすること。
移住労働者	国籍を有しない国で、有給の活動に従事する予定であるか、またはこれに従事している者。 (UN Convention on the Rights of Migrants (国連移住労働者の権利に関する条約) から改変)
鉱山リハビリテーション	外乱を受けた土地を安定した生産可能な状態に復帰させること。 (International Council on Mining and Metals (国際金属・鉱業評議会))
非有害廃棄物	有害廃棄物とみなされない、他のあらゆる形態の固体または液体の廃棄物 (廃水を除く) 。 (Global Reporting Initiative - GFI G4 Implementation Manual (グローバルレポーティングイニシアチブ - GFI G4実施マニュアル)、2013、p123から改変) 「有害廃棄物」参照。
労働安全衛生 (OH&S)	労働または雇用に従事する人々の安全、衛生、福祉の保護に関すること。 (Safe at Work (職場の安全))
時間外	所定労働時間に加算される労働時間で、任意によるもの。 (Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013 (責任ある宝飾協議会実施規範、2013年) から改変)

方針	原則および目的の表明。 (Responsible Jewellery Council Code of Practices 2013 (責任ある宝飾協会実施規範、2013 年) から改変)
製造および加工	以下に示す活動のうち 1 つ以上を行う組織が利用できる ASI メンバーシップクラス。ボーキサイト採掘、アルミナ精製、アルミニウム製錬、アルミニウム再溶解/精製、半製品、または材料加工。
報酬	使用者が労働者に支払う金額。賃金または給料、およびその他の現金または現物によるあらゆる便益を含む。 (ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Compensation (ILO/IFC ベターワーク - ガイダンスシート - 補償) から改変)
再定住行動計画	影響を受ける人数にかかわらず、失われる土地その他の資産を完全に代替する費用の補償を含む、少なくとも「IFC」パフォーマンス基準 5 で適用される要求事項に適合するために策定された計画。この「計画」は、移転による悪影響を軽減し、開発の機会を特定し、再定住の予算およびスケジュールを策定し、ならびに影響を受ける全てのカテゴリーの人々に対する権利付与を確立するために作成される。貧困層および弱者のニーズに特に注意する。 (IFC Performance Standard 5 - Land Acquisition and Involuntary Resettlement (「IFC」パフォーマンス基準 5 - 用地取得および非自発的住民移転) (2012))
ソルトスラグ	「アルミニウム」スクラップをフラックス塩と共に再溶解した後に発生する残留物。フラックス特性が失われる量の金属性および非金属性粒子が内部に取り込まれた塩で構成される。「ソルトケーキ」とも言う。 (Aluminium Recycling in Europe , (欧州におけるアルミニウムリサイクル)、European Aluminium (欧州アルミニウム協会) から改変)
スコープ 1	全ての直接 GHG 排出。 (The Greenhouse Gas Protocol (温室効果ガスプロトコル))
スコープ 2	購入した電気、熱または蒸気の消費による間接 GHG 排出。 (The Greenhouse Gas Protocol (温室効果ガスプロトコル))
スコープ 3	その他の間接排出。例えば、購入した素材および燃料の抽出および製造、「事業体」が所有または管理していない車両による輸送関連活動、スコープ 2 の対象外となる電気関連活動 (例えば送配電損失)、外注された活動、廃棄物処理など。 (The Greenhouse Gas Protocol (温室効果ガスプロトコル))
半製品	後の「材料加工」またはさらに下流の加工および最終製品の製造に向けた中間加工段階としての「鋳造製品」の圧延または押し出し。半製品の例としては、薄板、箔、缶材、押し出しロッド、バー、型材、パイプ、チューブ、およびその他の圧延製品 (例えば、荒引線、ワイヤー、粉末、ペースト)。
使用済みポットライニング (SPL)	ポットの改修によって発生する「アルミニウム製錬」プロセスの副産物。「SPL」は、フッ化物、シアン化物、および活性金属成分を含むので「有害廃棄物」とみなされる。使用済みポットライナーまたは使用済みセルライナーとも呼ばれる。 (Aluminium Stewardship Initiative (アルミニウム管理イニシアチブ) から改変) 「未処理SPL」参照。
流出および漏洩	人間の健康、土地、植物、水域、および地下水に影響を及ぼす有害物質の偶然による放出。 (Global Reporting Initiative - GRI G4 Implementation Manual (グローバルレポーティングイニシアチブ - GFI G4 実施マニュアル)、2013、p252 から改変)。

基準	この文書では、ASIパフォーマンス基準を言う。
持続可能性報告書	企業または組織の日常活動によって発生する経済、環境、および社会への影響について企業または組織が発行する報告書。 (Global Reporting Initiative (グローバルレポーティングイニシアチブ) から改変)
未処理使用済みポットライニング (未処理 SPL)	活性を変化させて有害な特性を除去するための処理を完全にまたは部分的に実施していない「SPL」。(アルミニウム管理イニシアチブ)
訪問者	「事業体」の「施設」、事業場または「事業体」の「管理」下にある場所を訪問している人であって、その「施設」、事業場、場所の「労働者」ではない人。(アルミニウム管理イニシアチブ)
廃棄物	「有害廃棄物」および「非有害廃棄物」
廃棄物ミティゲーションヒエラルキー	「廃棄物ミティゲーションヒエラルキー」は、「廃棄物」の発生、保管、取り扱い、処理、輸送および処分に関連する影響から人間の健康および環境を保護する、一連のプロセスの選択肢であって、最も好ましいものから最も好ましくないものまで、と要約することができる。このヒエラルキーは、原材料およびプロセス操作の便益を最大化し、「廃棄物」の発生を最小化することを目指すものである。以下に示すように、再利用、リサイクルおよび回収のコンセプトを含んでいる (好ましい選択肢から好ましくない選択肢という順で並んでいる)。 1. <u>回避</u>。家庭、産業、および全てのレベルの政府によって発生する廃棄物について、抑制または減量するための行動を含む。 2. <u>資源回収</u>。再利用、リサイクル、再処理、およびエネルギー回収を含む。回収した資源の最も効率的な利用に合致する。 3. <u>処分</u>。全ての処分という選択が、環境に最も責任ある方法で行われるようにするマネジメントを含む。 (Environmental Protection Authority NSW および European Union Waste Framework Directive (NSW 環境保護局および EU 廃棄物枠組み指令) から改変)
水流域	全ての水流および降雨が共通の出口に向かって流れる陸上の地域。共通の出口とは、貯水池、湾口、または河川流路に沿ったいずれかの地点への流出である。水流域という言葉は、集水域、流域と同じように使われることがある。 (United States Geological Survey (USGS) (米国地質調査所) から改変)
労働時間	雇用されている人を使用者が自由に使える時間。 ILO/IFC Better Work - Guidance Sheet - Working Time (ILO/IFCベターワーク - ガイダンスシート - 労働時間) から改変) 「時間外」参照。
世界遺産	1972 年のユネスコ 文化遺産条約 に規定された場所。ASI の個別基準は、国際金属・鉱業評議会 (ICMM) の 2003 年鉱業および保護地域に関するポジションステートメントと整合している。 (International Council on Mining and Metals, 2003 (国際金属・鉱業評議会、2003 年))
労働者	従業員 (明示か黙示かを問わず、また、口頭によるか書面によるかを問わず、または「適用法令」で定められた、労働契約または雇用もしくはは徒弟契約を締結した個人、またはその契約の下で働く個人)、および委託先 (労務供給契約に従って労働を行い、またはサービスを提供する個人、企業、またはその他の法的実体)。誤解を避けるために言えば、「労働者」には「移住労働者」を含む。 (Responsible Jewellery

	Council Code of Practices 2013 （責任ある宝飾協議会実施規範、2013 年） から改変）
--	--



Aluminium Stewardship Initiative Ltd

(ACN 606 661 125)

www.aluminium-stewardship.org
info@aluminium-stewardship.org